

平成23年第4回能登町議会定例会 会期日程(予定)表

平成23年12月

会 期	日	曜	開 議 時 刻	摘 要
第 1 日	8	木	午前 10 時 00 分	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議案上程 提案理由の説明 質疑・委員会付託 陳情上程 朗読・委員会付託
第 2 日	9	金		休会(常任委員会)
第 3 日	10	土		休会
第 4 日	11	日		休会
第 5 日	12	月		休会(常任委員会)
第 6 日	13	火	午前 10 時 00 分	一般質問
第 7 日	14	水	午前 10 時 00 分	一般質問
第 8 日	15	木		休会
第 9 日	16	金	午前 10 時 00 分	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

開 会（午前１０時００分）

開会・開議

議長（久田良平）

ただいまから、平成２３年第４回能登町議会定例会を開会いたします。

ただいまの、出席議員数は、地方自治法第１１３条に規定する定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（久田良平）

日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定によって、８番南正晴君、９番向峠茂人君を指名いたします。

会期の決定

議長（久田良平）

日程第２「会期の決定」の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から１２月１６日までの９日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から１２月１６日までの９日間に決定いたしました。

諸般の報告

議長（久田良平）

日程第３「諸般の報告」を行います。地方自治法第１２１条の規定により、

本定例会に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布しましたので、ご了承願います。

本定例会に、町長より別冊配布のとおり、議案３４件が提出されております。また、監査委員から、平成２３年８月分、９月分、１０月分の例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配布いたしましたので、ご了承を、お願いします。

これで、諸般の報告を終わります。

議案７５号から議案１０８号

議長（久田良平）

日程第４議案第７５号「平成２３年度能登町一般会計補正予算」から、日程第１３議案第８４号「平成２３年度能登町簡易水道特別会計補正予算」までの１０件、及び、日程第１４議案第８５号「能登町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について」から、日程第３７議案第１０８号「奥能登広域圏事務組合規約の変更について」までの２４件、併せて３４件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長持木一茂君。

提案理由の説明

町長（持木一茂）

本日ここに、平成２３年第４回能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には年末を控え何かとお忙しい中にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日提案いたしております、各議案の提案理由をご説明する前に、一言ごあいさつを申し上げます。

１２月に入りまして、今年も残すところあと僅かとなりました。気象庁発表の３カ月予報では、１２月は冬型の気圧配置が続かず、全国的に高温傾向にあり北陸地方においても平年に比べ雨や雪の日が少なく、来年１月は平年並みとなり、２月の降雪量は少し多くなるとの予想で、ここ３か月間をみると徐々に寒さと雪の量が増えてくるという特徴があるようです。昨シーズンは、記録的な大雪となり能登町においても屋根雪等により２名の方が亡くなりました。町では毎年除雪計画を立て大雪に備えておりますが、今後、本格的な降雪の時期に入りますので、町といたしましても厳重な警戒と監視を行ってまいります。

が、町民の皆様におかれましては、車や歩行者に注意され、町の除雪作業等にご協力をいただきますようお願いいたします。また、本格的な冬に入り、寒さが厳しくなってきましたが、火の取り扱いや、暖房器具の消し忘れ等には十分に注意されますようお願いいたします。

さて、今年1年を顧みますと、去る3月11日に、我が国の経済社会を大きく揺るがす東日本大震災とその後の原発事故という未曾有の大災害が発生しました。東日本大震災によって亡くなられた方々に対し、改めて御冥福をお祈りするとともに、いまだに不自由な暮らしを余儀なくされている被災者の方々に、お見舞いを申し上げます。

多くの命と穏やかな故郷での暮らしを奪った大震災の爪跡は、いまだ深く被災地に刻まれたままであり、大震災と福島第一原子力発電所の事故は、被災地のみならず、日本全国に甚大な影響を与えています。そのような中、本町では災害発生時から今日まで、その時の状況に応じて、被災地へ消防士、医師、保健師など計23名の職員を派遣して参りました。

また、私自身も8月には、担当職員とともに宮城県女川町を中心に、今後の防災業務及び災害復旧業務の参考にするため、東北沿岸部の視察に行ってきました。この未曾有の大震災は、これからの日本の防災基本計画を含めた災害対策の再構築をはじめ、国のエネルギー計画見直しなどの契機となるものであります。現在、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、津波防災地域づくりに関する法律 案等が国会で審議中であります。こうした国、県の状況を見据えながら、当町としましても、できるところからしっかりと検討してまいりたいと考えております。

次に、去る6月11日に開かれた「世界農業遺産国際フォーラム」において、能登4市4町で構成する能登地域 GIAHS（ジアス）推進協議会が申請した「能登の里山里海」が、同時に申請した新潟県佐渡市「トキと共生する佐渡の里山」とともに、日本初となる「世界農業遺産」に認定されました。能登町には、豊かな自然環境や安全・安心でおいしい食、人びとを魅了する観光資源、多様な自然エネルギー、自然と共生する文化、そして地域を支える人材など、無数のかけがえのない財産があります。

「足下に泉あり」と言いますが、普段見落としてきた、こうした足下にある優れた資源を今一度見つめ直し、世界農業遺産の認定を追い風にして、来町者が追い求めているものを用意し、能登町へ来ることが来町者の喜びとなり、その喜びがブランド力となるように、町民の皆様と一緒に取り組んで行きたいと考えております。

また、文部科学省は、福島第一原発事故に伴う放射性物質の影響を把握するために、去る10月17日から24日にかけて、県内全域にモニタリング調査

を実施しております。能登町は、原子力発電所から約 350km 離れておりますが、地表面から 1 メートルの空間線量率は、0.07 マイクロシーベルト以下となっており、能登町をはじめ近隣市町の放射性物質の影響については、安全が確認されておりますのでご安心願います。

さて、現在、平成 24 年度当初予算の編成期を迎えておりますが、合併に伴う財政面での優遇措置が終了する平成 26 年度以降も財政運営に支障のないよう、更なる行財政改革を進め、住んで良かったと言える町づくりに取り組んで参りたいと考えておりますので、町民の皆様並びに議員各位には、格別の御理解とお力添えを賜りますよう衷心からお願いを申し上げます。

それでは、今定例会にご提案いたしました議案 34 件につきまして、その大要をご説明いたします。議案第 75 号から第 84 号までは、平成 23 年度の一般会計及び特別会計の補正予算であります。国の第 3 次補正による、道路関連の災害防除事業費の追加や、災害復旧費の追加をはじめ、柳田地区の防災行政告知施設整備事業を追加したほか、事業費等の変更や確定による調整を行っております。

また、先般の臨時議会で議決を頂きました給与条例の一部改正にともなう人件費の調整や、人事異動による調整等の組み替えを行い、今回補正予算として提案させていただきました。

はじめに、議案第 75 号「平成 23 年度能登町一般会計補正予算（第 3 号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6 億 6 6 5 6 万 6 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 1 5 8 億 4 2 4 8 万 1 0 0 0 円とするものであります。

歳出から説明いたします。

第 1 款「議会費」の減額は、人件費の調整を行ったものであります。

第 2 款「総務費」では、2 億 6 5 2 0 万 9 0 0 0 円を追加いたしました。第 1 項「総務管理費」のうち、第 1 目「一般管理費」では、退職手当組合への特別給付負担金の追加をはじめ、人件費の調整を行った他、職員健康診断の肝炎検査費を追加しております。第 2 目「文書広報費」は、有線放送特別会計への繰出金の減額であります。第 5 目「財産管理費」は、歩道整備に係る補償工事費を追加したほか、旧法務局跡地の公有財産購入費の追加であります。第 6 目「基金管理費」では、財政調整基金への積立の追加であります。今回の補正の財源調整を行い、一般財源の余剰部分を積立したものであります。第 13 目「地域安全推進費」では、防犯灯省エネ対策事業において、決算を見込み、追加いたしました。第 17 目「諸費」では、姉妹都市推進事業の追加であります。千葉県流山市との姉妹都市締結に係る所要経費を追加したほか、宮崎県小林市との交流を見据えた経費を追加いたしました。第 2 項「徴税費」、第 3 項「戸籍住民基本台帳費」及び第 4 項「選挙費」の追加は、人件費の調整を行ったもので

あります。第5項「防災費」では、防災力の強化を図るため、経年老化した柳田地区の行政告知施設の更新整備費を追加いたしました。内浦地区及び能都地区の整備方式と統一を図り、全町での一斉放送が可能となる予定であります。

第6項「統計調査費」の追加は、人件費の調整であります。

第3款「民生費」では、2639万円を追加いたしました。第1項「社会福祉費」において、第1目「社会福祉総務費」の追加は、人件費の調整であります。第2目「社会福祉施設費」では、健康福祉の郷「なごみ」の給湯設備等の修繕費を追加し、第4目「障害者福祉費」では、法改正に伴う、障害者福祉給付システム改修業務を追加したほか、昨年度の障害者医療費助成事業の国庫負担金の確定による精算返還金を追加しております。第5目「老人福祉費」では、生きがいデイサービス事業や配食サービス事業で、今後の利用実績を見込み委託料の追加を行っております。第6目「介護保険費」では、介護保険特別会計繰出金の減額であります。第7目「国民健康保険費」では、国民健康保険特別会計繰出金を追加しております。第8目「後期高齢者医療費」では、後期高齢者医療特別会計繰出金を減額いたしました。第2項「児童福祉費」において、第1目「児童福祉総務費」で、人件費の調整のほか、人事異動による事務費を追加し、第2目「児童措置費」では、昨年度の子ども手当給付事業の交付金の確定による精算返納金を追加しております。第3目「児童福祉施設費」では、私立保育園運営費の保育料単価の改正と入所児童数の決算見込みに基づき追加を行っております。

第4款「衛生費」は、464万5000円の減額であります。第1項「保健衛生費」において第1目「保健衛生総務費」では、人件費の調整を行い、第6目「環境衛生費」では、斎場管理費において、修繕費のほか管理費の決算を見込み所要経費を追加いたしました。また、浄化槽整備推進事業特別会計への繰出金を追加しております。第2項「清掃費」において、第1目「清掃総務費」で、人件費の調整を行い、第2目「塵芥処理費」では、埋立処分場管理費において浸出水処理ポンプ等の修繕費を追加しております。第3目「し尿処理費」では、処理施設において配水管等の修繕費の追加であります。第3項「水道費」では、簡易水道特別会計繰出金を追加しております。第5款「労働費」は、206万6000円の減額であります。第1項「労働諸費」において、緊急雇用創出事業の決算を見込み減額したものであります。

第6款「農林水産業費」は、553万8000円の追加であります。第1項「農業費」において、第1目「農業委員会費」及び第2目「農業総務費」は、人件費の調整であり、第5目「農地費」では、農業集落排水事業特別会計繰出金の追加であります。第2項「林業費」では、第1目「林業総務費」で、人件費の調整を行い、第2目「林業振興費」では、県単荒廃地復旧事業費の確定に

よる事務費の追加を行っております。第3項「水産業費」では、人件費の調整と漁業集落排水事業特別会計繰出金の追加であります。

第7款「商工費」は、232万2000円の減額であります。第1目「商工総務費」で、人件費の調整を行ったものであります。

第8款「土木費」では、1億8577万2000円を追加いたしました。第1項「土木管理費」において、人件費の調整を行い、第2項「道路橋りょう費」の第2目「道路橋りょう維持費」で、近年の降雪量を見込み、除雪業務委託料を追加し、第3目「道路橋りょう新設改良費」では、各事業について事業費の確定による追加や振替調整をはじめ、国の第3次補正予算による、道路施設の災害防除事業費の追加内示を見込み、関連事業費を追加したものであります。第4項「港湾費」の追加は、「県営港湾改修事業費」の確定によるものであります。第5項「都市計画費」では、人件費の調整と「県営新町通り線街路整備事業」及び「まちづくり交付金事業費」で事業費の確定による追加をはじめ、公共下水道事業特別会計繰出金を減額しております。第6項「住宅費」は、人件費の調整であります。

第9款「消防費」は、500万円の減額であります。第3目「消防施設費」において、耐震性貯水槽の補助金内示の確定により工事費の減額を行っております。

第10款「教育費」は、1023万6000円の減額であります。第1項「教育総務費」において、第2目「事務局費」では、人件費を調整し、育英事業費では、貸付金や奨学資金償還金の確定により減額調整を行っております。第2項「小学校費」では、第1目「学校管理費」で、人件費を調整し、第2目「教育振興費」では、学校版 環境ISO推進事業が確定し、県補助金が直接交付から町を経由した交付金となる制度改正による組替えを行いました。また、要・準要保護児童就学援助費は、決算を見込み減額を行ったものであります。第3項「中学校費」は、第1目「学校管理費」で、人件費の調整をはじめ、一般管理費では、決算を見込み一般管理事務費を減額いたしました。第2目「教育振興費」では、同じく決算を見込み、要・準要保護等生徒就学援助事業を追加したものであります。第4項「社会教育費」では、第1目「社会教育総務費」で、人件費の調整を行い、第5項「保健体育費」では、第1目「保健体育総務費」で、人件費の調整を行い、第2目「体育施設費」では、旧能都北辰高校第2体育館改修における実施設計費を追加しております。

第11款「災害復旧費」は、2億799万3000円の追加であります。第1項「農林水産施設災害復旧費」及び第2項「公共土木施設災害復旧費」では、9月に発生した台風15号の災害による追加であります。内容は、農地災害17件、農業用施設災害23件、道路災害10件、河川災害9件の復旧事業費で

あります。

第12款「公債費」においては、住宅総務費の減額による、財源調整であります。

以上、この財源として、歳入において「地方特例交付金」、「地方交付税」、「分担金及び負担金」、「国庫支出金」、「県支出金」、「財産収入」、「諸収入」及び「町債」を追加し、「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第76号「平成23年度能登町有線放送特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億4649万9000円を減額し、予算の総額を10億7531万9000円といたしました。歳出の主な内容は、人件費の調整を行った他、決算を見込み事務費や能都地区再整備工事費を減額したものであります。この財源として、「繰入金」及び「町債」を減額して、収支の均衡を図っております。

次に、議案第77号「平成23年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4047万7000円を追加し、予算の総額を28億9920万円とするものです。歳出の主な内容は、決算見込みに基づき、国庫金等返納金を追加した他、人件費の調整や決算を見込み、保険給付費の組み替えや後期高齢者支援金を追加したものであります。この財源として、「療養給付費等交付金」、「県支出金」及び「繰入金」を追加し、「国庫支出金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。また、直営診療施設勘定では、23万8000円を追加し、予算の総額を586万6000円といたしました。歳出の主な内容は、人件費の調整の他、決算を見込み事務費や診察室空調設備の更新による追加であります。この財源として「繰入金」を追加し、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第78号「平成23年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ33万2000円を減額し、予算の総額を3億670万2000円といたしました。歳出の主な内容は、人件費の調整であります。この財源として「繰入金」を減額し、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第79号「平成23年度能登町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ42万3000円を減額し、予算の総額を25億161万4000円とするものです。歳出の主な内容は、人件費の調整のほか、介護給付費準備基金積立金を減額のうち介護給付費返還金の追加を行っております。この財源として「繰入金」を追加し、「保険料」、「国庫支出金」及び「県支出金」を減額して収支の均衡を

図りました。また、サービス事業勘定では、２０３万４０００円を減額し、予算の総額を１７４９万５０００円といたしました。歳出の主な内容は、人件費の調整であります。この財源として、「繰越金」を追加し、「サービス収入」及び「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しく願います。

次に、議案第８０号「平成２３年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ８３５万３０００円を減額し、予算の総額を６億６４０２万３０００円とするものです。歳出の主な内容は、第１款「総務費」の内、「一般管理費」で、人件費の調整と消費税の確定による減額を行い、「施設管理費」では、マンホールポンプ水位計等の修繕費を追加しております。また、第２款「建設改良費」では、松波処理区及び小木処理区の整備事業費の確定による減額を行ったものであります。この財源として、「諸収入」を追加し、「繰入金」及び「町債」を減額して収支の均衡を図りました。

次に、議案第８１号「平成２３年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１２９万３０００円を追加し、予算の総額を３億１８４４万６０００円とするものです。歳出の主な内容は、第１款「総務費」において、人件費の調整を行った他、消費税の確定による追加をはじめ、流量計等の修繕費を追加いたしました。また、第２款「建設改良費」では、柳田右岸処理区の設計業務の確定により減額いたしました。また、第３款「公債費」では、資本費平準化債の確定による財源調整を行ったものであります。この財源として「繰入金」を追加し、「町債」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しく願います。

次に、議案第８２号「平成２３年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ４７万２０００円を追加し、予算の総額を４６５１万９０００円とするものです。歳出の主な内容は、「総務費」における人件費の調整であります。この財源として「繰入金」を追加して、収支の均衡を図りましたので宜しく願います。

次に、議案第８３号「平成２３年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第１号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１７万１０００円を追加し、予算の総額を５３４７万２０００円とするものです。歳出の主な内容は、「総務費」において、人件費の調整を行った他、施設管理費において、決算を見込みブロー修繕費や浄化槽フタの材料費を追加したものであります。この財源として「繰入金」を追加し、収支の均衡を図りましたので宜しく願います。

次に、議案第８４号「平成２３年度能登町簡易水道特別会計補正予算（第３

号)」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１１６万９０００円を追加し、予算の総額を３億９０９２万８０００円とするものです。歳出の主な内容は、第１款「総務費」の「一般管理費」で、人件費を調整した他、消費税の確定による追加を行いました。また、第２款「建設改良費」では、事業費の確定による組み替え調整を行っております。この財源として「繰入金」を追加し、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第８５号「能登町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について」ですが、議会の議決すべき事件については、地方自治法第９６条において１５の事件について議会の議決すべき事項を定めていますが、それ以外についても、条例で議決すべき事件を明確に定めることができるので、本議案を提案いたしましたので、宜しくお願いいたします。

次に、議案第８６号「非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」は、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行日が、政令で平成２３年１０月１日に定められたので、関係する引用条文を整理するものであります。

次に、議案第８７号「能登町情報ネットワークセンター条例の一部を改正する条例について」は、「放送法」の改正に伴い、有線テレビ放送事業者は、登録一般放送事業者へと変更されることから、条例の一部を改正するものであります。なお、今回の変更により、国に対する放送事故等の報告基準がより厳格になっております。また、インターネット接続使用料であります。現在、利用者からの接続使用料は、毎月の口座振替による納入となっておりますが、平成２４年度からは、有線テレビ基本使用料と同様に、インターネット接続使用料につきましても、全期前納制度を設けまして、千円の割引を行い、利用者の利便性を図るものであります。

次に、議案第８８号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」は、災害弔慰金支給等に関する法律の一部を改正する法律が、平成２３年７月２９日に公布され、平成２３年３月１１日以降に生じた災害に関して適用されることとなったため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第８９号「能登町体育施設条例の一部を改正する条例について」は、来年の３月３１日に、財団法人能登町スポーツ振興事業団が解体され、株式会社能登町ふれあい公社へ移行され、同事業団が所有する施設を能登町に無償譲渡されることに伴い、体育施設条例に該当施設を追加するものであります。

次に、議案第９０号「能登町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」は、４階病棟及び５階病棟の個室に、それぞれ３床ずつトイ

レを設置したことに伴い、使用料の一部を改正するものであります。

次に、議案第 9 1 号「能登海洋深層水施設条例の一部を改正する条例について」は、海洋深層水施設の附属施設として、新たに畜養施設が設置されましたので、その設置と使用料の一部改正をするものであります。

次に、議案第 9 2 号「能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」は、水道事業の給水区域の一部を柳田地区簡易水道事業の給水区域に変更するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 9 3 号から議案第 1 0 3 号までの 1 1 議案につきましては、「公の施設の指定管理者の指定について」であります。この議案につきましては、去る 1 1 月 2 日の能登町公の施設指定管理者選定委員会の承認を受けて地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。また、指定管理者の選定委員会では、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 5 項に基づく指定期間については、営利を主たる目的にしている施設については 3 年間、福祉施設など管理を主たる目的にしている施設については 5 年間とし、指定管理者の名称変更にかかるものは残任期間としておりますので、宜しく願いいたします。

はじめに、議案第 9 3 号「公の施設の指定管理者の指定について」は、能登七見健康福祉の郷「なごみ」及び七見台潮騒体験農園についてであります。ふれあい公社につきましては、本年 1 0 月 5 日より株式会社になりましたが、これまでと同様公営的な事業であり、再度指定管理をお願いするものであります。

次に、議案第 9 4 号は、老人憩い家「たなぎ荘」ほか 4 施設についてであります。

これらの施設につきましては、合併前から社会福祉協議会が管理運営を行っており、再度指定管理をお願いするものであります。

次に、議案第 9 5 号は、藤波及び七見のデイサービスセンターについてであります。

事業開始当初は、採算が取れない時期もあり、そのような状況にあっても管理運営をしていただいた経緯から石川県社会福祉事業団に、再度指定管理をお願いするものであります。

次に、議案第 9 6 号は、みずほ障害者支援センターについてであります。旧瑞穂保育所を改築し事業を行っているものであり、特定非営利活動法人礎会に、再度指定管理をお願いするものであります。

次に、議案第 9 7 号は、能登町郷土館ほか 2 1 施設についてであります。これらの施設につきましては、公的施設の管理運営であり、株式会社能登町ふれあい公社に、再度指定管理をお願いするものであります。

次に、議案第 9 8 号は、能登町特産物等直売所についてであります。この施

設を設置当初から管理運営を行っておりますグループさくら日和に、再度指定管理をお願いするものであります。

次に、議案第 99 号は、能登海洋深層水施設及び能登町農林水産物加工開発センターについてであります。この施設の管理運営につきましては、専門的技術を蓄積していることから株式会社能登町ふれあい公社に、再度指定管理をお願いするものであります。

次に、議案第 100 号は、能都共同福社会館についてであります。この施設の管理運営につきましては、同一施設に事務所を有する能登町商工会に、再度指定管理をお願いするものであります。

次に、議案第 101 号は、国民宿舎能登うしつ荘ほか 11 施設であります。この施設につきましては、昨年度に議会の議決をいただいておりますが、指定管理者として指定された団体の名称が変更された場合で、指定管理者が法人格を有している場合においては、法人格に変更が加えられた場合には、議会の議決を経た上で、再度指定管理を行う必要があることから、株式会社能登町ふれあい公社への議決を求めるものであります。

次に、議案第 102 号は、遠島山公園及び能登広域勤労青少年ホームについてであります。この施設につきましては、管理運営のノウハウが蓄積していることから株式会社能登町ふれあい公社に、再度指定管理をお願いするものであります。

次に、議案第 103 号は、九十九湾園地管理事務所ほか 2 施設についてであります。

この施設の管理運営につきましては、これまで管理事務所だけでしたが、新たに休憩舎及び野営場を加え、能登町観光協会へ管理運営をお願いするものであります。

次に、議案第 104 号「姉妹都市盟約の締結について」は、長年、友好都市として交流を続けてきた千葉県流山市と姉妹都市の盟約を締結したいので、議会の議決をお願いするものであります。能登町と流山市は、歴史的縁のもと、教育、文化、観光、経済、防災などのあらゆる面での友好と親善の絆を一層深め、将来に向けて両市町の更なる発展と住民の幸福を希求し、姉妹都市の盟約を締結するものであります。

次に、議案第 105 号「石川県町村議会議員公務災害補償組合規約の変更について」、議案第 106 号「石川県市町村職員退職手当組合規約の変更について」及び議案第 107 号「石川県市町村消防賞じゅつ金組合規約の変更について」の 3 議案については、組合を組織する「野々市町」が、平成 23 年 11 月 11 日付けで「野々市市」になったことに伴い規約の変更をするため、地方自治法第 290 条の規定により関係地方公共団体の議決を求めるものであります。

す。

次に、議案第108号「奥能登広域圏事務組合規約の変更について」は、国の基準により、現有消防無線を平成28年6月1日までにデジタル化しなければならないことから、奥能登広域圏事務組合消防本部の管轄区域を一体的にとらえる、高機能消防指令センター方式による無線統制、及び緊急通報119番受信の一元化を行い、経費節減、消防通信体制の効率化及び消防指令業務の高度化を図るとともに、整備に必要な機器等の配置面積を確保することと、老朽化した消防本部庁舎についても見直しを行う必要があるため、消防本部経費の分賦割合に、整備関係項目を追加するものであります。

以上、本定例会に提出いたしました各案件につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただいたうえで、適切なるご決議を賜われますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

休 憩

議長（久田良平）

以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで、しばらく休憩したいと思います。

（午前10時44分）

再 開 質 疑

議長（久田良平）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

日程第4議案第75号から、日程第37議案第108号までの、34件についての質疑を行います。質疑は大綱的な内容をお願いします。質疑はありませんか。

17番新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

私は1点につきお尋ねしたいと思います。今回、指定管理者の件で、第93号並びに103号までの指定管理に対する、いわゆる財団法人から株式会社に移行する件であります、特にその中に含まれていないのが、1点ありまして、それを町長にお尋ねしたいと思います。先般、11月2日に北国新聞に載りました受粉蜂飼育、いわゆるクロマルハナバチの施設等が株式会社の中に含まれ

ていないという点でお尋ねしたいと思います。なぜここに、この施設をしなかったのか、特に今回、決算特別委員会の最終日に報告がありますけれども、この時点でこういう休止という話が出ていっていることに対する不安さ、そしてまた、この施設を活用しておられる職員を含め、未だに、不安な状況が見受けられますが、その点につきまして、今後の対策・対応につきまして、町長、理事長としての立場も含めまして、ご答弁をお願いしたいと思います。

議長（久田良平）

ふるさと振興課長畝村義夫君。

ふるさと振興課長（畝村義夫）

お答えいたします。クロマルハナバチの飼育施設につきましては、今年から事業化をしまして、生産を始めているところでありますが、議員ご指摘のとおり、なかなか順調にはいっていない状況でございます。それは、平成18年に国の方で、特定外来種として、セイヨウオオマルハナバチという蜂が指定されました。これが大体、全国のハウス農家に受粉蜂として使われているわけですが、それが、外来種として指定されたということで、輸入に規制がかかるだろうという目論見をもって、平成19年度から事業化を目指して、飼育の試験を始めていたわけです。ところが、現在のところ、まだ、輸入規制もかかりませんし、それからマイナスの要因として、今度はTPPの問題、その参加の問題で輸入が自由化になるかもしれない。そういったものとか、3月11日の東北地方の大震災によりまして、東北の方のハウス農家が壊滅したわけでございますが、そこで使用する予定であった、蜂が全国の方で余剰になってきたということで、その部分も市場価格の下落に繋がっておるということで、私どもの生産しているクロマルハナバチのものについては、なかなか市場に出回っていかない現状がございます。そういった中で、一番問題なのは、輸入規制がかからない。そういったところで、市場の販路がなかなか出来ていかないという部分がありますので、その部分が解消するまでは、休止もやむを得ないのかなというふうな現状でございます。以上です。

議長（久田良平）

町長持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員のご質問のクロマルハナバチの状況に関しては、畝村課長の方から説明があったと思います。ただ、あくまでも今回の指定管理者の議案に載っていない

いというのも、生産を委託している状況ですので、ですから特別指定管理というものではないと考えております。また、そこに今現在公社の職員が働いているわけなんです、それはしっかりと我々としては守っていかなければならないと思っておりますし、今後正式に休止というのが決定した場合にも、公社の職員として他の部署に振り分けるというのも考えていかなければならないという思いもあります。ただ、今現在休止の方向で動いていることは事実であります、止めるというわけでもありませんので色んな状況を見ながら生産性、そして販売ルートが確立されることによって復活も有り得るということなんでご理解をいただきたいと思えます。

議長（久田良平）

17番新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

今ほど課長からお話がありましたが、18年9月1日よりセイヨウオオハナマルバチの外来種に対する許可制度がなられており、特にこの違反を起こした場合においては生産者を含め300万円以下、懲役3年以下の、あるいは、1億円以下の罰金等のそういう法がなされております。それはやはり管轄している農林省なんのでしょうか、いわゆる外来生物に対する違法性がうたわれていながら未だにそれを解禁していないという、その部分における販売力の低下、あるいは、地域としまして全国的にもまれにみる自治体が飼育し販売しているということを考え併せますと、有利な条件の中で取組み、また、町長としても能登町発足最初の大きな事業ではなかったかなという思いもしております。雇用創出の期待度は、我々議会もそれを中心に思いを多くした、そしてまた、板橋区におられます阿部先生を頼りにしてこの飼育施設に関する色んな手立てをしていただいた経緯をふまえますと、やはり中止あるいは休止となると、一時的に休止されますと、今日まで雇用されている職員が、5年前からその飼育に関する予備知識から実施されました経緯をふまえ、いよいよ3年目を迎えたこの試験から受注販売に到る経緯を考えますと、一番重要な時期に今かかっているのではないかという気がしてなりません。たまたま、決算特別委員会の中で話が新聞に漏れてしまったことに対する、私等自身も不安を抱く次第でありますけれども、現在の赤字およそ2千万円近くが適切にやっていない部分もあるでしょうし、いわゆる新たな蜂の生産に対する期待が6割を超えていないという期待度も見えますけれども、我々の地域の中で休止することによっては、結局その新たに生まれさせる蜂の生産がそこに途絶えてしまうとなれば、今後の再稼動する上においては、大変無理が出てくるのではないかという思いがし

ております。こういう時期でありますので、やはり、JA なりあるいはそういうところと提携を結ばれて何か継続出来る方策がないかどうか、それも探る必要があるのではないかという私の思いであります。全てが中断されてしまいますと、そこに関わっている職員もその知恵も多少薄らいできます。期待度も、特に薄くなってくるような気がいたしますので、この熟している中で、今後どういう形であろうと提携、あるいは NPO 法人なり立ち上げた中でも誰かがそれに携わっていただけるようなそういう希望者も含めまして、今後の対策を町長自身どう思っておられるのかその点お尋ねしたいと思います。

議長（久田良平）

町長持木一茂君。

町長（持木一茂）

蜂に関しましては、今ほど議員がおっしゃったように外来種ということで、輸入禁止の法が決まりました。しかし、完全に執行されていないのが現実でありますし、結局環境省の方ではそういった外来種の規制が行われましたし、また、農林水産省の方では農家への補助というのがあります。そしてまた、蜂というのは生き物ではありますが、資材ということで輸入されていますので、経済産業省が絡んでいるということで3つの省が絡んでいるということで、非常に一筋縄ではいかないのが現状であります。ただ、我々としてはせっかく施設を国の補助を受けて整備しましたので、とりあえずその生産というのは休止になる可能性はありますが、研究は続けていきたいと。そして女王蜂の生存率を上げる研究することによって、ずっと良くなるのかなという面もありますので、施設の生産は、販売はしなくても研究は続けていきたいというふうに考えておりますので、施設も有効利用もさせていただきたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

17番新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

ぜひ、そのような方向で女王蜂の飼育に、継続していただけるようお願いしたいと思いますし、また、今定例会の最終日に決算特別委員会のご報告がありますが、その中でもこの新聞なんかにも、もう既にこういうような中止というような動きも示されてることに対する、私ら自身の思いといたしましては、やはり新聞社・報道関係に対しては慎重な体制での執行部の対応をお願いした

いという思いもあります。先にこういうものが報道されますと不安ばかりが先立ってしまって、それに携わるものにとっても将来の見込みのないところにおれるかどうかという不安感がつのってくるのではないかと。そしてまた、職員の中にはこの思いで、この職場にもとづいた若い職員がおります。特に地元の職員でありますので、今後のそういう方たちの思いもありますので、ぜひ、報道関係者に慎重な対応していただくように要望いたしまして、継続をぜひ進めていただけるような方向を示していただくようお願いして質問を終わります。

議長（久田良平）

町長持木一茂君。

町長（持木一茂）

今回の新聞報道に関しましては、執行部側といいますか、我々がリークしたわけでは決してありませんので、その辺はご理解いただきたいと思ひますし、今日は新聞社も来ておりますので、だれから聞いた話かを聞いていただければいいのかなと思ひます。

議長（久田良平）

他に質疑はございませんか。9番向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

私は2点質問したいと思ひます。議案第90号と議案第104号。まず、議案90号。先ほど町長の議案説明の中に、宇出津病院の特別室使用料料金改定ですか、トイレの設置で3部屋増えたとか説明がありました。まず、この特別A室、個室B、個室Cこの部屋の内容といいますか、どういう状況になっているのか、どれだけの格差があるのか、それを説明していただきたいと思ひます。

議長（久田良平）

宇出津総合病院事務局長山森景治君。

公立宇出津総合病院事務局長（山森景治）

質問にお答えします。特別室のAですが、これにつきましては風呂とトイレ、それからテレビがついております。それからBの方ですが、今回設置した3室・3室ですがこれにつきましては、トイレ、ウォシュレットのトイレを設置いたしました。それからCの方の個室でございますが、これにつきましては個室というだけでトイレがついておりません。従来どおりのものでございます。

議長（久田良平）

9 番向峠茂人君。

9 番（向峠茂人）

テレビは特別室 A だけで、B にも C にもないということです。いつか誰かの質問だったか忘れましたが、料金は公的な病院は、隣接の公立病院は皆、料金設定が同じと聞いた記憶があります。それと私は民間のある施設の個室を数多くありませんけど、料金を聞いてみますと、ちょっと高いんですね。それともう一つ、個室入るのは患者さん個人がご希望されて入るならいいんです。中には、私が聞いたところによると大部屋がなく、暫定的で個室へ入れられて、そのまま何の処置も無くずっとそこにいて、本人の希望ではなくて、病院側のそういう段取りで入ったのに個室の料金が請求されたようなことも聞いております。それと今言ったことを含めて、そういう事実があったのか、大部屋にいて、患者さんに大変失礼な言い方ですけど、ちょっと大きな声を出すとか何かそういう他の入室されている患者にご迷惑がかかる場合で、病院側はそういう個室をやった場合でも、これは本人の意思ではない場合でも個室料をとるのか、病院側の考えでやった場合でもそういう本人が個室を希望しなくても、無理矢理という言葉は適切ではないですけれども、入れられた場合でも個室料をとるのかその辺をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

議長（久田良平）

宇出津総合病院事務局長山森景治君。

公立宇出津総合病院事務局長（山森景治）

お答えいたします。最初の隣接の病院の件ですが、これにつきましては、珠洲病院、穴水病院、輪島病院のことかと思います。これに関しては、決して同一ではなくて、珠洲病院の場合、C、D までございまして、4 2 0 0 円と 3 1 5 0 円のものがございます。穴水病院の場合は、3 6 7 5 円というのがございますし、輪島病院は同じく 3 6 7 5 円というのがあります。この辺で少しだけずれているのかなと、僅かでございますがずれております。それで、患者さんの希望もしないのに個室へ入れられたという点に関しましては、病院の方では、病院の都合で個室へ入らなければならなかった患者様に対しては、個室料金をとらないという方針であります。ですけれども、患者さんが望まない場合でも、例えばその患者さんが感染症もっていた場合、MRSA とかございますけど、そういうものをもっていた場合は 4 人部屋へ入りたいと言っても他の 3 人の患者

の方がそれを感染する恐れがありますので、必ずしもご本人様の希望に添えない場合もございます。以上です。

議長（久田良平）

9 番向峠茂人君。

9 番（向峠茂人）

今ほど課長の説明によると、まず料金の方ですけど、隣接の病院と設定使用料が若干違うように聞いてます。そうした場合、ちょっとお伺いしますが、個室において常に利用が満室なのか、空き部屋があるのか、また、この患者さんによっては特別 A とか、今 B も設けました。これはおそらく、ご要望があつてのことなのかなと私は推察しますが、そういう今後、特別室を今後も何床か何室か増設する計画はあるのか。現状で満室で、個室を増やしたのか。現在の部屋の利用率をお示しいただけたらお願いします。

議長（久田良平）

宇出津総合病院事務局長山森景治君。

公立宇出津総合病院事務局長（山森景治）

個室の増設につきましてでございますが、病院の 3 階を閉鎖しておりますがリフレッシュ改修をして別用途に使っております。ここには、今と同じようなものが、トイレ付個室が 4 室ございました。それがリフレッシュ改修いたしましたので、4 階 5 階にはそういうものがございませんでしたので、今回希望もございまして患者さんの利用も考えまして 3 室だけ作らせていただきました。しかしこの利用状況をみて、ご希望が増えれば今後増設することも考えたいと思いますが、現在のところは、推移をみたいと思っております。

それから利用率でございますが、4 階の分、5 階の分、22 年度の利用率で示しますと、大体 84 パーセントとなっております。今改修いたしました 4 階と 5 階の部屋はそれぞれ 76 パーセント、95 パーセント、90 パーセントと利用率はなっています。それから 5 階の部屋につきましては、この 505 という部屋は 42 パーセントなんですが、その他 93 パーセント、91 パーセントとなっております。全体の利用率につきましては、84 パーセントと、金額に直せば 2100 万円ほどとなります。

議長（久田良平）

9 番向峠茂人君。

9 番（向峠茂人）

84とか、部屋によっては、90何パーセント、また部屋によっては、42パーセントとあります。これは宇出津病院の経営が云々と騒がれている中、やはり、私の考えでは、ある程度割安な料金で利用者の多い個室を増設するのがいいんじゃないかなと思いますので、そこをまたご一考されて対応していただきたいと思います。

次ぎ、議案第104号ですか。流山市との姉妹都市の盟約の締結についてですけど、ここに経緯と将来の締結に関して今後将来に向けての希望を書いてあります。町長にお伺いしたいんですけど、この私の9月の一般質問だったか、ふるさと振興課長がこの締結について若干触れまして、出来たら第1弾としては、あばれ祭りにひとつご招待したいような答弁を記憶しているんですけど、この最後の方で教育・文化・観光・経済・防災などあらゆる面での友好と親善の絆を一層深めと書いてあります。町長はこの流山市との姉妹都市の締結について、今私が言ったこの文言の中で、将来、今現在これらに教育・文化・観光・防災などに関して、現在町長の考えている締結についての前向きな姿勢をひとつお答えいただきたいと思います。

議長（久田良平）

町長持木一茂君。

町長（持木一茂）

今回この議案書に盟約の文を載せさせていただいたのですが、今おっしゃる項目ごとなんですけど、まず教育に関しては、今現在、流山市の小学生が能登町の方へ夏休みに来てくれております。そして、田舎体験をしていただいたり、あるいは色んな体験をしていただくことで非常に喜ばれております。そして、今年から能登町の子供達が今度は流山市へ行って向こうとの交流も深めるということで、今後もこれは続けていけばいいのかなと思っています。そして文化に関しましては、やはり旧内浦町と流山市との元々のお付き合いというのが、杜氏のお付き合いから始まっているわけです。そして向こうの方に内浦出身の方が住みついたということがありますので、そういった面では、非常に文化伝統というのは昔からの両市町にはあるのかなと。こういった文化伝統も大切にしていかなければならないと考えております。また、観光に関しましては、以前には、例えば流山市の農協の女性部の方が能登町の方にみえられて、そして能登半島を観光されて帰っていったということなんで、ぜひ、能登空港の利活用の面からも流山市の皆さんが、能登の方へ来ていただけるのは非常に大きな

メリットがあるのかなと思っております。また、経済に関しましても、そういった観光で交流人口も増によって繋がっていくのかなというふうに思います。また、防災に関しましては4年半前の能登半島地震の時には、まさきに流山市の副市長が義援金をもってこちらの方へ来ていただきました。そしてまた、今回の東日本大震災の折には、流山市で放射能が水に混じっているというお話があって、能登町の方から海洋深層水を送らせていただきました。そういった防災面での、これまで協定を結んでおりますが、防災面でもお互いの無い分、有る分をお互いに手助け出来るのかなというふうに思います。また、流山市さんは福島県の相馬市、長野県の信濃町と姉妹締結されてますんでそういったところとの今後お付き合いもできるのかなというふうに思いますし、今回も福島県の相馬市の方には震災の後の援助といいますか、それもさせていただいておりますんで、そういったたくさんのお付き合いが広がっていくんじゃないかなというふうに考えております。

議長（久田良平）

9 番向峠茂人君。

9 番（向峠茂人）

私はこの姉妹都市締結に反対する意思はまったく毛頭ありません。ただ、ぜひ、こういう由緒ある町とは精力的にこういう締結を結んでいけばいいかなとは感じているところであります。まして、9月の私の一般質問にも町長は交流人口のことについて、答弁されましたけど、この疲弊した能登町を考えるとやっぱり多くの人に来ていただいて、こっちからも出掛けていく。本当の姉妹都市締結になるような方向で頑張っていただきたいと思います。出来たら議会も向こうの議会と交流も図っていけばいいかなと私は考えております。以上です。

議長（久田良平）

13 番山岸昭夫君。

13 番（山岸昭夫）

予算書の17ページお願いします。総務費の防災費について、防災行政告知施設事業で1億4600万円ついておりますが、この辺の細部を担当課長にご説明お願いします。これ1点です。

議長（久田良平）

広報情報推進課長小坂智君。

広報情報推進課長（小坂智）

ご質問にお答えいたします。工事請負費に1億4369万9000円をのせさせていただいた件ですけれども、柳田地区の現在使用されている告知機が使用開始から約10年を経過しております。故障の対応とか部品とかも無い状況ですので、その他町長の説明にもありましたが、能登町全域で告知機の方式を統一するということもございまして、今回補正、大きい額ではございますが、防災力を高めるという意味でのせさせていただきました。内容につきましては、告知機の宅内の設置、1400件ございます。そして屋外の拡声装置、これも取り替えますので、これが64基あります。

それと関連しまして、公共ネットワークの整備工事も10箇所行う予定です。補正額につきましては、1億4300万円余りですけど、決算見込みの減額の5000万円と合わせまして、設計額では、1億9300万円余りの設計額となっております。以上でございます。

13番（山岸昭夫）

質問を終わります。

議長（久田良平）

他に質疑ございませんか。14番鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

全協でも少し説明をいただいたのですが、議案第97号の指定管理について、特にスポーツ少年団、体育協会等々の管理をどのようにされるのか。今現在、例えばスポーツ少年団であれば、3つの支部、内浦支部、能都支部、柳田支部と3つの支部と。それぞれ事務局を抱えてやっております。元々、文科相の方で地域総合型スポーツクラブの創設ということがあったんですが、今の能登町にはなじまないものだと思います。それは、必ず団員に負担を多く求めるシステムですから、これはなじまないと思ってます。なおかつ今、能登町スポーツ少年団では、団員の数がどんどん減少しております。団の存続すらも苦しいところへもってきて、全ての指導員、役員等々はボランティアでやっております。この上で、事務の方で滞りがあった。そのために団員たちに不都合が生じることは許されません。そういう中で、これから先どのように事務をやっていくのか、体育協会、歩こう会、色んなものがありますが、株式会社の定款の方には、そのことは細部の項目は触れていないと聞いています。この先どのようにやっていくのかということと、併せて子供達へのサービスが低下しないことをどの

ようにお考えかというふうに尋ねたいと思います。

議長（久田良平）

教育委員会事務局長田原岩雄君。

教育委員会事務局長（田原岩雄）

お答えをします。現在スポーツ少年団、体育協会等についてはスポーツ振興事業団の方にその事務的なことをお願いしております。ただし今度、株式会社ふれあいの里公社へと指定管理をするということに対しまして、今現在考えている段階では、この前町長が申し上げたように指定管理における中身の仕様書につきましては、今現在、事業団に管理委託をお願いしている内容と同等でございますし、その株式会社に指定管理に代わることによって、スポーツ少年団や体育協会の方にご迷惑がかからないような対応をさせていただきたいと考えております。

議長（久田良平）

14番鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

まずはありがとうございます。そしてこれから先、スポーツ少年団の事務局、登録業務、保険加入、それから対外試合への助成、活動費の助成等細かなものが非常に面倒なことが関わってきます。そしてスポーツ少年団の世界というのは、結構長くやっていないと分からないことが一杯あるのですが、どうか鋭意努力してこの事業について、取り組んでもらえることをお願いして質問を終わります。

議長（久田良平）

他に質疑ございませんか。3番市濱等君。

3番（市濱等）

1点についてお願いしたいと思います。9月の補正と12月の補正と結構、公共事業の建設工事が結構あります。いわゆる談合問題ですけれども、談合問題で指名停止処分が能登町では実行されておるといような時期でございますが、これ行政にとって町民に不満とか、そういうことがなかったかと、この2ヶ月の間に。ということをお聞きしたいのと。行政執行上都合悪いこととか、そういうことはなかったかということをお聞きしたいのです。

議長（久田良平）

建設課長大門康博君。

建設課長（大門康博）

ただいまの質問ですけれど、公正取引委員会の処分については前々からいつ出るかいつ出るかというような状況でもありまして、私どもといたしましては、出来るだけ早い時期に事業の発注というものに心がけて参りました。その結果、約8割の工事については、発注を終えておりまして、特段その2ヶ月において不都合はなかったかなというふうに考えておりますし、この先、営業停止という処分もございまして、年明けまでそういった処分になりますけど、その後については、今回の補正、災害復旧等の発注を進めていきたいと考えております。以上です。

議長（久田良平）

副町長田下一幸君。

副町長（田下一幸）

今、建設課長の方から町の考え方、指名停止というのは予想されておりましたので、特に公共事業の前倒しには努めております。そういった面では、個々の業者は別として、相対的に発注済みのものを抱えて執行されているのかなということで事業の執行は早くなったと思っております。ただ、今後の問題ですけれど、実際、指名停止がなされました。町のものは、県のものと比べれば指名停止期間が短いわけですので、その解除された後は残ったものについて執行していきますし、ただ、県のものがかなり大きいもので若干そういう業者にとっての地域経済に与える問題については、危惧しているところでありますので、これはその判断が出ました中で町としてこれからどういう対応していけば、最小限に地域経済を疲弊させないのか、そういうことも考えながら入札執行について、色んな知恵を出しながら執行していきたいと考えておりますのでどうかよろしく願いいたします。

議長（久田良平）

3番市濱等君。

3番（市濱等）

私は建設工事会社が出来るだけ生活していけるような方法を町も考えていた

だきたいなというふうな思いで質問させていただいております。今の副町長の答弁で私はかなり満足しました。これからも引き続いて頑張ってくださいと思います。ありがとうございました。

議長（久田良平）

他に質疑ございませんか。１１番志幸松栄君。

１１番（志幸松栄）

監理課長お願いいたします。１３ページの不動産売り払い収入４８８万９０００円。その詳細を一つお聞かせ願いたいと思います。

議長（久田良平）

監理課長西戸人志君。

監理課長（西戸人志）

それでは志幸議員の質問にお答えします。補正額の件でございますが、まず土地の売払い収入でございます。２３年度に入りましてから、私どもも極力、遊休の町有地を売却する。年間通じて、目標を立てまして、こちらの方から購入出来そうな方々の方へ直接出向いたり、色々な努力をいたしまして今回補正あげました件につきましては、１６件分です。主に小木では高瀬、姫では姫の台地、その他ありますが、合計で１６件で予定では、８８９万円程度の現在売払いの収入を予定をしておりますので、今回当初予算の４００万円に加えて、補正をしたところでございます。

議長（久田良平）

１１番志幸松栄君。

１１番（志幸松栄）

ようやく、この監理課長になってから結構やっぱこういうものが進んでいるなと私は感じております。時代に応じた土地売買したり、こういうような格好で。やはり国の方でもこのごろ公共用地の売買、売却、色んな問題を進めております。そういうことで私たち自治体ももう少しこういうものを地域の人の欲しい人にはやはりその時代に応じた価格にし、また、こういう問題ももう少し財政面からも楽にするように遊休土地を売却するような、できるだけ売却出来るような、また難しい問題を言わなくて早急にこういう問題を片付けていっていただきたいなと思います。最後に町長のこの方向をもう少し進め

ていきたいのかどうなのかということをお尋ねして、値段なんかでもあんまり気にせず価格を下げて、売却して欲しい人たちが一杯でてるんじゃないかなと思うんですよ。そういうことで町長にちょっと、あんまりあなた方は法律というもの考えすぎるんじゃないかと。地域の人たちは、その近所の人たちは欲しがっている遊休土地は一杯あるんですよ。そういうことを進めていくのかいかないのか町長にお尋ねして質問を終わりたいと思います。

議長（久田良平）

町長持木一茂君。

町長（持木一茂）

不動産の売買に関しましては、売り手と買い手があるということで、買いたい人がいれば、売りたい人もいるということなんですが、あくまでも町有財産となりますと町民のものでもあるということなんで、その辺は安易に価格を下げて売払っていいものかどうかというのは、考えなければならないのかなと思いますが、遊休町有地をやはり売買するということは町にとっても大切な業務であると思いますので、これは監理課だけに任せておくのではなくて、我々も営業活動をしなくてはならないのかという気もしますが、遊んでいる町有地はどんどん売っていききたいなというふうに考えております。

議長（久田良平）

15番鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

よろしくお願いいたします。12ページの総務課長にお聞きします。社会資本整備総合交付金。いわゆる道路橋りょう工事だとか。あるいは道路改良事業と。まあこういうふうなものに使われていると思うんですが、日常生活の中で一般の町民の方からもそういうお話をたまに聞くこともあるんですが、橋なんか、トンネルでもそうですが、非常に古くて危険なんじゃないかなと思われるようなトンネルもある。それから橋も当然、これいつぐらいの橋かなと、下が透けているんじゃないかなと思うような、そういう町道にかかる橋ですね。県道に関しては、今、県の方でもやっておりますけど、危険な橋じゃないかなと思われるような、こういうものに対する調査の費用というものはこういう社会資本整備交付金の中に含まれているのかどうか。あるいは、そういう調査費というのは、交付金もしくは補助金の中でもらえるのかどうか。これをちょっと総務課長の方からまずお聞きしたいと思います。

議長（久田良平）

建設課長大門康博君。

建設課長（大門康博）

社会資本整備総合交付金の中で、橋に関する調査費等々がみれるかということでございますけれども、町には現在301の橋がございます。その中で、平成21年度に国の補助を受けまして、296の橋について点検・調査を終えております。従って、これからそういった橋について、修繕なり補強なりをしていきたいと。それに社会資本整備総合交付金を活用していきたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

15番鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

総務課長に聞きましたけど、建設課長が全部答えてくれました。それで、早急に整備しなければいけないという、この危険と思われる、あんまりそういうこといったら不安をあおるような話ですけど、そういう早急に来年度あたり整備しなきゃいけないと。こう思っている町道の橋は何箇所ぐらいあるんですか。

議長（久田良平）

建設課長大門康博君。

建設課長（大門康博）

平成21年に点検をさせていただいて、それに基づきまして、橋の健全度というものを評価しております。その結果、損傷が著しくて安全な通行に支障をきたす恐れがあると、いわゆるレッドカードの判定を受けた橋が2橋でございます。それから、損傷が大きくて詳細を調査して補強の検討を行う必要があると、いわゆるイエローカードの判定された橋が74橋ございます。これらを合わせますと76橋ということで全体の約26パーセントということであります。まったく損傷が認められないと判定された橋も12パーセントございます。残りの62パーセントについては、損傷は少なからずあるけれども、今後追跡調査を行って、適切な時期に補修を行えば良いという結果であります。町はこの健全度の判定を基に橋りょうの長寿命化計画、修繕計画というものを策定しておりまして、それに基づいて効率的な橋の補修をしていくということにしてお

ります。この危険度の高い、いわゆるレッドカードの2橋については、1橋はすでに今年度から事業に着手しております。残り1橋についても、今回の補正予算で設計委託を行って来年度からの補修に着手していきたいというふうに考えております。また、74橋のイエローカードの橋につきましては、この中で昨年度から事業を始めておりまして、昨年度は1橋が完了しております。今年度は、2橋について現在工事を実施中でありまして、また、今後に向けて8橋の実設計を行っております。今回の国の3次補正によります町の補正予算に工事費を計上しておりますけれどもそれによって、件数的には分かりませんが、3橋から5橋の補強が出来るんじゃないかというふうに考えておりまして、この先、来年度以降、順次補修していきたいというふうに考えております。以上です。

15番（鶴野幸一郎）

はい。ありがとうございました。完璧です。

議長（久田良平）

他に質疑ございませんか。10番奥成壮三郎君。

10番（奥成壮三郎）

教育委員会事務局長にお尋ねします。小さな金額なんですけれども、12ページの歳入のところで、下から2行目、県支出金・県補助金のところで、教育費県補助金20万円。これは石川学校版環境ISO推進事業費20万円となっております。歳出の方で27ページ小学校教育振興費ですね、同じく学校版環境ISO推進事業費15万円となっております。他の事業がないもので、これだけが上程されているのですが、県の補助金の20万円と歳出の15万円と金額が違う訳はどういうことなのか伺います。

議長（久田良平）

教育委員会事務局長田原岩雄君。

教育委員会事務局長（田原岩雄）

お答えします。これは学校版環境ISO事業ということで、最初、県の方から1校あたり25万円ということでお話があり、この事業に関しては直接県の環境部の方から学校の方へ行くという事業でした。ところがその事業確定が8月の末にありまして、その事業費が1校20万円に落ちたためにこういうふうな金額に変わったということでございますのでご理解をお願いしたいと思いま

す。

議長（久田良平）

10番奥成壮三郎君。

10番（奥成壮三郎）

今の説明では、事業費が落ちたために云々ということですが、差額を聞いているわけで事業費と計画費と実行費が下がったから金額が5万円の差があるというのは全然理由にはなりませんけれども。

議長（久田良平）

教育委員会事務局長田原岩雄君。

教育委員会事務局長（田原岩雄）

ちょっと舌足らずでした。事業費が1校あたり25万円で最初予算をもっていと。ところが交付決定により事業費が20万円になったということで、町の持ち出しが増えたというその差額分だけ増えたということですのでよろしくお願いしたいと思います。

元々の予算がありましたもので、その不足分を補正したということでございますのでよろしくお願いしたいと思います。

議長（久田良平）

10番それでよろしいですか。他に質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

議長（久田良平）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員会付託

議長（久田良平）

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第75号から議案第108号までの34件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、議案第75号から議案第108号までの34件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

休会決議

議長（久田良平）

日程第38「休会決議について」を議題とします。
お諮りします。

委員会審査等のため、12月9日から、12月12日まで及び12月15日の、併せて5日間を、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

散 会

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、12月9日から、12月12日まで及び12月15日の、併せて5日間を、休会とすることに決定しました。

今回は、12月13日午前10時から会議を開きます。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散 会（午前11時58分）

開 議（午前１０時００分）

開 議

議長（久田良平）

おはようございます。それでは、本日の会議を開きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は、地方自治法第１１３条に規定する定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長（久田良平）

日程第１ 一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、一般質問の形式は一問一答方式とし、能登町議会申し合わせ事項により質問者の持ち時間は答弁の時間を含め４０分以内となっております。また、関連質問についても申し合わせ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

６番 椿原安弘君。

６番（椿原安弘）

おはようございます。

これから質問に入るわけでございますけれども、一言だけ前置きをさせていただきます。

今年もあと３週間足らずで終わろうとしております。今年を振り返ってみますと、国内におきましては、３月には東日本大震災が発生し未曾有の災害が相次ぎました。また県内においては、１０月には石川県と輪島市の発注工事をめぐる奥能登談合で、公正取引委員会は奥能登２市２町の建設業者６８社に排除措置命令を出しました。この関係で、石川県は５１社に対し１２カ月の指名停止を決めております。

奥能登の経済は大変厳しい状況となっております。今日の新聞でも、能登町の商店が事業を停止し自己破産を申請すると記載されております。大変厳しい状況でございます。

そんな中において明るいニュースといえば、6月には能登の4市4町が申請した能登の里山里海が国連食糧農業機関の世界農業遺産に国内で初めて認定されました。これからは、この農業遺産を能登の活性化に繋げていかなければならないと思う次第でございます。

それでは、通告してあります4点について質問いたします。

まず1点目ですが、平成24年度の予算編成についてお聞きいたしたいと思います。

今年も役場各課では来年度の予算編成作業に追われ、大変多忙な時期であると思います。私たちのような小さな町では自己財源が乏しく、ほとんどが国や県の動向に左右されるため、財源の確保が一番大事であると思っております。

今年の国の状況は、春の東日本大震災の復興対策の関係で国自体が財源確保に苦慮されている状況であります。9月に閣議決定された平成24年度予算の概算要求組み替え基準は、8月に改定した中期財政フレームにより71兆円とし、各省庁予算の一律1割削減を求める。そこから捻出した財源を成長分野へ重点投資に充て、財政健全化と予算の組み替えを行っているようでございます。

我々自治体の予算に直接関係する総務省の概算要求額は、自治体に配る出口ベースで地方交付税額は1.6%減の17兆886億円となっております。川端達夫総務大臣は、年末の予算編成に向け厳しい調整となるとの認識を持ち、事務方に対して交付税額のさらなる確保を指示しているようでございます。こういった国の状況や石川県などの動向に細心の注意を払い、予算編成に当たっていただきたいと思います。

そこでお聞きいたしますが、当町では各課長に対して予算編成方針をどのように示したか、お聞きいたしたいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、椿原議員のご質問に答弁させていただきますが、平成24年度の予算編成方針ということですが、基本とするところは今議員が言われたとおり9月に閣議結成されました新年度の概算要求組み替え基準であります。そんな中で、年少扶養控除などの見直しによりまして地方が増収となる分を見越しまして、それを財源として社会保障費の国庫負担分を地方負担に移行しようとする動きも見られております。地方負担が増す可能性が高まってきているというふうに思っております。

また、能登町の歳入の約5割を占めます普通交付税につきましても、合併後

10年を経た、経過する平成27年度から激変緩和措置が始まりまして、その措置が完全に終わる平成32年度には人口の減少もあわせると約17億円減少するものと見込んでおります。

そうしたことなども見据えまして、当町におきましては第2次能登町行政改革大綱に基づきまして健全な財政運営ができますよう経常的な経費の削減に取り組んでいるところでもあります。しかし、東日本大震災や世界的な金融・経済危機などによります景気の停滞というのは奥能登地域におきましても厳しい雇用情勢を招いておりまして、地域経済の疲弊を防ぐにはより一層の公共事業の確保を図る必要があろうかと思っております。そのため国や県との連絡を密にしまして有利な補助事業の確保を図ること、また平成26年度で発行ができなくなります合併特例債を有効に活用するため、対象となります事業を優先して実施するように各課長に指示しましたし、それと地域経済と健全な財政運営とのバランスを考慮しながらの予算編成方針を示したということでご理解いただければというふうに思っております。

議長（久田良平）

6番 椿原安弘君。

6番（椿原安弘）

町長、新年度の予算につきまして、現在、能都中学校の改築等の継続事業がありますけれども、それを含めたもので町長自身が来年度はどういうものを重点にやりたいとか、そういう方針といいますか主要事業をどのように考えておられるか、もし項目に挙げるとすればどのようなものになるか、町長の思いをお聞きいたしたいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

新年度の主要事業ということですが、ハード面におきましては本年度に引き続きまして議員がおっしゃるように能都中学校の改築や、あるいは旧宇出津駅前再整備、そして下水道事業としましては松波地区の雨水対策事業を実施するとともに、地域経済を考慮しまして道路、橋梁事業を中心とした公共事業の確保を図っていきたいというふうに思っております。

また、ソフト面におきましては、防災対策関連のほか、世界農業遺産関連事業や、あるいは農林水産物の新商品開発事業などのほか、厳しい雇用情勢を考

慮しまして緊急雇用創出事業を実施する予定であります。また、乳幼児や障害者、そして高齢者の方などへも配慮した予算を本年度に引き続き来年度も確保していきたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

6 番 椿原安弘君。

6 番（椿原安弘）

次に、合併特例債について担当課長にお聞きいたしたいと思いますが、私たち能登町の合併特例債発行可能総額、これたしか10年間に119億6,000万円だと思うんですけども、今年度は能都中学校の改築や防災告知機施設の整備などに特例債を発行する予定となっています。今年度末の特例債発行の進捗見込みはどのようになるか、お聞きしたいと思います。

また、来年度は、これはまだ予算これから編成してみなければわからないんですが、どれくらいの特例債を発行見込みか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

議長（久田良平）

企画財政課長 佐野勝二君。

企画財政課長（佐野勝二）

それではご説明いたします。

まず、合併特例債の活用につきましては、今ほど議員ご指摘のとおり24年度で8年目を迎えます。そういったことで来年度を含めまして3カ年が当町の発行する年であるということでございます。

それで発行可能額ですけれども、119億5,570万円であります。そのうち今年度末までの見込み額ですけれども、これにつきましては52億4,000万円が見込まれております。率にいたしますと約44%となります。

それから、来年度の見込みですけれども、能都中学校改築事業、それから町道の新設改良事業など、それから当初のずっと事業計画などを見込みまして大体8億円ばかりを見込んでおります。しかしながら、最近の社会情勢などを考慮しますと10億円までは伸びるのかなというふうなことを今のところは見込んでおる状況でございます。

議長（久田良平）

6 番 椿原安弘君。

6 番（椿原安弘）

それでは次に、2点目の交通安全対策について質問いたしたいと思います。

去る3月20日に開通いたしましたふるさと農道羽生線、これは内浦地区の越坂から羽生、そして十八束を通り柳田地区の中ノ又までの区間を平成8年度より広域営農団地農道整備事業、そして能登町道路改良区間を含めて総延長12.3キロでございまして、15年間の歳月をかけて完成に至った道路でございます。めでたく完成に至ったことは、石川県を初め合併前の旧3町村の首長や議会、そして地権者や関係各位のご尽力があったからだと思っております。

この道路は、内浦地区から柳田地区を結ぶ最短距離であり、特に越坂、市之瀬、新保、小木から珠洲道路へのアクセスが飛躍的に向上し、非常に利便性の高い道路として喜ばれております。開通してから9カ月になり、通行量も次第に増加しているのではないかとと思っておりますが、3月に開通した十八束地内のふるさと農道と国道249号線が交わる交差点で、出会い頭の事故が数件発生していると聞いております。特に今回開通した農道は羽生方面から国道に出るところが危険なのではないかと思っておりますけれども、これから積雪のシーズンを迎えますので事故が起きることが予想されます。いろいろ標識はございますけれども、例えば信号機の設置などが考えられると思っておりますけれども、町長はどのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員ご質問の3月に開通しましたふるさと農道羽生線というのは、十八束から羽生までのふるさと農道整備事業で整備した区間のことでありまして、全体的に見ますと越坂から上町までを結ぶ重要な幹線道路として、調査はしておりませんが交通量のほうも増えてきている路線というふうに認識しております。

そして、質問にあります国道との交差点を含めた幾つかの交差点について、安全確保の要望があったのも事実であります。それを踏まえまして、10月の6日に能登警察署、能登交通安全協会、そして町からは建設課、総務課の職員合同で全線にわたりまして道路安全パトロールを実施させていただきました。その結果、羽生地区の人家がある部分におきましては減速を促す看板の設置、羽生交差点の一旦停止、いわゆる「とまれ」の看板付近の草刈り、羽生側から走行してきたときに国道との交差点に差しかかる下り坂部分における減速マーク、わかりやすく言いますと、道路に明示してあります三角の白ラインの設置

の3点についての指摘がありましたので、早速それ是对应させていただきます。

ただ、国道との交差点部は長い下り坂をおりた後、交差点部分に差しかかるという構造上、冬期間においては積雪や、あるいは路面凍結などからスリップ事故や追突事故なども懸念されておりますが、除雪や融雪剤散布を徹底しまして安全管理に努めていきたいというふうに考えております。

また、議員のご質問にありました信号機の設置要望につきましては、能登町会区長会連合会名で能登警察署長へ要望書が提出されているということであり、ほかにさまざまな安全対策が考えられますが、今後、警察を初めとする関係機関と協議しながら整備していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

議長（久田良平）

6番 椿原安弘君。

6番（椿原安弘）

わかりました。今回の開通した道路の途中で、林道や町道への出入り口が数カ所あります。案内看板がわかりにくいと利用者から意見が出ております。林道羽根線から、羽根へ行こうと思ったら宇出津の棚木へ出たとか、林道小浦線で小浦へ行こうと思ったら羽根へ出たというような方がおられるそうでございます。この道路は、旧町道や林道赤坂線の工事をしているので、林道等への入り口がわかりにくいのではないかと思います。私もここをちょっと走って見ましたが、やっぱり一部看板はあります。ありますけれども腐っていたり大変見にくくなっておりましたので、これは新しく案内看板を設置して利用者にわかりやすいようにしたらいいのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

道路の案内標識というのは、目的地まで安全に誘導できるようドライバーはもちろんであります、歩行者や、あるいは観光客、すべての人に見やすいものでなければならないと考えております。ご質問のふるさと農道羽生線には途中、満泉寺に通じます町道満泉寺羽生1号線が接続しております。この入り口に案内看板を設置してはどうかということですが、この路線は確かに満泉寺への近道ではありますが、急勾配かつ急カーブで通行しやすい路線とは決

して言いにくい路線であります。また、この路線は満泉寺側から人家のあるところまでしか除雪もしていませんので、冬期は閉鎖となる路線でもあります。

このようなことから、案内標識の設置は観光客や他の地域からの来訪者にとってはかえって混乱を引き起こすおそれもあるかと思しますので、そのあたりも含めて協議、検討させていただければというふうに思っております。

また、ふるさと農道羽生線に関係します林道には3つの路線があります。林道は、ご承知のようにもともとは森林整備を含めまして木材等の搬出用につくられた道路であります。当路線は地元住民にとりましては集落への連絡道路としても利用されているのが現状かと思っております。

今回、幹線道路が新たに開通したことによりまして地元以外の利用者にとっては一部わかりにくい分岐もありますので、古くなってわかりにくい標柱杭等を含め、早急に対処させていただきたいというふうに思っております。

議長（久田良平）

6番 椿原安弘君。

6番（椿原安弘）

いつも、前から通っていた人でも間違って行ったと、そういう方がおられますので、新しく道路がつくとわかりにくいといいますかそういうことがあるので、よろしくお願いいたします。

次に、3点目の後期高齢者医療制度について質問いたしたいと思います。

この制度については、日本国内に住む75歳以上の高齢者全員、それから65歳から64歳の障害のある方を対象として2008年に施行されました。ほかの健康保険とは独立した日本独特の制度でございます。

2009年9月に後期高齢者医療制度廃止法案を提出した民主党、社民党、国民新党が政権与党となりましたが、後期高齢者医療制度にかわる案がないため、この制度を現在も維持されることが決定して現在に至っている、そういう状況でございます。

町長は、石川県後期高齢者医療広域連合の議員として能登町を代表して出席されておりますけれども、広域連合の運営状況はどのようになっているか、お聞きしたいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

後期高齢者医療制度の運営状況ということですが、この制度は高齢者からの保険料が1割、そして現役世代からの支援が約4割、そして国、県、町からの公費で5割の負担割合で運営することになっております。平成22年度石川県後期高齢者医療広域連合の決算では、歳入では高齢者からの保険料は107億1,300万円、国、県、町からの公費としては641億4,900万円、現役世代からの支援金として532億8,900万円、その他等を含め合わせて1,337億700万円が歳入ということであります。そして、歳入のほうでは保険給付費等で1,322億800万円で、実質の収支が6億600万円の黒字ということではあります、医療給付費準備基金からの10億9,200万円の歳入も行ったものであります。

今年度は、平成24年度と25年度の保険料の改定年度でもあります。石川県後期高齢者医療広域連合におきましては、現在試算中ということですので、来年の3月の議会定例会での決定ということになります。広域連合によりますと、前回、保険料は国の指導もありまして据え置きをしたための影響、そしてまた被保険者数や1人当たりの医療費が増加しているのが現状であります。また、剰余金を原資とした基金の活用にも限界があることから、今回、保険料を値上げしなければならない状況でもあろうかと思っております。

広域連合としましては、少しでも保険料の上昇幅を縮小させるために、石川県に対しまして健診事業に対する財政支援、あるいは財政安定化基金の活用を求める要望を今後行う予定であります。そういう状況ということでご理解いただければと思います。

議長（久田良平）

6番 椿原安弘君。

6番（椿原安弘）

この件については10日ほど前でしたか新聞に載っておりましたので聞いたわけでございます。保険料値上げかということでしたので、できるだけ高齢者に保険料の値上げのないような方策をとっていただきたいというようなことでございます。

それで、この制度をめぐって厚生労働省が昨年、75歳以上の約8割を国保加入として国保の運営を都道府県に移管するとした新高齢者医療制度を提案しております。しかし、全国知事会などが反発が強く、制度導入は予定された平成25年3月から遅れるのではないかと予想されておりますけれども、町長はこの新医療制度に対してどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

現在の後期高齢者医療というのは、議員もおっしゃるように平成24年度末をもって廃止ということで、約1年前に政府の高齢者医療制度改革会議で新しい高齢者医療制度の骨格が公表されましたが、関連法案の提出も遅れるなど今後のスケジュールが見えない状況であろうかと思っております。

新しい制度では、現役サラリーマンである75歳以上の方とその被扶養者の方は被用者保険、今の社会保険に加入しまして、それ以外の75歳以上の方全員が国保に加入するというものであります。この新たな国保の財政運営は、予定では平成30年度までは75歳以上の部分は都道府県単位で運営し、75歳未満の加入者分につきましては市町村で運営ということになっております。平成30年度以降については、全年齢を対象にしまして都道府県単位で財政運営を行う予定ということにしておりますが、国保を都道府県単位の財政運営で行うことにつきましては、現在市町村ごとに保険料の算定方式や水準が異なることから、一挙に都道府県単位化した場合には国保加入者の保険料が大きく変化することになるかと思っております。都道府県が策定しております広域化等支援方針に基づきまして、保険料算定方式の統一化や、あるいは保険財政安定化事業の拡大などの環境整備を進めた上で、全年齢での都道府県化を図ることになっております。

ただ、医療制度は広域化だけでは決して解決しないというふうに思っております。低所得者や失業者を多く抱える国保の構造問題、あるいは財源が明確に示されていないことから大変気にかかることもあります。国民皆保険の最後のとりでとしての国保が安定的かつ持続可能な制度となるように、社会保障と税の一体改革に伴います国保の基盤強化を今後もしっかりと注視していかなければならないというふうに考えております。

議長（久田良平）

6番 椿原安弘君。

6番（椿原安弘）

わかりました。

それでは最後に、4点目の防災対策について質問いたします。

3月の東日本大震災を受けて、全国の自治体の多くは防災対策に取り組んでいることと思います。当町でも防災対策の再構築を行っているところだと思い

ますけれども、情報手段であるラジオの電波についてお聞きをいたしたいと思います。

実際に地震や台風など災害が起きたときには停電し、テレビも見られなくなります。また、電話も当然、通じなくなることがありますけれども、平成3年のときの台風19号のときは停電が3日から5日間、長いところで1週間近く停電したと思います。当然、電話も通じませんでしたし、最近は携帯電話がありますけれども、それもパニック状態になるような状況でございます。

それから、平成19年の能登半島地震の際も、輪島市の門前地区などは停電が長く続き孤立状態になり、情報が全く入らなくなったと聞いております。

こんなときに一つ役立つのがラジオではないかと思います。能登町の電波の状態は、地域によって違うと思いますけれども、山間部などで難聴地域があると思います。富山の電波は聞こえるけれども石川県の電波はざざざっといって全然聞き取りにくいと、そういう声をよく聞きます。特に柳田地区の電波状態が悪いのではないかと思いますけれども、防災対策の一環として何か調査をしていただいて、放送事業者に難聴地域解消の要望をしてはどうかと思いますけれども、町長いかがでしょうか。

議長（久田良平）

総務課長 下野信行君。

総務課長（下野信行）

ただいま防災対策、特に山間部におけますラジオの難聴対策ということでご質問いただきました。

議員が今お話しされたとおり、大災害が発生いたしましたときには必ず停電というものはつきものでございます。そういったときの情報の入手手段としてラジオが最も有効なものと私どもも考えております。

ここでは、ラジオの中でもAMのラジオ放送ということを前提にしてお話をさせていただきますと、ご承知のとおりAM電波はFM電波に比べますと障害物を乗り越えたり、あるいはすり抜けたりして飛ぶ性質を持っておりますので、山間部で聞き取りにくい場所であっても、やや受信ができる可能性が大きい電波の種類だと思っております。

それで先般、NHKの金沢放送局に確認いたしましたところ、能登町内におけますラジオの難聴地域については、ないということで回答をいただいております。しかしながら、ラジオが聞きにくい場所等があった場合にはその対処方法はということで確認いたしましたところ、実際に聞きにくい家のほうから直接NHKのほうに相談をしていただければ、現地のほうに出向きまして調査員

を派遣しまして調査をするということでございますので、そういった点がございましたら相談に乗っていただけるということでお話をいただいております。それで、わずかに聞こえるということであれば、受信いたしました電波をブースター等で増幅して簡単に聞けるように改善もできますので、まずはNHKのほうの窓口に電話をしていただければ幸いです。

また、大災害が発生いたしました場合には避難所を開設するということがございますが、その場合には避難所における情報手段の確保については状況に応じた方法で対処していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（久田良平）

6 番 椿原安弘君。

6 番（椿原安弘）

わかりました。どうもありがとうございました。

議長（久田良平）

それでは次に、11 番 志幸松栄君。

11 番（志幸松栄）

おはようございます。

お許しが出ましたので、ただいまより私に課せられました一般質問を行いたいと思います。

本日は2点に絞り、町長の本音をお聞きしたいなと思ってまいりました。

今、1番、椿原議員が言われた本当に日本災害あり、喜びあり悲しみありということで、能登町に対しましてもいろんなことがありました。そういう中で、今日本当に新聞紙上に騒がれておりました経済の問題、そういう問題も多々ありましたけれども、私は町長に対し、来年度に向けて極力またいろいろと町民の言葉をもらい、またいろいろ私たちの言葉も皆さんの言葉ももらいというように、また喜びのある町に来年度へ向けてやっていきたいなということで、2点質問させていただきます。

1点目について。来年度に向けての町長として、町に対しての思い、行動をお聞きしたいと思っております。

行政事業のあり方についてでございます。その行政事業については、補助事業もあります。町単独事業があります。その事業についての仕分けについてお尋ねしたいと思います。

それとまたもう1点は、町長の任期はもう後半戦になってきている中で、持木一茂町長としての発想事業はないのか、お答え願いたいと思います。いろいろと持木体制になりまして、この前も新聞紙上で騒がれておりますクロマルハナバチ、それからいろんな問題が事業の精査する問題が出てきております。そういう中で、こういう事業体制のひとつお答えをいただきたいなと思っております。

町長、お願いいたします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

志幸議員の事業のあり方ということですが、行政が行う事業というのは、いわゆる道路や学校などインフラの整備に当たります投資的事業というのがありますし、また産業振興や医療や社会福祉などのソフト事業などに分類されようかというふうに思っております。いずれにしても地域住民に対しての福祉の向上を図るための事業ということで、ご理解いただければというふうに思っております。

その執行といたしましては、毎年年初めに内閣から国会に提出されます地方公共団体の歳入歳出総額の見込み額に関する書類であります地方財政計画によりまして交付税等の地方財源が保障されるほか、地方財政上の指針が公表されます。それをもとにして能登町におきましても緊急性や、あるいは住民の要求度や、また事業効果などを見極めて予算化し、事業を進めていかなければならないというふうに考えております。

その中で、補助事業と単独事業の仕分けということですが、補助事業というのは、あくまでも国の補助金交付要綱に基づきまして申請を行い、補助金を受けて行う事業であろうかと思っておりますし、また単独事業というのは、町が単独で行うものもありますし、県単独の補助を受けて実施する事業もあろうかと思っております。もちろん今後におきましても、限られた財源の中で必要な事業を推進するためには、やはり少しでも有利な補助事業を活用していかなければならないというふうに考えております。

また、来年に向けての町長の発想事業はないのかというご質問ですが、まず本年発生いたしました東日本大震災では想定外の未曾有の被害があり、決して人ごとではないというふうに考えております。当町としましても、やはり町民の安全、安心を確保するため、さらなる防災関連事業に力を入れていかなければならないと思っておりますし、また来年で3町村が一体となり合併後8

年度を迎えます。少しずつではありますが、広域的な視点で効果的な地域づくりも進めてまいりたいというふうに考えております。

そして、今後はさらなる成熟期へ進んでいくと思っておりますので、現状の特産品や観光資源の磨きかけを行いまして素材の価値を高める施策など、町民の皆様と知恵を出し合いながら協議してまいりたいと思いますし、地域産業の活性化につなげる施策に力を入れていきたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

町長言われましたインフラ事業。ハード、ソフト、福祉の向上、そういうことに言われましたけれども、これは基本だと思います。それと、能登町、1番議員も言われました地方財政計画というものに対して、能登町の財政は皆さん町民の方も十分にご存じだと思いますけれども、自己財源でできる町ではないわけでございます。税金が十数%。あとは国、県に頼りながらやっておるといような財政でございます。

そういう中で、私も言いたいなと思っております。私は、先ほど一番冒頭にも言いましたけれども、こういうクロマルハナバチ事業とか、それから指定管理者制度における経済事業としまして、これについては結構、持木体制は経済事業を分離するように進めておられますけれども、今後携わる必要のない事業は極力やはり思い切って避けなきゃならないときがあるんじゃないかなと。クロマルハナバチの新聞も見ましたが、そういう判断をされておるような格好でございますけれども。

私は、やはり今、町長のお答えを聞いたときには、一番初めに言われたインフラ、ハード、ソフト、それについては現在、この能登町はあれもこれもこれもというような事業は避けて、基本に戻すべきじゃないかなと思っております。

私の行政理念としては、福祉、教育、町民の財産を守る、生命を守る事業が私は行政のやるべき事業じゃないかなと思っております。それと産業部門については、協力、それから指導ということを行政はやるべきじゃないか。一遍、あれもこれもと最後に町長は言われました。あの分野も考えておる、この分野も考えておるといようなことは一遍戻し、また基本に戻さなきゃ、今、国のほうでも皆さんご存じだと思いますけれども、テレビでいろんな問題が財政がなくて騒がれております。国自体の国会議員がいろいろと決まらないわけです。

こういう中で、やはり私たちは国の財政でやっておる自治体でございますので、一遍原点に戻し、国がどうなろうと私たちは自分の足で立つような自治体

をつくるべきということで、町民の方にも訴えていきたいなと思っております。

以上、私は1点目の問題はそういうことで、町長ひとつまた来年度に向けての予算については極力、緊縮財政とは言いませんけれども、町民のいろんな問題が出てくると思いますが、大変だと思います。基本に絞りながら財政を立てていただきたいと思います。1点目終わりたいと思います。

それでは2点目に移ります。

町長の来年度に向けて、政治姿勢について3点ほどお答えいただきたいと思っています。

1点目としまして、町長として町民の方々に対し、また町会議員に対し要望事項はないのか、お答え願います。これは1点目、お答え願います。

3点、全部先にやっておきます。時間もあれですから。

2点目は、町長は職員に対し、要望並びに連携をどのように考えているのか、お答え願いたいと思います。

3点目でございます。3点目は、能都町長をクリアして、現在能登町の舵取りを任されてきておられます。ずっと継続しておられます。一つになかなか答えにくいと思いますが、能登町となって、この町をどう思いますかということ私を一言で町長にお答え願いたいと思いますので、よろしく3点お答え願います。それによって再質問、また私の思いも述べさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず、志幸議員の1点目のご質問、町民に、あるいは町会議員に対する要望事項は何かないのかということですが、私の2期目の抱負というのは、広報のとでも紹介させていただきましたが、「協働のまちづくり」、「ふるさと振興」、そして「創ろう能登ものがたり」をキャッチフレーズに、この2年9カ月取り組んでまいりました。このキャッチフレーズのとおり、私は行政主導、あるいはトップダウンによる政治をよしとはしておりません。時には必要な場面もあろうかとは思いますが、これまでも地域住民の皆さんの主体的な参画のもとに行政と協働により地域の実情に合わせたまちづくりを推進する、このスタイルを貫いてきたというふうに自負しております。

例えば例を挙げますと、昨年12月には能登町地域活性化推進協議会のご努力によりまして東海大学との包括的な提携に関する協定を締結させていただきました。そして地域の活性化あるいは教育、研究の発展などを目的に民間レベ

ルでの相互交流が行われております。また、本年10月には旧町村の枠を越えました能登町大運動会が公民館の絶大なるご協力のもと初めて開催されまして、老若男女約3,000人の町民の方が集いまして多彩な競技が行われ、そして華やかな応援で花も添えていただきました。

当日は、作詞を一般公募しました能登町音頭のお披露目もあり、今日の新聞にも婦人会の練習風景が取り上げられておりましたが、今後各地の盆踊りや運動会等で歌い、踊り継がれていることを期待したいというふうに考えております。

能登町の成長期、熟成期へ進んでいくためにも、住民の皆様にはこれまで以上に行政との絆を固いものとしていただきまして、そして一步前へ、さらに一段上へ進んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、職員に対しましては、地方分権が進展する中、町民の町職員に対する要望あるいは期待というのは質、量ともに高まってきているというふうに考えております。第2次定員適正化計画によりまして職員数が年々減少しておりますが、複雑かつ高度化しております行政需要に的確に 대응していくためには、職員一人一人の能力を伸ばしていくことがこれまで以上に重要な課題になってきているというふうに考えております。

役場職員というのは、やはり全体の奉仕者ということで、誠実かつ公正に職務を執行することを宣誓してから役場に勤務するわけでありますので、職員一人一人が全体の奉仕者であることを改めて認識してもらって、そして初心に立ち返り、公務員としての公共の利益の増進のために全力を挙げてその職務に取り組んでいただければというふうに思っています。

孔子は、政治を行うには信頼、食料、そして軍備の3つを挙げております。このうちのどれかをどうしても捨てなければならないというときには、まず軍備を捨てる。次に食料を捨てる。やはり信頼がなくなれば国家というのが維持できなくなるというふうに説いております。

住んでよかったと言っていただけのまちづくりを進めるためには、行政に対する町民の信頼ということが基本であろうかと思っておりますし、職員一人一人が町を代表して仕事をしていることを自負して行動しなければ町民の信頼というのは決して勝ち得ないというふうに考えておりますので、このことを自覚して職員の皆様にも日々の仕事に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

また、職員の連携ということですが、私の好きなサッカーに例えさせていただきますと、やはりチームワークということではないかというふうに考えております。なでしこジャパンのワールドカップの優勝では、感動というこ

とだけではなく、諦めないで願いを込めて努力すればいつか夢は叶うというようなメッセージを伝えてくれたというふうに思っております。やはりサッカーというのはチームワークに重きを置く競技でありますので、チームには監督、コーチ、そしてキャプテンと呼ばれるリーダーがいて、選手のそれぞれのポジションによって役割も決まっていますが、互いに連携しないと決して勝つことはできないというふうに考えております。例えば、ものすごいスター選手が1人2人いたからといって、トーナメント戦なんかを最後まで勝ち抜くことは難しいんじゃないかなというふうに思っています。

行政におきまして、個々の強さだけではなくて組織力としての強さが重要であろうかと思っておりますし、その強い組織力に欠かせないものが目標を共有することだというふうに思います。何かを成し遂げるためには、大事なものはやはり熱意であろうかと思っておりますので、目標のないところには熱意とか、あるいはやる気というのは起こらないというふうに思います。この大きな目標を定めることが私の使命であろうかと思っておりますし、その目標に向かって監督、コーチと選手が連携して達成に向けて、それぞれが建設的な意見が出るような職員間の連携ができれば、いろいろな課題、問題も解決に向かっていくんじゃないかなというふうに考えております。

また、この町をどう思っているかということですが、平成11年12月に初めて能都町の町長に就任しまして、そして2期目半ばで平成の大合併を迎えました。新町誕生後もこの6年9カ月にわたり町政を担当させていただいております。私は常々、町民の皆さんが住んでいてよかったと実感してくるようなまちづくりを目標に行政運営を行ってまいりました。先ほど申し上げましたが、能登町大運動会の開催、あるいは能登町音頭の制作、東海大学との連携など、町民が主体となって新たな取り組みが生まれてきているということは、皆様に能登町民としての意識も生まれ始め、約274平方キロメートルと広大なさまざまな文化が息づく能登町であります、一体感も醸成されつつあるかと思っております。

まだ道半ばではありますが、必ずや能登町はいい町になってくれるというふうに思っております。

議長（久田良平）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

3点お答えいただきましたけれども、正直言って、今日町長のお答えについては、私もこれを訴えたかった。協働のまちづくり、それからチームワークと

いうことを町長に訴えたかった。私たち議会もそうですし、執行部もそうだと。それについて私は、今日のお答えについては、来年に向けてこのように実行したださればいいまちづくりになるんじゃないかなと、私はそう思っております。

私が再質問しようかなと思って書いてきた案件でございますけれども、私の思いも最後に述べさせていただきますけれども、私は、だめな文化は払拭する。私自身も考えも変えるという努力もしなきゃならん。町民の方々にも、昔の悪いものは捨て、いいものを残し、悪い考えを捨て、みんなでこの過疎地を昔のように。

私は正直言って、38年に旅へ出てきましたけれども、それまではすごい町やなと思っておりました。そういうまちづくりを執行部の方にさせていただきたいなど。海、山、商業その等、血気盛んでございました。子供のときは。そういうまちづくりをしていただきたい。そのときは恐らく、行政のことはわかりませんでしたけれども自己財源が30、40%の自己財源でやっておったまちづくりだったと思うんですよ。物はなくても心は豊かであったというまちづくりをひとつしていただきたいと思っております。

それと私、常々、3町合併して、皆さんわかりませんが、旧能都町のときに年寄りの方に聞いた言葉でございます。「隣が貧乏すればがんの味するわいや」というような昔の人のことわざ。これについて私は、どういう意味かなと思っておったんですけれども、貧乏すればいろんな問題、皆さん説明しなくてもおわかりのとおり、このことわざその等を皆さん払拭して、こういうような考えでいけばいいんじゃないかなと。隣は宝くじでも金持ちでもなったら喜んでやるというような考え。これと正反対のことわざでございます。こういうような格好でまちづくりをしていけば、お互いにチームワークもとれるし、いろんな問題もとれると思います。

そういうことで、町長は町の職員に対していろんな問題、私言いたいこと、細かい問題、技術者も育て、いろんな問題言われておりましたけれども、町の職員というものは、一番初め入社したときには、町民のために頑張りますということで面接をしてクリアしてここにおられる方々も職員になられた。その基本をまた原点に戻し、こういう経済の悪いときには皆さん、町民のための職員でございますので、ご存じのとおり。皆さんそういう格好で。そうすれば町長も喜ぶ、執行部も喜びを得る。みんなが喜びが出るというような政策で来年度に向けてやっていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

最後に、町長は口ごもって言われましたけれども、私はこの町は最高の町だと思っております。なぜかという、魚も獲れる、それから山の山菜も採れます。それがみんな経済にかわるわけでございます。それを有効利用した海、山、

自然を利用したまちづくりをするのがこれからの能登町かなと思っておりますので、よろしくまた執行部の方、考えていただいて、また来年に向けて頑張っていたきたいと思います。

どうもいろいろとご清聴ありがとうございました。失礼いたします。終わります。

休 憩

議長（久田良平）

ここでしばらく休憩したいと思います。再開は１１時１０分からとしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。（午前１０時５８分）

再 開

議長（久田良平）

休憩前に続き、会議を開きます。（午前１１時１２分再開）

それでは次に、１０番 奥成壮三郎君。

１０番（奥成壮三郎）

１年ぶりの一般質問で緊張しておりますけれども。

通告してありました消防職員の増員について、１点に絞って質問をさせていただきます。

質問は、こういったたくさんの表やグラフをお見せしながら続けていきたいと思いますので、町長、そして総務課長、時々ご意見や考えをお聞きしますので、よろしくお願いいたします。

まず、１２月石川県定例会の定例議会において初日の代表質問に自民党、中村勲氏が県立中央病院のところでドクターヘリを質問をされております。また１２月６日、一般質問でも自民党の紐野義昭氏がドクターヘリの導入について質問をされております。谷本知事は、「県内各地域の地上での救急救命医療の充実を進める。ニーズや有効性について、救急医療のあり方を議論する中で検討すべき課題と考えている」。ちょっとわからんようですけれども、要はドクターヘリは高額だからやりたくないということでしょう。

ここで、まず町長にお伺いします。人口密集地と遠方に住んでおられる能登町民の命の重さについてどう思っておられますか。お願いします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今ほどの議員のご質問の人口密集地、あるいは密集地から、市街から遠い方の命の重さというのは一緒だというふうに思っております。

議長（久田良平）

10番 奥成壮三郎君。

10番（奥成壮三郎）

やはり教科書どおりの命の重さは同じということです。後にもこれについての質問が出てくるとは思いますので、一応、命の重さはどこに住んでいても同じということです。

平成19年に3月定例会に、私は消防職員の増員について質問をしました。当時、町長の答弁は、今後10年で三十数名の退職が予想される。補充計画については、一時的には減員になるにせよ、バランスのとれた新規採用をしていくとの答弁でありました。

そこで、これも前も使ったグラフですけれども（グラフ提示）、能登町の消防職員数のグラフ、退職を入れた表です。合併したときの平成17年には55名の消防職員がいました。それで定年退職等を3人、4人、2人、2人、今年が4人退職されました。採用の人数を1人、3人、2人、2人と見ますと、現在は消防職員、23年の4月1日には50名になる予定でしたが、現在は勧奨退職もあったでしょう、49名で活動しているわけです。それが今までどおり採用しているように2人ずつ採用していくとなると、平成27年、4年後には44人になる。これでは消防の機能は果たせません。

もう一つ、表を見ていただきます。これは奥能登広域圏事務組合消防職員数の表です。これには総数が191人の定数になっていて、実数が182人です。消防本部10名は各消防署、2市2町から2人ないし3人ずつ集めた消防本部。輪島消防署は門前分署、町野分遣所、輪島消防署、3消防署合わせて64人の定数で62人。2人減数だけです。これも今年の4月1日現在です。珠洲消防署は、大谷分遣所と合わせ、2消防署で43人の定数で42人。1人定数が減員になっております。穴水は19人の定数で19人を満額持っております。能登消防署です。能登、内浦、柳田で55人として奥能登広域圏事務組合に定数として登録してあるにもかかわらず、現在49名。6人の消防職員が減数になっております。

この定数というものは、2市2町で人口や面積などを考慮して定員というも

のを決めて、そこで人口、面積などを考慮して定数というものを決めたと聞いております。当然、地方自治法の172条3項に定数を決めるということになっております。55人という能登町が奥能登広域圏事務組合の消防のほうに55人にしますと、定数に決めますと決めているにもかかわらず6人の減員にさせている理由がわかりません。能登町の皆さんは、能登町民にはいろんなこと、すべてのことに条例がありますから、この条例を守ってくださいと言っている割には、町自体が奥能登広域圏に、そして我々の命にかかわる消防の定数を無視して条例違反しているということは、さっぱり理解できません。

町長、こういう事態はどういうことなんですか、ご説明願います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

職員の定数の条例に関しましては、役場職員を含めてなんですが、それはマックスの状態であり、そこまで雇用できますよ、あるいはそこまで雇えますよという人数だというふうに私は認識しております。ですから消防職員の55人定員条例というのは、55人までは可能ですよということで私は理解しております。

議長（久田良平）

10番 奥成壮三郎君。

10番（奥成壮三郎）

じゃ、49人でも大丈夫だと。平成27年には44人になっても機能はできるということをおっしゃっていると今理解しておきます。それも後々またいろんなグラフが出てくるでしょう。笑顔で笑っておいでましたけれども、これは町民の命にかかわることですから、マックスの数字とか、じゃ役場職員が今全部で460人か何十人か、これがいい数字なのか。マックスなのか、機能的に大丈夫な数字なのか。そういうことによると話がややこしくなりますので、今日はとりあえず消防の救急救命のほうで1点でいきますので、よろしくお願いします。

そこで、今度は総務課長にお伺いします。

最近、PA連携出動というものが取りざたされておりますけれども、説明願います。

議長（久田良平）

総務課長 下野信行君。

総務課長（下野信行）

ただいまのP A活動といたしますか、P A連携活動についてご説明申し上げます。

これは救急出動の折に、消防ポンプ車（P u m p e r）と救急車（A m b u l a n c e）が連携をいたしまして、119番で受信した内容で負傷者が大勢いる、あるいは2階、3階にいるため救急隊員のみでは救出ができない、困難な状況と判断をした場合に、消防ポンプ車と救急車とが同時に出動して救助活動に当たることということで理解しております。

議長（久田良平）

10番 奥成壮三郎君。

10番（奥成壮三郎）

ありがとうございます。

まさしくP A連携出動とは、確かにこれは東京消防庁とかそういう大型政令都市、金沢でも今やっていると聞いておりますけれども、要は狭い道の奥まったところに救急救命患者さんが発生した。また、アパートの2階、3階という狭い階段で上がったるときには救急救命患者さんが発生した。そのときに救急救命隊だけでは手が足りない。だから消防隊も一緒に消防車と同時に2台、救急車と消防車が2台同時に出動するという、こういうことが今クローズアップされております。

内浦分署、柳田分署も同じだとは思いますが。今月の消防職員の勤務日数、勤務体系を言わせてもらいます。12月です。5人体制が6日、4人体制が21日、3人体制が4日。3人体制の4日は多少理由もあり、また、そのときには能登消防署本部から1名借りるという事態になっておるんです。それで今総務課長の説明、今言われたP A連携活動、消防隊と救急隊と同時に出動し救急救命率を上げる。そして延命を図るということですから、これを私も実際経験したことを町長に報告しましょう。

実際の救急出動は3名で今ほとんど出動しております。3名で出動して、倒れられたり、またけがをされたところの現場に到着しますと、ベッドのようなストレッチャー。ストレッチャーは2人で動かす。そしてもう一人が患者さんの酸素吸入なり、けがされた患部に手当てする場所に着く。それで3名なんです。

そうしたら、例えば酸素吸入の器械、AEDの器械やほかの医療器具の器械などは、そこにまず置いて救急車に乗せなきゃならんという事態が発生しているんです。現実には。私の近所にあるおばちゃんが倒れたときに、たまたま行きまして、これじゃだめやと、消防隊の何々さん、何々さん、これとこれ持ってもいいが、違反にならんがかと云ったら、違反にならんさけ持ってもらえんけど。ゴムのチューブ管が1本ずつ出ている器材を持って、それがもだからんように自分なりに工夫してストレッチャーについていって消防車に乗せる作業をするんです。3名の場合。そして、いよいよ救急車がスタートすると、当然、運転手は1分でも1秒でも早く着くために両手にしっかりハンドルを持ち、1人が心臓マッサージや患部の手当で、もう1人がAEDなり、また心電図、体温、脈拍とかそういうものの仕事をする。となると、病院の医師との連携する人間が足らなくなるんです。途中で蘇生をやめて医者とのコミュニケーションといいますか連絡をする。心臓マッサージをやめてやる、そういうことはあり得ん。運転手は片手運転はできません。3人の出動ではもう到底できるわけではないんです。

私も2回ほど過去、救急車、私自身もお世話になったこともあります。これ自体が消防の機能自体が機能不全になっているんです。こういう実態を町長どう思いますか。お答えください。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

救急隊員というのは、あくまでも患者さんの命なりを守る、あるいは救うというのが使命だと思います。それが3人体制がいいのか4人体制がいいのか、私はちょっと勉強不足でわかりませんが、しかしながら現在、能登町の救急隊員、救急救命士を初め消防署の職員というのは一生懸命町民のためにやっているというふうに考えております。

議長（久田良平）

10番 奥成壮三郎君。

10番（奥成壮三郎）

今町長がおっしゃった。別に私が能登消防職員、また救急救命士がたるんでおるということは一回もありませんので。人数が足らないと。こういう実態ということを言っているのであって、先ほど町長の答弁に一生懸命やっておると。

それは当たり前のことで、私も一生懸命やっておるということを認めております。私もあれに命を助けてもらった一人でございますので、感謝こそすれ、そういう気持ちは一切ございません。

話を変えていきます。進めていきます。

これは11月号の広報のとです（資料提示）。タイトルは、防災特集「命の防波堤」。たくさんの記事を載せられました。載っております。確かに勉強になりました。改めて。防災の大切さもわかりました。

そこで、このページにいきますと、平成23年、小木中学校の防災教育、4月20日から講演会が始まり、ずっといろんな活動をしております。皆さん見られたかと思っております。

そこで総務課長にお聞きします。9月30日の夜7時から小木中学校体育館でPTA主催の防災避難訓練が行われました。段ボールの間仕切りや居住体験、非常食の試食、テント張りなどでしたが、この会場には総務課の防災担当者と広報、教育委員会、小木の支所長だけしか来ていません。

そして次の週の10月6日、これは「津波について考えてみんけ」、地域の皆さんと小木中学校生徒が津波の防災について考える会、10月6日夜7時から8時20分、小木活性化センター。これも皆さん町内会長さんを初め皆さん声をかけていただいて、140名の方が集まって防災について勉強しました。しかし、このときもまた。こういう中学生の手づくりの避難場所、そして、どこどこが海拔10メートル、20メートル、30メートル。これは全世帯に配ったわけですがけれども、これも非常に勉強になるといいますか。庄崎というところから小木中学校まで逃げるのに13分と書いてあるんです。どこどこから小木小学校に逃げるのに7分とか書いてある。本当に勉強になるんですがけれども、これは中学生の足で13分なんです。ひょっとして我々なら30分かかって手遅れやとなるかもしれないけれども、そういう避難場所の手づくりのものです。こういうのも使えます。

その140人を集めて、そして金沢大学の青木教授の地震や津波の講演会もありました。そこには総務課長はおいででした。そして教育委員会、広報、小木消防団、来ていましたけれども、残念ながら2回とも消防職員は来ていません。このことは消防職員の人数が少ないために来れなかったのか、また出さなかったのか。消防を総括する総務課長のほうから案内をあえてしなかったのか。非番の職員ですら出席しておらん。これはどういうことですか。総務課長、教えてください。

議長（久田良平）

総務課長 下野信行君。

総務課長（下野信行）

ただいまの議員の質問で、小木中学校が防災に関連したいろんな諸行事をしておる中で消防職員の顔がなかったという質問でございますが、9月30日の体育館においてPTA関係者との訓練については、町の職員は確かに防災担当と広報関係は行っておりましたが、ちょうどその折、私、ほかの会議がございまして、ちょうどそちらに出ておりまして時間帯がバッティングした関係上、欠席をいたしました。それと、翌週の6日の小木活性化センターにおいての防災講演会、これにつきましても小木支所長のほうから連絡をいただいていた関係上、出席をさせていただきましたが、2つのこういった学校の行事につきましては、基本的には学校の行事でありながら学校のほうから校下の皆さんには広報がなされておったということで、あくまでもそれは小木地区出身の消防職員もおりますので、自主的にまず出席をしていただくという考えもございましたので、私のほうから消防署の職員に対してこの行事に出席をするような案内はしませんでした。

それともう1点、6日の小木活性化センターにおいての講演会につきましては、ちょうどその時間帯、6時ごろですけれども、柳田のほうで76歳の方が朝キノコ採りに出かけたということで、まだその時間帯に帰宅しておらんから搜索をお願いしたいということで連絡が入り、引き続き能登署のほうからも消防団員の搜索依頼がありましたので、当日の会場に消防団長もおいでたんですけれども途中中座をされて本部のほうに足を運ばれたと思っております。

そういった点を総合しまして、6日の件につきましては、結果的に消防署の職員の顔が見えなかったものと思っております。

議長（久田良平）

10番 奥成壮三郎君。

10番（奥成壮三郎）

今お話しの6日の日の柳田の搜索があつたから来れなかったとおっしゃいますけれども、私も26年ほど消防団務めさせてもらいました。行方不明者が発生したときは、初日ぐらいは地元の消防団、その方面の消防職員、そして警察署の、その3つの体系で搜索及び翌日の段取り会議をするということです。上町のほうで行方不明者がいた。だから来れなんだというのは理由になりません。内浦や能登町の職員はそこには行っているわけではないんです。

議長、こういう答えでは困るんです。やっておることと今の答弁と違うんです。できたら注意して欲しいんですけれども。

また、消防の連合大会初めいろんな大会でも、電話番する職員は1名、消防署、分遣署に置いていて、置いてくとかいうか、いて、あとは無線や電話などを持って大会やら講習会とか行ってるんでしょう。行ってますよね、消防職員は。1人置いて。AED講習会であれ救命講習なり行っているんです。そういうときでも小木で子供たちや地域住民が津波の勉強会しておるときに、無線機や消防専用の電話を持って出動しようと思えばできるんです。それを苦し紛れに、議長、捜索が入ったからできませんでしたと。内浦も能登町の職員も出せませんでしたと。全然本当は理由にならないんですけれども、議長に問いかけてもしゃあないけれども、まじめに答えて欲しいんです。ちょっと議長から注意してもらえんですか。

議長（久田良平）

再答弁させます。総務課長 下野信行君。

総務課長（下野信行）

確かに私の思いで今お話をさせていただきましたが、今後できるだけ防災あるいは消防活動については消防署の職員についてもいろんな、今議員おっしゃったように携帯無線というような方法もございますので、そういったものを備えた中で出席するように促していきたいと考えてます。

議長（久田良平）

10番 奥成壮三郎君。

10番（奥成壮三郎）

また、次は別な角度から、総務課長、またお願いします。

近年の、昨年1年でもいいです。救急車の出動回数は何回ですか。また、主な疾病の原因は何でしょうか。またもう一つ、能登町内で救急車が到達するまでの最も時間がかかるのはどこの地域ですか。お答えください。

議長（久田良平）

総務課長 下野信行君。

総務課長（下野信行）

それでは、救急出動の近年におけます出動回数につきましては、21年度につきましては733回、それと22年度につきましては782回でございます。そのうち急病によって出動しておるものについては約60%に当たります45

0から490件出ております。急病の中の主な病気ということではありますが、これはあくまでも要請された方が病院へ入って病名をつけられるということではありますが、救急隊員の判断の中で一番多いということで判断したのは、脳卒中、それと心不全ということでございます。

それと管内救急車の出動に要する時間、これはあくまでも雪が降ってないとか大雨でないということを前提でお話をさせていただきますと、能登消防署を拠点にしますと宮地、鮭尾地区までが20分です。それと内浦分署を拠点にしますと駒渡が13分です。柳田分署を拠点にしますと、旧柳田管内、北河内が13分、柳田から柏木、これは旧能都ですけれども15分が所要の時間ということとなっております。

議長（久田良平）

10番 奥成壮三郎君。

10番（奥成壮三郎）

昨年は782回、そのうち脳疾患、心臓疾患で60%、ともに血液と血管の病気です。それと25分がどこでしたか。柳田分署は北河内まで15分とか。ちょっと少な目におっしゃっておるなと思うんですけども、そういう細かい何分単位の話は細かく追及しても仕方ない。私が聞いているには、能登消防署から武連まで行くのには約30分はかかると聞いております。柿生、武連、太田原、30分はかかると。雪がなくても時間帯にもよります。夕方とか朝の通勤ラッシュの時間などには重々30分かかっております。

そこで、またグラフを出してみましよう（グラフ提示）。これは、カーラーの救急救命曲線というものがあります。脳は4分の血流停止によって重大な損傷を受けます。心肺停止、呼吸停止からの死亡率をこれで示しておりますということですね。心肺停止は約3分で50%の人が亡くなる。呼吸停止の患者さんは10分で50%、出血多量は30分で50%の死亡になっております。日本の場合、救急車到着までに約6分かかります。これは平均ですけれども、北は北海道、南は九州、沖縄まで全部足して平均をとったら6分だそうです。じゃ、今の武連や北河内、柿生、太田原、完全に平均以外の話になってくるわけですよ。救急車到着までに何もしないと社会復帰は不可能です。ここにも書いてあります。これは後々また出てくると思いますので。

ということは、今申し上げた心臓停止は3分で50%、5分で100%亡くなられる。呼吸停止は20分で亡くなる。一応の目安です。多量出血は60分で100%大体亡くなるということです。

今の話、総務課長、太田原、武連や北河内は大体グラフはここへ来るんです。

200%死ぬ。こんな数字見たことない。

町長、こういう時間のかかる救急救命に対してどう思いますか。お願いします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

確かに能登町内広いですので、そういった時間がかかるところがあるかと思いますが。ただ、議員がおっしゃるとおりそういった体制を整えようと思えば救急車も何十台も要りますし、救急救命士も何百人という必要があると思います。それは現実的には能登町では無理かなというふうに思っております。

議長（久田良平）

10番 奥成壮三郎君。

10番（奥成壮三郎）

私は今、救急車の台数や救急救命士の人数を何十台、何百台、何百人という質問はした覚えはありません。そういうけんかを売るような答えじゃ、おかしい答弁になってきます。

副町長も何かこっち不満そうに見られている。じゃ副町長にちょっと一つだけ質問というか。それとは別なことで。

これも踏まえてやけど、副町長は生まれが宇出津で、ご縁があつて鵜川で住んでおられる。人生の3分の2は鵜川のほうになるんでしょうね。そして副町長というポジションで、今までずっと鵜川においでまして、鵜川、瑞穂とかそういった救急車がなかなか到達できない地域のエリアになると思いますけれども、副町長は役場職員に今まで鵜川や瑞穂とかその地域の住民の人たちに救急救命についてのお話をしたことがあるんですか。まだ完全に地域住民の皆さんから、副町長、田下さん、何か救命に何かならんかいね、時間かかるさけどんなんわいねみたいような要望などが今まであったのかなかったのか。また、全然知らん顔しておったのか、ひとつそういう点をお聞かせ願います。

議長（久田良平）

副町長 田下一幸君。

副町長（田下一幸）

私も鶴川で3分の2の人生を過ごしております。ただ、先ほど議員の質問で、極端に、私が鶴川ですので、まだいいのかなと。宮地、武連の方の声を全部つぶさに聞いておるわけではありませんが、地の利と申しますか、そういった環境に生まれ育ったという中で、特に救急車について、先ほど町長が少し議員さんの6分以内に全部到達できるような整備をしようとするばというふうな思いで答えたところですけど、全部6分以内に届くようにしてくれというふうな要望は直接伺ったことはありません。

ちょっと蛇足であります、本当に消防、火事でも救急車でも同じですけど、すべて等時間に届くということは物理的に、それは全部財政力もあっているいろんな問題があって、できればいいんでしょうけれども、なかなか難しいのかなという気はしておるということは、行政に長く携わってきた者として、その辺全部命の重さは同じといいながら、そういう地理的条件のものはあるんだなということとは認識しておりますが、その解決策はいまだ持っておりません。

議長（久田良平）

10番 奥成壮三郎君。

10番（奥成壮三郎）

どうしても6分にしてくれとかいう問題でないけれども、限りなく6分に近づける行政の体制が必要ではないかということで今こうやって質問させてもらっているんです。あくまでも全国平均の6分にしてくれということでもないです。財政力もありますから。

ちなみに、内浦の場合は秋吉に消防署をつくりました。あのときは恋路と国重と小木の西町の3点を結んで、一番中間であって一番平均に行けるところがどこだということで、役場が松波にあるにもかかわらず秋吉につくった。何と優しい町やなと思って、今、改めて内浦に生まれたことを誇りに思っておるんです。格好いいな。

それでは、だんだん最後になってきます。先ほどPA連携にもありました。救急救命が遅れることにより軽症で済む患者が重症や重体になったり、また死亡に至る場合もあります。そういった患者さん自体の負担が遅れることで大きくなります。また、患者さんも重体、重症になったり意識がなくなったりすると障害も残ります。そうすると当然、介護が必要になりますし、その介護となりますと家族の方が仕事を休んだり、また仕事を退職したりしなければなりません。当然、町民の負担が増えますし、町としても税収入が減り、所得税や町民税も減るという悪循環になってきます。

ここで簡単に時間ないしいきます。

国民健康保険の特別会計の予算書を見ます。国民健康保険税、私たちの掛金が約5億、昨年から見れば5,000万円減っています。それで給付金が私たちが窓口に払った3割を引いた7割の支給額が20億来ております。ということは、大体国民健康保険で30億の医療費で支払った。こういう医療費がだんだん重なっていきます。

そこで、まとめていきます。時間がありません。済みません。

持木町長にまとめてお伺いします。今後、救急救命資格を持つ職員、今現在18名おりますけれども、その方々も定年退職していきます、将来。今までのように2人ずつ雇用して1人ずつの救命士を育成していたんじゃないか、間に合わないことは明確。まちの中も遠方の人命も平等である。消防行政と医療、福祉行政は連携し、一体をしていると思っております。今後、消防職員の救急救命士を増員していくのか、このまま先ほどのグラフのように減らしていき、町民の生命と財産を軽視するのか。これからの消防職員の雇用に対してお伺いして、質問を終わります。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず、議員が途中、将来的には消防署員が44名になるというお話をなさいました。そこまでいっては少な過ぎると思いますので、そういうことはないようにこれから努めたいというふうに考えております。

それと、救急救命士に関しましても今現在17名います。これは奥能登広域圏事務組合管内2市2町の中では一番多い数になっております。ですからそれで安心という問題ではありませんけれども、今後に関しましても将来、指令センター方式にかわりまして無線が統一化されます。そうすると通信部門の職員もそういった救急なり消防の業務にも当たれるのかなということもありますので、今現在の状況では増員ということはかなり難しいかもしれませんが、減らすということは今のところは考えておりません。

10番（奥成壮三郎）

これで質問を終わります。

休 憩

議長（久田良平）

ここで暫時休憩いたしたいと思います。再開時間は午後１時からといたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。(午前１１時５４分)

再 開

議長（久田良平）

休憩前に引き続き、会議を開きます。(午後１時０２分再開)

それでは次に、１番 金七祐太郎君。

１番（金七祐太郎）

昼食後の一番眠い時間に、質問も簡潔にお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

１２月に入り、寒い日が多くなってきました。寒くなると、私どもの頭を悩ます雪が気になり出しますが、今年は暖冬なのか大雪なのか。議会の初日にも町長さんが今年の冬のことについておっしゃられましたけど、あれは日本全体のことなのかなと私はお聞きしたんですけど、北陸地方は、気象庁の発表によると１２月、１月は平年並みの降水量、２月は平年より多い降雪量と発表されているように私はちょっと調べた中でありました。

昨今ですが、また最近の雪は局地的、ゲリラ的というか、短時間に多く積もるようになってきました。また、その中で最近、昨年の公取の調査や談合認定と続いて、除雪を担う建設業界は大変だと思っております。また、廃業する業者もあるようなことも聞きました。

そこで、能登町において今年度の除雪対策、また除雪車両の確保、また業者と人員の確保がどういう状況か、お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず、私が提案理由の中で申し上げたのは気象庁の発表ということで、ご理解いただければなというふうに思っています。

今年度の能登町の除雪対策についてのご質問であります。道路除雪は道路除雪計画に基づいて通勤や通学、あるいは通院といった住民生活に支障を来さないよう円滑な交通を確保するため、積雪量が１０センチ以上に達したとき、または交通に支障を来すようなときに実施しております。

今年度の除雪体制はということなのですが、民間の借り上げ機械が74台、町有機械が10台の計画84台で373キロメートルについて除雪を実施することとしております。台数は昨年より1台減となっておりますが、除雪体制に関しましては影響が少ないというふうに判断もしております。委託先については、建設業のほか採石業、食料会社など建設関連業種を初め業種を問わず幅広く除雪機械を保有する方々をお願いいたしましたところ、昨年より3社増えまして52社の協力をいただけることになったということで、感謝申し上げたいというふうに思います。

このほか、歩道除雪としましては通学路を中心に28路線、31.8キロメートルで実施しまして、子供たちが安全に登下校できるように歩道の確保をしていきたいというふうに考えております。

また、凍結防止散布車により主要幹線で急勾配や急カーブなど危険な箇所には凍結防止剤の散布を行うほか、凍結が起こりやすい区間では非常用としまして凍結防止剤を準備した箱を設置して事故防止を図ってまいりたいというふうに考えております。

近年は雪につきましても局地的に降ったり、あるいは長期間にわたり降り続いたりという異常気候となっておりますが、除雪対策には万全を期して準備し、厳重な警戒と監視を行ってまいりたいと思いますが、町民の皆様におかれましても車や歩行者に注意されまして、そして除雪作業にもご協力もお願いしたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

1番 金七祐太郎君。

1番（金七祐太郎）

1台車両が減ったようなことをお聞きしました。

そこで、町保有で職員が除雪している車両があるとお聞きしました。その車両が夜間等にあいていると。民間の業者は、なるべく時間短縮で夜中とか1日中除雪、道路確保するために頑張っていると見ておりますが、それでも追いつかないときがあると。そういうときに、町保有の車両が夜中なんかあいていると。そんなとき、あいているその車両を何とか臨機応変に民間に貸し出すことはできないのかどうか、ちょっとお答えをお願いいたします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今の金七議員の職員が操作しております町有機械の民間等への貸し出しについてということですが、現在、職員が操作している除雪機械が1台あります。これは一般の機械と同様、積雪があったときには午前4時から稼働しておりまして、所定の路線の除雪作業を行っているということですが、そのほかに必要に応じまして庁舎の駐車場、あるいは町の施設などで除雪の要請がある場合、それから民間機械の故障やトラブルなどで突発的な事態にも対応したいということで、町で1台保有しております。

町としましては、こういうふうに自由度を持たせたほうが大事ということで、現時点では貸し出し等はしないで、現在の配置方法がより柔軟に対応できるというふうに考えておりますので、ご理解もいただきたいと思っております。

なお、そのほか町有機械につきましては、ロータリー除雪車を除きまして8台を民間に貸与して作業をしていただいているのが現状ということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（久田良平）

1 番 金七祐太郎君。

1 番（金七祐太郎）

その件についてはわかりました。

それで、やっぱり今後、この不景気の中、建設会社さんも機械を持つことがなかなか難しい。大変な問題、金銭的になってくると思うんですが、今のところ町保有が10台、民間が74台とありますが、今後なんですけど、例えば国交省からのお下がり的なものを安く持ってくるとか、町がもう少し借り上げをして民間に貸し出すとか、そういうお考えはおありかどうか。お答え、お願いいたします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今現在、民間の業者さんに関しましては、固定費ということで除雪作業に出なくてもある程度の金額をお支払いしているのが現状ですが、今後やはり民間の皆さんが持っていらっしゃる機械が老朽化して買い替えも厳しい状況が見込まれる場合には、やはり町としてはもう少し除雪車の保有台数を増やしながら、業者の方に貸与するような方向にも検討もしていかなきゃならないの

かなというふうに思っております。

議長（久田良平）

1 番 金七祐太郎君。

1 番（金七祐太郎）

できれば町のほうでももう少し厚い手当てのほうをよろしくお願いいたします。
それでは2点目なんですけど、旧松波城庭園についてのことでご質問いたします。

先月、皆さんもご存じのとおり11月18日、国の文化審議会が旧松波城庭園を国の名勝に指定するよう文部科学大臣に答申をし、来年の2月にも答申どおり名勝指定が確定になると新聞紙上とかで出ています。この名勝指定を受けてなんですけど、ここで松波城のことをいろいろ私がしゃべってもちょっと時間が長くなるわけで、町長もご存じだと思うので割愛させていただきまして、この名勝指定を受け、町としての今後の利活用。まだしてないんですけど、2月確定ということで、名勝指定を受け、町としての利活用法や構想などありましたら伺いしたいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、今ほどの金七議員の質問にお答えさせていただきますが、来年度以降の利活用を述べる前に、せっかくの機会ですので、旧松波城庭園につきまして少し説明というかお話もさせていただきたいというふうに思います。

この庭園につきましては、昭和37年の公園の整備中に発見されまして、昭和55年度の石川県教育委員会と、そして旧の内浦町教育委員会の発掘調査を経まして、平成19年度から平成22年度にかけまして能登町教育委員会が今後の保存活用を図る目的で発掘調査を実施したところであります。

今回の国名勝指定の答申に至る経緯と今後の構想についてご説明いたしますが、松波城は日本海に注ぎます松波川左岸の丘陵部を利用して築造された城でありまして、能登守護の畠山氏の一族であります松波氏の居城であったと言われております。旧松波城庭園は、松波城の東南端の平たん地に位置しておりまして、発掘調査の結果、室町時代後期から戦国時代にかけての建物跡と、そして枯山水の庭園が発見されました。特に枯山水の庭園は、景石を相互に置きまして、平らな丸い小石を敷き詰め、水の流れを表現したものでありまして、そ

の変化に富んだ意匠や表現方法はほかに類例を見ない優れたものであります。松波氏は中央の有力貴族でありました日野家の被官として在京していたことから、京都の庭園文化を受容する条件を十分に備えていたというふうにも考えられております。

このように旧松波城庭園は当地への庭園文化の伝播を示しておりまして、また枯山水の意匠と表現方法には独自性や地域性が見られることから、庭園学や考古学をご専門とされる先生方から庭園史上の価値が高いというふうな評価もいただいております。このことによりまして、平成23年7月に国の名勝指定の申請を行いましたところ、議員がおっしゃったように平成23年11月18日に文化庁の文化審議会におきまして国の名勝に指定するよう文部科学大臣に答申され、今年度中に国の名勝として決定される予定であります。

それで、平成24年度に関しましては、この庭園についての内容や名勝的な価値につきまして町民の皆さんにさらに深く知っていただくために、出土した遺物やパネルの展示を行いたいと思っておりますし、それとともにシンポジウムを開催したいというふうに考えております。今回の名勝指定を機会に、町民の皆様とともに庭園を含めた城跡の保存管理や今後の構想について協議し、町としても積極的な利活用を図っていききたいというふうにも考えております。

具体的に申し上げますと、平成24年度から25年度の2年間で大学の先生や専門家などの学識経験者と地元の方々と構成されます旧松波城庭園保存管理基本計画策定委員会を設置したいというふうに考えております。そして、庭園を含めた城跡につきまして適切に保護するための方針や今後の整備に向けた基本計画を策定したいというふうに考えております。

庭園を含めましたこの城跡は、松波城址公園として地域のシンボル、また町民の憩いの場としての役割も担っておりますので、将来には庭園を含めた城跡を歴史文化の学習の場として基本計画をもとに整備を図っていききたいというふうにも考えておりますので、議員の皆様にもぜひご協力のほどいただきたいというふうに思います。

議長（久田良平）

1 番 金七祐太郎君。

1 番（金七祐太郎）

今後、基本計画をつくるということなんですけど、名勝と聞きますと私はやっぱり景色のよいところとか、名勝地、景勝地とかいうと思うんですけど、今のところ町長さんも言われたように枯山水が一番メインかなとは思っています。それが保存の目的だろうと思いますが、埋め戻しされて全く見えない。今後、

だれか城とか好きな人が来られても何も見るようなところがないと。内浦時代からの発掘したものもどこに展示してあるのかわからない。そういうことで、できれば早急に何か展示スペースなり、資料館、そこまでいかなくても何かそういうことで枯山水の写真、大きなパネルを張るとか、そういうことはお考えではないですかね。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

先ほども申し上げましたように、来年度から2年間かけて基本計画を作成していただいて、それに基づいて整備はしていきたいと考えておりますが、やはり現物をそのまま見ていただくのが保護という面もありますので、今議員がおっしゃったようにパネル等で展示して、それでしばらくの間はごらんいただければなというふうな思いでおりますので、ぜひ議員のほうからもいろんなご提案等ありましたらおっしゃっていただければ、我々としても一生懸命協議しまして、展示方法あるいは整備方法等も考えていきたいなというふうに考えております。

議長（久田良平）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

今町長が答弁したとおりでございますが、まずは実施設計をさせていただいて、そしてその後、26年以降になると思いますが、何年かかるかわかりませんが国の予算状況も関係します。できるだけ国の補助を使ってすばらしい庭園の後に残るような、それから子供たちも、それから皆さんがそこで勉強できるような形のものを残していきたいと考えております。

議長（久田良平）

1番 金七祐太郎君。

1番（金七祐太郎）

今、松波のほうでも民間の方がいろいろと庭園の継承、指定も受けてですがいろいろとシンポジウム、そこまではいかないんですけども頑張っておられるグループもありますので、なるべく、うちらも地元が盛り上がりませんことには

何もできないと思いますので、私らもそれなりに頑張りますけど、どうしてもその期間、2年間の間、何も見られないようなことがないように、展示スペースなり何かを設けて欲しいなと思います。

これで私の質問は終わらせていただきます。

議長（久田良平）

それでは次に、3番 市濱等君。

3番（市濱等）

質問の前に、この秋、顕彰、表彰された方々に対して、この場を借りてお祝いと敬意を申し上げたいというふうに思います。まことにめでとうございました。

それでは一般質問に入らせていただきたいと思います。1番目の下水の処理ということについて、何点かに分けて質問したいと思います。

まず最初に、松波地区の処理の問題なんですが、松波地区の議員さんも幾つとも言われんさかいということで、私も質問させていただきます。

実は松波処理区について、施工後、県道沿いの住民の方々からかなり地面が揺れる、建物が揺れるというふうな苦情が相次いでおります。これに対して係の上下水道課はどのようなふうな対応をしておられるのかなということに対して、まず1点目に。そしてまた、先般その工事をやられた某設計会社の管理内容が適切ではなかったというふうな報告を受けております。その内容はということで、課長、答弁願います。

議長（久田良平）

上下水道課長 浅井弘之君。

上下水道課長（浅井弘之）

市濱議員のご質問にお答えします。

松波処理区につきましては、平成21年6月から一部供用を開始しておりますが、当地区の工事に当たりボーリング調査を行った結果、地下の水位が高いため、管渠の敷設につきましてはポンプを利用して強制的に地下水を排水するウェルポイント工法で施工しております。そしてまた、埋め戻し、アスファルトの厚さなど舗装構成については、県道は道路管理者である県土木と、町道は建設課と協議を行い、施工をしております。

県道の車両通過による振動につきましては、係と現地を調査したところ、マンホール周辺と本管から各家庭の公共枴への取り出し管部分が舗装が沈下し段

差ができていることから振動が起これと考えられますので、早急に舗装の修繕等で対応したいと考えております。

また、過去の委託の業務で請負業者の設計監理に不備があったのではないかということにつきましては、処理場の建設のときのことでございますが、特に業者に不備があったわけではなく、下水場の処理施設という特殊な施設の建設に係る機材の選定や品質管理等の比較検討においてはコンサルタント会社から提案、提示されるが、決定については町が行わなければならない、専門的知識が乏しく判断について苦慮することがあったため、管理について若干弱い面があったというようことで発言になったものでありますので、ご理解をお願いいたします。

議長（久田良平）

3 番 市濱等君。

3 番（市濱等）

これは専門的になると思うんですが、建築の設計でも地面の耐力、そして浮力に基づいて耐震設計がなされているというふうに私も認識しておるんですが、この地域に私も住んでいますもんで、その工事現場をよく通って、これはウェル工事だなというふうなことを思っ見ておりましたが、地中の中から水を抜くと海綿状になって揺れる原因になるんでないかなというふうな、私の今までの経験でそういうふうな感じをしております。そういう管理がやっぱり大切でないかなと。今後、これを踏まえて適切に対処していただきたいなというふうに思います。

次に移ります。

小木浄化センターの汚泥脱水装置についてでございますが、私、何度も内浦庁舎の上下水道課へ訪ねまして疑問に思う点をたくさんお尋ねをいたしました。ところが内容がよく把握できていないのか、行くたびにちょっと問題が出てきて、答えがちょっとずれてくるなというふうなところが二、三ありまして。例えば、どこかこの辺にそういう施設はないのかというふうなことをお聞きしますと、近くにないげんてという話やったんやけど、最近また本当にないかいやと聞いたら、珠洲市の施設にそれとまるっきり同じものがあるということで、私も近日行って見てきたんですが。

まず、業者を信用するということは大変大切だとは思いますが、この点どうなのかなというふうなことも感じます。隣の珠洲市にある施設を担当者は見てこられたのかなというふうなことも少しお聞きしたい。そしてまた、私は当初、ケーキができるというもんで、ケーキならショートケーキかモンブランの

ような形のものが出てくるのかなと思ったら、パウダーかダストのようなものが出てくるというふうなことを説明を受けました。

そこで課長、その辺の内容を少し答えていただければ。

議長（久田良平）

上下水道課長 浅井弘之君。

上下水道課長（浅井弘之）

小木の浄化センターの汚泥脱水装置につきましては、私もつい先日、珠洲の処理場を見学に行っていました。ほぼ私のところの導入する脱水装置と大体同じ型だと思います。若干違うのは、今回導入しますのは珠洲市のよりも若干高機能型という最近できた形のタイプのものを導入する予定でございます。

次、脱水ケーキの件につきましてですが、私の説明不足だったと思うんですけども、ケーキとは下水道の用語で、汚泥脱水機で脱水し乾燥した汚泥の総称でありますので、ご理解をお願いします。

議長（久田良平）

3番 市濱等君。

3番（市濱等）

2億2,000万円余りもかける設備ですから、やはり計画書を私たちに出す前に自分たちも結構研究していただかにゃいかんのかなというふうに思っております。

次に3番目ですけども、浄化槽の法定検査ということについてお尋ねをいたしたいと思います。

10月の終わりごろでしたか、浄化槽協会という人が戸別訪問で、浄化槽の法定検査を受けましょうというパンフレットを持ってこられて、一緒にまた申込書も置いていかれました。住民とすれば、今まで年に三、四回検査を行っておるんですが、問い合わせ先に能登町上下水道課もありましたので、二重三重の経費がかかり町民は負担を感じているなというふうに。特に古い浄化槽を使用し、下水道が引かれるのを待っていた人たちは特に感じているようでございますが、この点について、検査費用も5,000円と高額なものですから、これを説明していただければと思います。

議長（久田良平）

上下水道課長 浅井弘之君。

上下水道課長（浅井弘之）

浄化槽の点検についてのご質問でございますが、浄化槽の管理につきましては浄化槽法の規定によりまして、浄化槽管理者は環境保全、水質保全の観点から機器の保守点検、汚泥の抜き取り等の清掃、さらに指定検査の法定検査を受けることとなっております。

費用が二重払いされているのではとのことですが、保守点検は自動車で例えるとオイル交換やタイヤ交換に当たり、保守点検業者が消毒剤の点検や補給、汚泥の調整や微生物の活動状況の確認など機能調整を行うものであり、基準値に適合しているかどうかというようなものではございません。法定検査、これには使用開始1年目の7条検査と、その後、毎年検査を受ける11条検査がありますが、これにつきましては車でいいますと車検に当たるものであります。機器が正常に機能しているか、水質基準に適合しているかをチェックしているものであり、県の指定検査機関である社団法人石川県浄化槽協会が行っており、実施する内容が異なりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、検査費用につきましては浄化槽法の規則により指定機関の申請に基づきまして県のほうで決定をしておりますので、答弁は差し控えさせていただきますと思います。

議長（久田良平）

市濱議員にお伝えしておきますけれども、一般質問は一問一答方式ですけど、質問はできるだけまとめて質問していただきたいと思います。

3番（市濱等）

もうちょっと大きな声でお願いします。

議長（久田良平）

一般質問は一問一答方式ですけど、質問はできるだけまとめて質問をお願いします。

3番（市濱等）

はい、わかりました。

議長（久田良平）

それでは、3番 市濱等君。

3 番（市濱等）

答弁によりますと、国、県で法律ができたから、浄化槽法が決められたからどうしようもないというふうな答弁のように私は聞こえましたが、私たちの立場とすれば、国、県が決めたから町民にとって負担にならないか、無駄が発生していないかなども含めて、監視したり、それから意見具申するのも一役かなというふうに思っておるので、説明をさせていただいております。

浄化槽ですけれども、我々俗に言う田舎に住んでいる者は、町に予算がないとか浄化槽が安上がりだとかいうことで、町のことを考えて渋々浄化槽ということに甘んじているというふうな、そういうことが内面にあります。こういうことが起きると、何か不公平感にさいなまれるとか、せめてどうしても検査が必要とあれば検査費用くらいは町に負担していただき、また罰則規定もしっかりしていないようなので、罰則は30万円の罰金だと書いてあるんですが、県の担当課では本当に罰金取るんかいやと言ったら口を濁しております。しっかり調べて対処していただかないと正直者が、まじめに払う人が救われない制度ではないかなと。また、検査員についてもだれでもなれるというものではないように思います。聞いたところ、浄化槽協会の推薦がなければならない仕組みになっているようでございます。まるで私から見ると既得権益だなと。そういうところに協力しているのは問題だと思いますが、認識を伺いたいと思います。

何事も町民の目線で判断ができればと思うんですが、前向き答弁をいただきたいなと思います。

議長（久田良平）

上下水道課長 浅井弘之君。

上下水道課長（浅井弘之）

浄化槽法につきましては、主に国、県のほうで取り扱いしておりますので、町としては権限はございませんので、ご了承をお願いします。

議長（久田良平）

3 番 市濱等君。

3 番（市濱等）

大変詰まった前向きでないような答えで、私もちょっとがっかりしておりますが。

下水処理の総括といたしまして、下水処理は合併前の町村によって大変格差がある事業でないかなと感じております。特に法定検査という問題を提起いた

しましたが、下水処理は公共であろうが集落排水であろうが基本には自分の身の回りから消えてなくなる処理ではないかなというふうに私は感じておるんです。しかし浄化槽処理は、そのもの自体がまず1年間は家の回り、玄関の前におるんです。先ほどもお話ししましたが、検査するとそこたらじゅう臭くにおるんですね。何か私ら火葬場からいっても差別のように感じてならないんです。このことをきっかけに、もう一度、浄化槽の方法を一度考え直していただく方法はできんものかなというふうなことも考えております。浄化槽は、二度三度、水質検査とかいろんなものを検査しなきゃ処理つかない処理方法だなというふうに考えております。

なぜ私はそういうことを申しますかといいますと、鵜川地区とか、それから姫、真脇の密集地の方々は、浄化槽でなしに何とかして下水道にならないのかなというふうなことも話をたびたび聞くことがございます。アンケートでは、その地区の方々は50%から60%というふうなことを係の方にもお聞きしますが、大体、下水道処理をされているところでも50%強の加入率かなというふうに思います。

できたらそういうことも踏まえて、もう一度考え直していただいて、できたら近くに、法律はどうなっているか私も定かではないところもございますが、町の近くに集合排水のようなものを設置して下水道事業ができればなというふうなことを町民の皆さんからそういうお話もありましたので、ちょっと答弁をお願いしたいなど。町長、よろしくお願いします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員のご質問は、浄化槽を下水道にというようなお話だと思いますが、今ほど議員がおっしゃいましたように、鵜川とか真脇、姫地区に関しましては、平成18年にアンケート調査を行いまして、どちらも50%程度の接続したいという思いの方がいらっしゃいました。非常に数字的には低い数字かなと。例えばほかの地区では、下水工事が始まる前には8割、9割の接続したいというような要望がありながら5、6割で終わっているというのが現状ですので、それが着工前にそれだけ低いとどうして下水道の工事着工というのは難しいのかなと。

といいますのも、やはり下水道にしますと非常に供用開始まで時間もかかるということもありますし、できるだけ早くして欲しいというような住民の要望もありましたので、浄化槽ですればすぐにできるということで浄化槽で現在や

らせていただいております。

浄化槽の処理能力に関しましても下水道の処理能力とほとんど変わりはありませんし、悪臭に関しましても先ほど言いました保守点検あるいは清掃、法定点検を行うことによって少なくなると思いますので、ぜひ浄化槽整備のほうにもご協力もいただければなというふうに思っております。

議長（久田良平）

上下水道課長 浅井弘之君。

上下水道課長（浅井弘之）

先ほど町長が答弁しましたとおり、上下水道課のほうにおきましても今後とも浄化槽で整備を進めていきたいと考えております。また、鶴川、真脇、姫、設置場所のない狭い世帯につきましては、民有地の借り上げ、そしてまた町有地の利用、そしてまた来年度から補助対象となる複数世帯で1基の浄化槽に接続する方法等も検討しておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（久田良平）

3番 市濱等君。

3番（市濱等）

なかなか前へ進むような答弁ではございませんが、せめて浄化槽をやられておる方の5, 000円という費用は何とかして町が持っていただけないかなというふうなことも要望いたしまして、この質問はここで終わりたいと思います。

次、公共工事の前倒し発注ということについて町長にお尋ねしたいというふうに思います。

建設工事に携わる人たち、この冬、雇用不安が大変広がっているというふうなこともこの間の議会の全協のときにもお話がございました。いわゆる談合問題で、県の指名停止期間が長いということを聞いていますが、幸い今日12月の13日が町の指名停止期間の最終日だというふうなこともちょっとお聞きをしておりますが、これから来年度の予算編成も本格化するだろうというふうに思っております。建設業者の方々は、町としてのみそぎが晴れたというふうに私は思っております。現在の町の財政状況をかんがみながら、できる限りの公共整備を行っていただきたいと私は思うんです。特に町道整備等、生活インフラを町の景気が冷え込んでいるという中、景気回復のためにも町が何とかできればなど、何とかしてあげればなど。公共事業に携わる企業の下支えをしていただきたい。雇用不安を払拭していただきたいなというふうに思っております。

町長、その点、答弁をよろしくお願いします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員がおっしゃるように、今回の奥能登の談合事件ということで、石川県では関与した業者に12カ月の指名停止を行っておりますし、町としましては指名停止せざるを得なかったというのが現状であります。しかしながら町としましては、建設業というのは多くの従業員を抱えておりますし、奥能登の地域経済を支えてきた一面もあります。また、長期間の処分というのは地域経済と雇用情勢をさらに悪化させるおそれがあるということで、町としましては1カ月から2カ月の指名停止ということで処分をさせていただきました。

しかし今後を考えますと、県の事業の発注が1年途絶えることになっておりますし、また県への違約金支払いなど、建設業者にとっては大変厳しい状況が予想されまして、町としましてはこうした事態を深刻に受けとめているところでもあります。

町の公共事業の量というのは県に比べますと非常に小さくて、全体を支え切るといえるのはなかなか困難なことではありますが、地域経済への影響をできるだけ最小限に食い止めたいという思いで従来以上の予算を計上したいというふうに考えております。

椿原議員の質問にも答えましたように、合併特例債などを有効に活用しまして、後年計画している事業の前倒しが可能であれば積極的に事業の推進も図っていきたいと思っておりますし、これによりまして議員の皆様にもぜひご理解とご協力のほどをお願いしたいというふうにも思います。

議長（久田良平）

3番 市濱等君。

3番（市濱等）

手放しで応援ばかりというわけにもいかないかと思います。談合問題に対しての町の指導も大変大切かなというふうに考えております。どうかその点を踏まえて、ひとつよろしくお願いいたします。

最後に、これは答弁は要りませんが、国、政府が提唱している公共事業の縮減がひしひしと感じられる。行政、町はいつまでも公共事業頼みとはいかないと思います。公共事業依存体質からの脱却が大変必要なのかなというふうなこ

とも感じております。地域にある資源を活用して自立しなければならないということが命題かなというふうにも思っております。

今度の議案にもございますが、公社を民営化して株式会社にするということがありますが、民間の英知も、そしてまた競争原理も取り入れていくことも大切にして、どうか町の景気の下支えをしていただきたいというふうに思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（久田良平）

それでは次に、5番 酒元法子君。

5番（酒元法子）

それでは、二、三についてお尋ねいたします。

消防機能の拡充について。

東日本大震災から9カ月が過ぎました。被災地ではようやくわずかながらも復興の兆しが見えてまいりましたが、その先行きはまだまだ長いものがあると感じています。その未曾有の災害に対し、被災者の救助や捜索などに多くの方々が懸命に取り組んでこられ、特に消防、警察、自衛隊、病院など被災初期から現地に入り懸命の救助活動を行われてまいりました。当町からもたくさんの方々が活動に参加をされて、東日本大震災の中でも南三陸町へ県の議員連盟の皆様とともに参加をさせていただきました折に、大変な活動であったろうと思います。どうぞ能登町からも参加された皆様にこの場を借りて、本当に大変だったろうと思います。ご苦労さまでございましたということをごあいさつ申し上げたいと思います。

このようなことを受け、災害時の初動体制の確保及び住民の安全、安心の観点から、全国的に消防署及びその関連施設において高台等への移転等が検討されていると聞いております。当町も海に面しており、平成18年に石川県が発表した石川県津波浸水想定図によりますと、宇出津港では最大浸水想定標高が3.8メートル、津波第1波予想到達時間15分となっており、被災時にはその消防機能の確保に懸念を抱くものであります。

以上のことを踏まえ、当町における消防署及びその関連施設の移転計画等についてお尋ねいたしたいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、議員ご質問の消防機能の拡充であります。このたびの東日本大震災につきましては、今議員がおっしゃったように9カ月が経過しております。この間、被災された本町とゆかりのあります宮城県女川町、そして宮城県の東松山市等へ私自身も8月の半ばに出かけて訪問してまいりました。そして直接被災状況を確認しますとともに、町長あるいは担当課長を初め被災された方々のお話も聞かせていただきました。やはり自然災害というのは100%防ぐことの困難さを見せつけられました。また、被災し復興を目指す際には、亡くなった方々の数だけその力も失われるということで、改めて実感もさせられました。また自治体としましては、災害によって守るべきものというものは何よりも町民の皆様の尊い生命であることが当然ということも強く認識もさせられました。

議員御指摘の消防署庁舎は、現在能登町には3庁舎あります。中には耐震基準を満たしていないものや、議員がおっしゃるように海岸近辺に位置するために、大きな津波が来襲したときには被害を受け、機能が失われるおそれがあるなど移転改築の必要があるというふうに考えております。消防署庁舎の移転、整備につきましては、やはり立地に適した用地の選定と確保ということが最も大きな問題であろうかと思っておりますし、また本町の全体的な財政計画の中で検討もしていく必要があると考えております。

消防救急無線のデジタル化が予定されております平成28年度、それに合わせて何とか移転改築を精査するような具体的な検討を今後進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

5番 酒元法子君。

5番（酒元法子）

28年度までと申しますと結構まだ年月がかかりそうな気がいたします。隣の珠洲市では、珠洲消防署庁舎の移転先の候補として、津波被害を避けるため高所で地盤が安定していることなど、さまざまな条件に合う適地を検討しており、今年度内にも移転先を決める方針だと伺っております。ゆっくりしないで、どうか早く、一刻も早く取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

次に、先ほど町長おっしゃっておられました消防救急無線のデジタル化について伺いいたします。

消防救急無線を取り巻く環境は、高度情報化の飛躍的進展に伴い電波需要が急増し、新たな電波割り当てが極めて困難な状況となっておりますと聞いております。また、消防行政において住民のニーズの多様化、災害事象の複雑化等が予

想されることから、より効果的、効率的な消防救急活動の実現のために高度な情報通信システムを構築する必要があります。

現状の消防救急無線は、先ほども述べましたように新たな電波割り当てが極めて困難な状況となっており、救急活動件数の増大や大規模災害時の対応及び今後予想される動画伝送等の大容量高速データ通信に対して十分に対応できないと考えられます。また、現在は音声为主体の通信系であることから秘話性がなく、傍受や盗聴に対して無防備となっており、住民のプライバシーに係る通信等についての情報を確保することができません。

このようなことから、総務省は消防救急無線のデジタル化については消防救急活動の高度化及び電波の有効利用の観点から平成28年5月31日までにデジタル方式に移行することとされておられます。消防救急無線をデジタル化することにより、災害活動ごとに専用チャンネルを使うことや、業務効率化、正確性を向上させることができます。

消防救急の視点では大変重要なことではないでしょうか。どうぞこの点についてもお答えくださいますようお願いいたします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

ただいまの議員のご質問の消防救急無線デジタル化の経過ということで、議員もおっしゃいましたように無線チャンネルの需要が急増しまして新たな電波割り当てが困難になったために、平成15年10月に周波数の割り当て基準やアナログ周波数の使用期限を平成28年5月31日までとする内容を含めた電波法関係審査基準の改正が行われました。

そして、消防救急デジタル無線の整備計画を作成するに当たりまして、無線統制方式には2つの方式がありました。その一つは、広域圏内の無線統制を1カ所で行う指令センター方式。そしてもう一つが、現状と同様に各消防署で無線統制を行う方式の2つがありました。消防救急デジタル無線は現状の無線設備と仕様が大きく異なりますことから全面更新をしなければならないということで、どちらの方式でも新たに整備を行わなければならないということでありました。そして、この2つを総合的に比較検討した結果、指令センター方式を整備基本方針として計画を進めていきたいというふうに広域圏では決定もさせていただきました。

また、現有の消防無線の使用期限が平成28年5月31日までとなっており、ことから、消防救急デジタル無線の整備をその日までに完了しなければなら

ないということであります。また今後は、財源調達も含めまして奥能登広域圏事務組合の構成市町で調整しまして、試験運用期間などを考慮しますと遅くとも平成27年度末には整備を完了させて、そして試験運用もしていかなきゃならないのかなということなので、そういうふうな計画で今後進めてまいりたいというふうに思っておりますので、議員の皆様にもぜひご協力のほどお願い申し上げます。

議長（久田良平）

5番 酒元法子君。

5番（酒元法子）

これも早急な考えではないかと、ちょっと残念に思うわけでございます。奥能登、輪島の消防長さんあたりも大変心配しておられました。ということをおし添えておきます。ぜひ早急に取りかかって、住民の安心、安全を守っていただくために、よろしくお願いいたします。

この件は終わりました、次に進ませていただきます。

今度は、不妊治療助成費の拡充及び対応についてお願いいたします。

少子・高齢化の進行が進んでおり、このままでは社会保障制度の維持に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。厚生労働省が今年の5月に発表した2010年人口動態調査によりますと特殊出生率は1.39となっており、少子化傾向は今後も続くものと予想されます。

一般に出産年齢が高くなるにつれ、不妊症のリスクは高くなると言われており、近年、不妊症で悩む人々は増加しているとも言われております。この不妊症の人が妊娠、出産することは、そう簡単ではありません。思い切って治療を始めましても先が見えないことで精神的に疲れたり、費用も高額になることから志半ばで諦めてしまう人も多いと聞いております。

このような状況の中、石川県では薬物治療や一般不妊治療及び特定不妊治療に対して助成を行っておられます。当町においても特定不妊治療においてのみ県の助成に対して上乗せを行っているところではありますが、例えば特定不妊治療には平均で1万から3万円程度の費用負担があり、それが数回となりますと経済的な負担は大きなものがあると思われます。

以上のことを踏まえ、当町でも少子化対策及び町民の健康福祉の観点から、不妊治療費の拡充についての考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず、特定不妊治療費の助成につきましては、平成22年度から能登町独自の助成を開始しております。治療費の額ですが、今まで把握しています申請額では1回当たりの自己負担が25万円弱ということでありまして、石川県の助成金額が1回当たり15万円となっておりますので。ただ、治療というのは1回限りでなく、数回繰り返される方も多く、対象者の負担も大きいということで、平成22年度からは残りの自己負担分についての7割の助成を能登町でさせていただきます。

その後さらに協議を進めまして、平成23年度からは能登町の助成も15万円を限度に全額助成したということでありまして。これによりまして申請された方の個人負担金はゼロとなりまして、治療費の面ではかなり負担軽減ができたかなというふうに思っております。

また、一般不妊治療費についてであります。これに関しましても能登町では平成18年度から自己負担の2分の1を助成しております。ただ、一般不妊治療の対象となる治療というのは限られておりまして、1回当たりの自己負担の平均は4万円弱ということで、その後は2回目以降というのは特定不妊治療に移られる方も多いういうふうに聞いております。若干の負担はあると思いますが、一般不妊治療費の申請が今年度はまだ出てきていないということもありますけど、今後そういった要望があれば検討していきたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

5番 酒元法子君。

5番（酒元法子）

ありがとうございます。今お聞きいたしました、特定不妊治療には15万、一般不妊治療には2分の1出してもらっている。輪島市では、輪島市子宝支援事業として一般不妊治療に対しても助成を行っておられます。また、珠洲市でも同様に不妊治療への助成を行っておられるそうでございます。なかなか情緒面の安定を図ることで治療、妊娠、出産までの長い道のりを安心して過ごせるためにも、どうかカウンセリングサポートなど今後の対応で、ぜひお願いしたいと思うわけでございます。その点、いかがでしょうか。窓口を持って対応に当たってくださるということは考えられないでしょうか。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

不妊治療を受けられる方というのは精神的にも非常に苦痛といいますか、持っていらっしゃるのかなというものもありますので、そういったメンタル面のケアも含めて役場職員で対応もさせていただきたいと思いますし、また、こういった不妊治療をできるだけPRしてオープンにすることによって周りの見る目というのも変わってくるのかなという思いもありますので、できるだけPRをして、そういった方々が負担に思わないような、精神的にも負担に思わないような環境づくりもしていかなきゃならないのかなというふうに思っております。

議長（久田良平）

5番 酒元法子君。

5番（酒元法子）

温かいお言葉をちょうだいいたしまして、今感心いたしております。どうぞ能登町からもたくさんの出産率が上がりますように、どうかお取り計らい願いたいと思います。

以上で質問は終わらせていただきますが、今年もあとわずかとなりました。どうぞ皆様、健康に注意なされまして、よき年をお迎えくださいますようお願い申し上げます、質問を終わらせていただきます。

休 憩

議長（久田良平）

ここでしばらく休憩いたします。再開時間は2時15分からいたします。
(午後2時07分)

再 開

議長（久田良平）

休憩前に引き続き、会議を開きます。(午後2時15分再開)
それでは次に、4番 小路政敏君。

4番（小路政敏）

お許しをいただきましたので、4番、小路政敏が一般質問、ただいまからいたしますので。

私は町の有線テレビ事業についての項目という中から、町長初め担当課長にお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

私自身は有線テレビを全部見ているわけではないんですけれども、その中能登町が放送する「のとほっとらいん」の中の町民皆さんから寄せられた中で少し聞いていきたいなと思っておりますので。

「のとほっとらいん」は、その中では議会の様子や学校の入学式、卒業式、代表的な地域の祭礼、行事や防災。皆さんご存じのとおりだと。大運動会などなど放送されておると思いますので、いろいろ近い人の顔が見えたり知った人がテレビに出るということで、大変地域では、また町民の皆さんでも楽しんでおられる方が多いと思いますけれども、もう合併してから5年6年ですか。結構マンネリ化というか、ほとんど様子がわかってきてしまって、またか、またかというようなことが出てきたもんで、意見を聞くもんで、その中で今後どうしていけばいいのかなということで。

今の現状は少ない職員の中でいろいろ、ここにおられるカメラマン、大変な超過勤務かどうかわかりませんが、大変だと思いますけれども、その中でどういうふうに町の自主放送としてこれから町民の皆さんが関心を持たれるような形で運営していけばいいのかなということを少し聞きたいと思います。

また、町長は以前、一般質問の答弁の中で、たしかこの部分かどの部分かわかりませんが、民間委託も考えておるとかという答弁があったと聞いております。今現在はどのような形なのか。どのようなつもりなのか。まずはその辺からひとつお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（久田良平）

広報情報推進課長 小坂智君。

広報情報推進課長（小坂智）

ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに番組に関しては合併以降、同じような内容になっているという嫌いは確かにあると思います。限られた人数の中でやっているわけですが、できるだけ、より身近な話題であったり、それからいろいろな団体、各種団体のそういった取り組みにも紹介できればなというのは思っております。いろんな取り組みを今以上撮るためにいろんな方法が考えられると思うんですけれども、投稿とかという方法もあろうかと思っております。今までも公民館にはビデオを配置してありますけれども、そういったものを活用してもらったり、それか

らスポーツ団体などが独自で撮ったものとかもありますので、まずはそういったものの力を借りてでも今までとちょっと違った取り組みを今後は考えていきたいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

以前、私が一般質問の答弁で民間委託というようなお話もさせていただきました。そのことに関しましては、現在、能登地区の再整備も完了ということで、大規模な投資といったものはこれで一旦終える形にはなろうかと思えますけど、今後を考えますと10年以内には柳田地区の伝送路の再整備が出てきますし、その後にはまた内浦地区の老朽化した再整備というようなことも出てこようかと思っております。

いずれにしても、もともと能登町の有線テレビというのは難視対策から始まった施設であり事業というふうに考えておりますので、今後の運営方針としましても再整備などの大規模投資を起債事業などを使って行うためにも有線テレビ事業特別会計というのは維持して、町がやっていかなきゃならないのかなと思っております。

ただ、放送の管理やあるいは番組制作、そしてまた施設維持管理業務などにおいては民間にお願いできるところもあろうかと思えますし、また、そういった自主放送的なところも民間に一部委託することも可能じゃないかなと思っております。やはりその辺ではすみ分けといいますか、改修等の大規模なものは町が、そして運営自体は民間がというような方策も一つの考えの中にあるんじゃないかなというふうに思っております。

議長（久田良平）

4番 小路政敏君。

4番（小路政敏）

部分的とか。私は自主放送の部分はどうしても町管理というか、今までの中でやっていかなければならないのかなと思っております。その中で、いかに今の内容を充実するためにはどういう取り組みが必要なのかな。現在の現状がどういふものなのかは当局というか課のほうで把握しておるがかしておらんがか、その辺を課長さん少しお願いします。

いわゆる加入率とか、それから能登町全体で8,000世帯の中で100%

なのか。それから町民の苦情とか、それからこういう意見が届いたとかという。いわゆる放送する側が思っておるほど、視聴者、見ておる人に届いておるがかなという観点で聞くんですけれども、数字的なものをひとつお願いします。

議長（久田良平）

広報情報推進課長 小坂智君。

広報情報推進課長（小坂智）

ご質問にお答えします。

まず、番組に対する要望というものについて、これまでにあったかという点についてお答えします。

去る9月29日でありますけれども、有線放送番組審議会の委員さんの発言にも、もう少し身近な内容を取り上げるような番組はできないのかという要望がございました。それから、これ以外にも今年度に入ってから2件ではありますけれども同様の要望が寄せられております。

それと、先ほどの職員が例えば直接出向かなくても放送できるような投稿等によるケースなんですけれども、こちらのほうにつきましては今年度4月から11月末までですけれども53本ありました。ニュース本数にして。参考までに全体では本数は333本で、割合とすれば16%という数字でした。この受け持った内訳ですけれども、役場のほかの担当課で撮ったものが8本、それから各公民館に配備してあるビデオ等での撮影が23本、スポーツ少年団などの独自撮影が22本ということでした。

それと、現在の加入率についてですけれども、加入率につきましては地区ごとに分けて申し上げますが、11月末現在で有線テレビの使用料を払っていただいている、利用率という言葉を使っているんですけれども、それで申し上げますと能都エリアが90.6%、内浦エリアが88.7%、柳田エリアが92.3%、全地区では90.3%という数字です。一時的に休止している世帯を含めた加入率で申し上げますと、能都エリアが95.1%、内浦が94.7%、柳田が97.8%、全体では95.4%という加入をいただいております。

以上です。

議長（久田良平）

4番 小路政敏君。

4番（小路政敏）

取り組みなどの私がまだ聞かんその中からも大変丁寧な答弁をされたと思い

ます。今言われるような大変高い加入率というか利用率ですけれども、さっき言われたような声が私が聞く範囲によれば、なかなかその声が番組に対する声が届きにくいかなと。今言われるような審議会。

もう一つ聞きます。その審議会というが何人ぐらいの人で構成されておるか。それはまた後のほうで。

要するに、番組をつくる前段の部分で、何か町民というか住民の皆さんが、それから団体、何でもいいですけれども、参加できるようなシステムづくりは、どういう方策がいいかわかりませんが、8,000世帯あるもので、その中から10%なら1%で80軒。80軒ぐらいで無作為にぽんと出したりして応募して、参加しませんかというような形で、そういうテレビばかりじゃないんですけれども、そういうところで何か考えていただけないかなと。

それからもう一つは、私たちも内浦時代からこういう共同施設、アンテナの共同組合の中から、それからこういうケーブルテレビに移行するときにはかなりケーブルテレビという自主放送の部分、一つの合併の中の一つの合併すればこんねんといやというようなことで、大変期待して、期待というが、そういうふうに私は説明しておった節があるもので。

それからもう一つは、その中でこれだけの財源というが、おらんとこは9億か、それから今再整備の旧能都町は今年やったか。総体的には30億ぐらいの、そればかりじゃないんですけれどもその関連で投資をしたせつかくの施設なもので、それをいかに有効利用できるかなということ、ひとつ。

私の話はなかなか取りとめ、わかりにくいかと思いますが、この辺を課長さんに聞きます。現在のままでは、あんたなりの私見でいいですから。それからまた、さっき言われるようなカメラの貸し出しとかいろいろなことをおっしゃっていると思いますから、もう少しその台数を増やすが、私が提案した番組の参加型、住民の参加型というか。その辺どういうことをすれば、予算の関係からいろいろな観点があろうと思いますけれども、ひとつこうすればあんたもずっと合併当初から同じ課で、部門は違うと思いますけれどもそういう形で取り組んできた専門家だと思いますので、ひとつよろしく願います。

議長（久田良平）

広報情報推進課長 小坂智君。

広報情報推進課長（小坂智）

ご質問にお答えします。

いろんな部分にわたっておったものがあるもので、抜けていたらご指摘ください。

まず、番組審議会のことですが、7人の委員の方で、1年間に多分1回あるいは2回という形でやっていますけれども、主にはつくった番組についてのモニターをしていただいてご意見をいただくという場がございます。

今ほどの通告いただきました内容でいけば、もう少し身近な話題とか、あるいは企業とかの各種団体、こういったものの話題なんかもニュースとして取り上げればいかがかというふうな内容だったかと思いますので、そういったものについてこれから取り上げることによって、内浦地区での当初の話と今と少し違っている部分もあるかもしれませんが、自主放送とすればより見ていただける番組づくりという中で、どのような取り組み方がいいのか、考えられるのかということですが、一つには、さっきありましたように公民館が町内には15カ所あると思っておるんですけれども、その15カ所にそれぞれ小さなビデオですが、設備してありますので、そういったもので、それを貸し出しすることによって地域の団体とかにも使っていただくこともできるかもわかりませんし、課にも2台貸し出し用のビデオございますので、そんなものも活用していただければ一つの方法かなと思います。あとは、民営化という部分とは少しずれるかもしれませんが、番組制作の一部について民間の方のお力を借りるということも考えられるのかなというふうにも考えます。

あと、これからどんなような新たな事業展開とかを考えられるのかという点にも、今は確かにこの3月から衛星放送が見られなくなったりとか、デジタル化によって若干断念したような分野もございますけれども、ここにつきましては自主放送の充実であるとか、それからインターネットの方式を利用した告知機を能都地区再整備で入れておりますし、柳田地区につきましても今定例会で予算をお願いしてあるところですが、そういったものが揃いますと町内だけのネットワークの構築というものができるんじゃないかなというふうにも考えております。

今テレビに関しては、電波でのテレビサービスもありますけれども、インターネットとの融合というような部分も出てきておるかと思います。インターネットの仕組みを利用したような形で、また新たなもしサービスというものが出てくれば、その告知機をもしかすれば利用できる可能性があるなど。そういったものを利用しつつ、余り大きな投資でなくて、それから利用する側にも余り負担のかからないようなものであれば積極的に取り組んでいけるんじゃないかなというふうにも考えております。

以上でございます。

議長（久田良平）

4番 小路政敏君。

4 番（小路政敏）

今の現状の把握が、私が感じておる部分とちょっと認識が違うのかなという中で、自主放送の部分に関して。そのところでどうしてせつかくの投資効果ですか、それに反映されるためには番組づくりをどういう形でつくり上げるのか、皆さんが見てもらえるような、さっき身近な話題とか各種の団体とか地域とか、公民館では貸したカメラで撮ってもらっておるとか。そのほうも拡充というのか、地域、町内、集落、どこでも、どういうふうに借りられるか。そういう手続からいろいろの周知が徹底されておらんのか。私も最近、公民館で貸しておるとかいろいろなが聞いたもので。どういうふうに周知というか。そういうふうな所管というか部署なもので、それは丁寧に。デジタル化という形になったときは、テレビはかなりしつこく周知しておったけれども、その中でも100%という数字はなかなかとれんという形なんで、もう少ししつこいぐらいに、その分野だけじゃなくても、どの分野でも周知徹底というかやられたほうがいいがじゃないかなと思います。

それからもう一つ、今後の番組づくりに対しての取り組み方の。今の審議会は事後審議、放送する後の審議会というふうに聞きましたので、その前段の部分の番組づくりの部分で何か取り組みできないものか、町長さんにひとつお願いいたします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

恐らく今ほど議員がおっしゃったのは、各世帯の1%ぐらいのところに案内を出して番組づくりに参加しませんかというような案内をせいというふうなお話だと思うんですけども、どういうふうを選ぶのかということも非常に難しい面もありますけれども、民間の方が入っていただいた番組づくりというのも若干必要かなという思いもあります。ただ、「のとはつとらいん」というニュース的なものは別にしまして、ほかの空いた時間で特集記事とか特集の番組とかいう可能性はあると思いますので、そういったことも担当課のほうで検討させたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（久田良平）

4 番 小路政敏君。

4 番（小路政敏）

そういう番組づくりの前段の部分では、大変いい答えかなと。自分の思うような答えかなと思いますので、質問はこれで終わりますけれども。

その後のほうで、10月1日でしたか、テロップの部分で金沢行きのバスの時間割が改定になったテロップが長く流れたということも聞いたもので、それも含め、いろいろな熱心な人は何でも熱心で、参加意欲もあったり、いろいろな幅広い意見を取り上げながら運営されればどうかなということ。

それで今日、私は内浦の出身。今日内浦、私で5人目。全般的に。最後なんですけれども、私が感じたがは、合併してよかったというようなことは余り聞かれなんだかなと自分では感じとれんけど、これは皆感じ方の問題なんで、またその辺も踏まえながら町政のほうでひとついろいろな配慮の中で、地域のほう、それから隅々のほうまでひとつ行政のほうでよろしくお願いしたいと思いますので。そういうわけで、ひとつよろしくお願いします。

ほんならこれで終わります。

議長（久田良平）

それでは次に、15番 鶴野幸一郎君。

15 番（鶴野幸一郎）

それでは、どうも最後になったみたいでございます。だんだんだんだん暑くなってきて、上の目と下の目が仲よくなっていらっしゃる方もかなり見えますけれども、これも発言するのも行（業）であり、また答弁いただくのも行（業）であり、それから聞くのもまた行（業）でございますので、行（業）というのが修行の行でもあるし、職業の業でもあるし、真剣に私も力いっぱい、元気いっぱい質問させていただきますので、また元気のいい回答をお願いしたいというふうに思います。

それでは、通告のとおり質問をさせていただきます。

「希望に満ちた新年を迎えられるか」。こういう疑問符でございますが、迎えたという思いから、こういうテーマで質問させていただきます。

平成23年度は、あの忌まわしい3・11東北大震災、そして福島原発事故に振り回されたような1年でございました。どちらかといえば暗くて希望の少ない年ではなかったかなというふうに思います。来年こそは明るくて希望のあふれる年であって欲しい、そう願うのはすべての国民の願いであろうというふうに思います。

さて、翻って我が能登町ではどうであろうか。奥能登の談合問題等がござい

まして大変に不況にまた追い打ちをかけるような、そういう事件等がございまして、これまたさらに厳しい環境であるなというふうに思っております。

そこで町長、質問をしたいと思います。まず、この１年、町政を振り返りまして、みずからの判断、評価というものはおおむね合格点であったか、あるいはそうでなかったか、自己採点というものをしていただきたいなというふうに思います。

次にもう一つ、この１年、特に誇れような成果をいっぱい挙げたいと思いますけれども、選んで一つ挙げるとしたらそれはどのようなことでありましょうか。逆に、よくなかったなと思うようなことがございましたらそれも挙げていただきたい。

次に、これまた町長の個人的感覚でよろしいわけですが、町民が感じている幸福度、満足度は１００点満点にして何点ぐらいかなと。何点ぐらいと推定できるか。これもつけていただきたいなと。それから、それは石川県内で何番目ぐらいかなと。何番ぐらいに位置づけできるかなと。こういうこともひとつお願いしたいなと。

次に、次年度に向けて、平成２４年度でございしますが、目玉となるような主な事業。特に町民に今申し上げましたような夢や希望を与えられるような、そういう施策というものは何かお考えであろうか。

この点をお聞きしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、鶴野議員のご質問に答弁させていただきますが、ご承知のとおり合併当初の危機的だった財政状況というのは、町民の皆様、そして議会の皆様などのご理解のもとで行いました集中財政改革期間を経まして、各財政指標は改善されつつあります。そうした能登町の創成期とも言える６年間を終え、本年は次のステップとなります成長期、成熟期へ進む初年度と位置づけまして、まちづくり交付金事業を初め、中学校の改築事業、そして有線放送の伝送路整備などの新たな大型プロジェクトに取り組み、現在事業を進めている状況であります。

また、本年３月定例会の審議中に発生しました東日本大震災では、想定外の未曾有の被害となりまして、決して人ごとではないという認識のもとで、当町といたしましても急遽、補正によりまして津波避難マップの作成を初め、避難看板や備蓄品の追加、そして防災組織育成経費など防災に関する予算を追加す

るなど、緊急性の高いものはその都度補正で対応させていただいております。

また、予算というのは町民全体の生活の安定や福祉の向上を図るためのものであり、町の目標であります新町建設計画や総合計画の実現に向けて、限られた財源の中ではありますが住民の要望にこたえるべく緊急性や必要性、そして事業効果などを見きわめて予算化を行う必要があると考えております。

したがいまして、議員ご質問のこの1年間が合格か不合格かとの自己採点や誇れる成果とか、あるいはよくなかったと思う事業は何かという質問には、なじまないのではないかとこのように思っております。

また次に、町民の満足度、幸福度は何点ぐらいか、あるいは県内ではどれくらいかというご質問であります。先般、ブータン国王が来日され、改めて注目されたのが国民総幸福量であります。これはブータンの国家運営指針で、国民全体の幸福度を示す尺度であり、金銭的、物質的な豊かさを目指すのではなく、精神的な豊かさを目指すとの考え方から生まれたものだそうであります。

安全、安心、労働、企業、生活、家族、医療、健康といった約40分野で幸福度をまとめているそうではあります。先般、日本の都道府県別の幸福度が新聞等で報道されました。これは法政大学大学院の研究チームがまとめて公表したものであります。その結果は、1位が福井県、2位は富山県、3位は石川県となっております。北陸3県が上位を占めたということでもあります。経済力が強くなくても、地域の政策や住む人の考え方や行動で幸福度の高い地域をつくることできるというふうにも言われております。今のところ議員ご質問の当町の点数というのはわかりませんが、人間が持つ満足度あるいは幸福度というのは、人それぞれの価値観が異なるものであろうかと思っております。満足度や幸福度を示す指標があれば、その統一的評価もはかれると思いますが、私は住民が住んでよかったと言えるまちづくりを行っていくことが満足度や幸福度向上にも繋がろうかというふうにも思っております。

次に、来年に向けての施策ということなんですが、まず年明けに公表されます地方財政計画、これは先ほどから何度も申し上げておりますが、これに町民の安全、安心にかかわる要望に対しまして防災関連事業の強化を図りたいと考えておりますし、また地域産業の活性化に繋がる施策、あるいは雇用対策、施策にも力を入れていきたいというふうにも考えております。

議長（久田良平）

15番、鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

町長、るる述べられましたけれども、結局何もお答えになっていないなと。

評論家みたいな話でございまして、ちょっと質問に対しての的確な回答が得られなかったなというふうにがっかりしておりますが。

やはり私は町長、多少違うかもしれませんが、自分のしてきたことに対しては、これは自信を持ってやってきた、それからそうでなくても、これはこういうことでこうなんだという理解を求める説明といいますか、説明責任というのはやはり町長なきやいけないなというふうに思いますので、なじまないとかなじむとかじゃなくて、やはりそういう姿勢を持っていたかかったなというふうに思いますね。

点数もでたらめでもいいんです。私は皆さんこのぐらいに幸福、満足していらっしゃると信じておりますと。こんなふうにとうとうとやっていただきたかったなというふうに思いますね。そうでなかったのも本当にちょっと残念でありますけれども。

私から若干申し上げたいんですが、本当はびしびしとやればもう終わったんですけれども、ちょっとこれじゃ、もうちょっこりやらなきやいかんというふうに思います。

振り返って1年眺めたときに、我が町においてはやはり町長、非常に挫折感を味わったことが多かったんじゃないかなと。初めから。こんな年は恐らく町長12年間やられて、まず今年ほどのようなことはなかったのではないかなと。私非常にそういう意味で、ある意味じゃ辛い年だったなというふうに推測しておるんです。本当に初っぱなから新港の問題でもめまして、そしてうまくいったのかいらないか知りませんが、かなり町民との間で問答があったと。それからご存じの県議会選挙、これも町長、支持、支援された候補が敗れてしまった。こういうこともございまして、それから秋に入って女子プロテニス、勝者に、勝った優勝者に姫の土地をあげますよというこういうことが新聞に載っちゃった。あげたのかあげないのかよくわからない結果になりましたけれども、町長の思いとは違う方向へどうも動いた。議会と、あるいは町民からクレーム等がついたとか。運動会も、せっかく立派な運動会をやられたわけですが、説明が足りなくて、あるいはやったのが急遽補正でやったという問題で非常に議会とも悶着いたしました。こういうふうにずっと問題があつて、そしてきわめつけは、つい先日、クロマルハナバチ、こういう問題が休止問題。これが出てまいりまして、本当に大変な挫折感を味わっていらっしゃるのではないかなというふうに推測しますが、この点、お答えください。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

いろいろご心配いただきまして、ありがとうございます。これも私の人生だと思っております。

15番（鶴野幸一郎）

町長の人生は幸せそのものの人生だと私は思っております。非常に運のいい方で、それだけは十分誇れる運命を持っていらっしゃる。というのは、町長選挙、過去4回あったと思うんですが、1回目の選挙以外は全部無競争でございました。こんな運のいい人はなかなかいないわけで、本当にそういう意味じゃ順風満帆。そして議会もスムーズに動いてきた。こういうふうに思いますけれども。

逆に言いますと、この無競争というのは怖い。やはりいつしか民意というものを忘れてしまう。こういう傾向が、町長がそうだとは言いませんよ。そういう傾向はだれしもある。そういうことが次第次第にあって、そして一番大事な町民の民意というものをひょっとしたら忘れかけていらっしゃるのではないかなと。こういう思いが私はこの1年の流れを見て、そういうことを感じるわけでございます。

それはともかく、特に今問題、昨日新平議員からも議案質疑の中に取り上げました。今日もあるのかなと思ったら余りなかったので、やはり町長、きちっと決着をつけておかないといけない問題ではないかなというふうに私は感じるもので、この点ちょっと質問をさせていただきますが。

クロマルハナバチ、今年で5年目にかかってきたわけですね。丸5年間やってきた。平成19年から始まりまして5年間。そして休止やむなしかなど、こういう事態になった。このことは非常に町民にとってもがっかりしたんじゃないかな、がっかりされているんじゃないかなと。そこに大きな雇用を期待していたわけですね、町民も我々も。少なくともこれから次第次第に人を雇って、そして少なくとも町の重要な産業になるのではないかなと、こう期待しておった。みんなそうだと思うんですね。テレビコマーシャルも入りましたし、クロちゃんとかクロヨンとかといって入りましたし。それが休止やむなしと、こういうことになったことに対しまして、やはり町長きちっと町民の皆さんに説明する必要があるというふうに私は思います。

そして、まず担当課でもよろしいんです、課長でもよろしいんですが、この4年間で費やした事業経費はおよそ幾らなのか。この説明もあわせてお願いします。

議長（久田良平）

ふるさと振興課長 畝村義夫君。

ふるさと振興課長（畝村義夫）

議員さんにお答えします。

飼育生産に要した事業の経費についてでございますが、まず飼育生産事業、それから施設の整備事業、そういったものに分けてご説明したいと思います。

飼育生産に使用したもの、例えば飼育員の研修、そういったものでございますが、それで1億4,078万5,000円。それから施設整備、それは三波小学校を飼育用に改修をしたそういったものでございます。それから緊急雇用でもって飼育員を使って、その中で例えば洗浄の作業をしたとかそういったものを合わせて施設の整備に関してのものについては1億5,240万2,000円でございます。合計は2億9,318万7,000円。そのうちの国の経費、国の事業では、例えば新分野の進出企業の支援補助金といたしまして、ハチの購入費で1,000万円。それから、地域活性化の生活対策臨時交付金等で1,295万7,000円。そういったものを使っております。

以上でございます。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今課長が答弁したとおりであります。施設の改修費に関しましては国交省の補助金も、私も現在金額は、数字は持っていませんけれども入っているということでご理解いただきたいと思います。

新聞で報道がありましたように、あくまでもあれは決算特別委員会のご意見ということで、まだ正式に決定したわけでも何でもありませんので、今後熟慮した上で判断したいというふうに考えております。

議長（久田良平）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

町長、今初めて熟慮という言葉が出てきたんですけれども、新聞記事じゃなくて、昨日の。昨日でしたか、議案質疑のとき、8日の日でした。新平議員に対する答弁の中で、出荷しなくても研究だけは続けたいと。要するに事業としては休止するけれども、今後出荷しなくても研究だけは続けたい、こういうお

言葉だったと思うんです。その前のこれは新聞記事にも同じ表現が出ております。現時点では休止もやむを得ないと。そして、商品化率を高める研究などが進展すればまた事業を再開することもあり得るというふうなことなんです。

一旦休止して、そして研究に入ると、こういう認識を示されておるんですが、この点いかがですか。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

新聞記事は、あくまでも前後を省いてありますのでそういう表現になろうかと思いますが、あの新聞報道があつてのインタビューということでご理解いただきたいと思いますし、決算特別委員会から休止したほうがいいんじゃないかというようなご意見を承った上で、我々としてはもう一度考えて、休止もあり得るのかなという思いでああいう答弁をさせていただきました。

ただ、また来年度に向けての予算も何も決まってない状況でありますので、今後さらに熟慮させていただいて判断していきたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

そうすると、よくわからない回答。明快じゃないですね。熟慮して、研究というのちょっと表現は違うと。新聞の記事も前後をわきまえないで書いているみたいなことですね。そうすると、もう一回熟慮して継続をしていくか、あるいはぱしっとやめるのか、あるいは研究だけ残すのか。この辺をもう一回熟慮し直すと、こういうことでいいんですね。ということは今、白紙状態ということですね。そうですね、町長。白紙ということですね。

私、全部、町長の顔を見てやっている。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

白紙というのは全くない状況でありますので、今は今議員がおっしゃったよ

うに、続けるのか、あるいは研究するのか、休止するのかという判断を今後させていただきますということでご理解いただければと思います。

議長（久田良平）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

わかりました。じゃ、今後の推移を今のところ見守っていくしかないということですね。

ただ、申し上げておきたいなと思うのは、いわゆる西洋のハチ、オオマルハナバチというんですか、西洋のハチ。これがいわゆる環境省で輸入禁止となる。こういう前提のもとで国内のハチであるクロマルハナバチを育てようと。そうすれば売れるであろうと。こういう見込みを持って生産飼育に取りかかったということでありますね。これが大前提でありました。

ところがこの4年間等の流れを見れば、ほとんど規制がきいてない。一応規制したんだろうけれども、禁止ということになっているんだろうけれども、抜け穴が大きくて現実はそのハチが外国からどんどん入ってきている。これが今の現状ですね。もう一つは、円高が進んで、そして輸入商品が非常に安く入ってくる。だんだん安く入ってくる。こういう不利な条件がある。もう一つは、不安材料としてはTPP。これによって、加入によって輸入品の自由化が促進されてくる。これもまた関税なしで入ってくるようになる。こういうどこを見ても、そこへまた三陸沖の地震で、東北地震ですね。これによって東北の農家が壊滅的打撃を受けて、売れ先が、販売先が少なくなってきた、ハチが余りぎみになってきた。こういうどっちにしても安いハチがどんどんどんどん市場へ流れてきている。これが現実ですね。止めようがなくそれが今後進んでいくであろうというふうに推測できるわけですね。

そういう中であって、続けておって、今話がありましたとおり維持管理、運営費、これだけで1億四、五千万もかかっている。建物は別です。建物はまた利用価値があるでしょうから、これはいいとして。そして、このまま続けていくとやはり年間数千万円の赤字が出るであろうと。研究にとどめても、もしも最低限の研究要員だけ残したとしても1,000万を下るような金ではない。やはり1,000万以上の経費はかかってくるであろうと。

いろいろ考えていきますと、余りこれから続けるという選択肢が私はないように思っただけなんです。町長、その点いかがでしょうかね。

それともう1点、もう時間そろそろ来ていますので。早め目に終われとどこやら言ってますので。

町長、今、ふれあい公社が株式会社ふれあいの何とか、名称が株式会社になったわけですね。そこの社長になったということは、このハチも当然、飼育もその分野に入ってくるわけですね。

株式会社になると一体何かが変わるのかなと、この前疑問を呈したことがあるんですが、変わることがどうも一つあるみたいに思うんです。会社というのは株主によって成り立つんですが、今の株主は町民なんです。町民全部が株主になる。株を募って会社にしたわけじゃないんです。町民全部が株主という考え方。そうすると、社長は株主に対して責任を負う立場になる。したがって、こういうふうな失敗があれば町長は当然責任を負う立場になってくる。したがって、社長を辞めるか、はたまた町長を辞めるか決断を迫られてくる。こういうふうな事態にもなりかねないというふうに思うんですが、その点も含めて最後、お答えをいただきたい。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今回のクロマルハナバチの飼育事業に関しましては、やはり議員がおっしゃるように雇用とかいう大きな期待があって始めたわけでありまして、これは議員の皆様にもご理解いただいて、予算も通していただいた上で取り組んだ事業であります。そういう意味では、非常に将来残念な結果になる可能性はなきにしもあらずですが、やはり議員の皆さんの理解もいただいて、町民のためということで取り組んだ事業でありますので。

また、株式会社と今回のクロマルハナバチの事業とは全く関係ありませんので、社長云々という話は別問題だというふうに思っております。

議長（久田良平）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

今の施設、ハチについては、これはふれあい公社とは関係ない。町そのものが運営している。こうおっしゃりたいわけですね。そうすると、やはりそれは町長、1億数千万、それから合わせて3億使ったこの問題についてはきちっと町民に対して説明をして、納得できる説明。そして、謝罪するものは謝罪して、そして新しいまた事業に取りかかる。こういうけじめをきちっとつけられたほうが私はいいいというふうに判断します。

議会に了解を得たとおっしゃいますけれども、当然、議会は予算全体についてはこれは了解しております。しかし、こういう事業をやりたいという町長の熱意にみんな賛同したのであって、だから町長は幸せな町長生活であったなと私さっき申し上げました。だれも異議を唱えず、みんなで盛り上げてきていたわけです。

今年はちょっと違いますよと申し上げたのはそういうことでありまして、本当にきちっと腹を決められて、そしてやっていただきたいなと。こういうことを強く申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

以上であります。

議長（久田良平）

以上で一般質問を終わります。

休 憩

議長（久田良平）

ここで、追加議事日程案を配付しますので、自席でしばらく休憩願います。
(午後 3 時 1 9 分)

再 開

議長（久田良平）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。(午後 3 時 2 0 分再開)

お諮りします。一般質問が本日で全部終了しましたので、あす 1 2 月 1 4 日を休会としたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題とすることに決定いたしました。

休会決議について

議長（久田良平）

追加日程第１「休会決議」を議題といたします。

お諮りします。

あす１２月１４日を休会とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

したがって、あす１２月１４日は休会とすることに決定いたしました。

次の会議は、１２月１６日午前１０時から本議場で開会いたします。

散 会

議長（久田良平）

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会（午後３時２０分）

開 議（午前１０時００分）

開 議

議長（久田良平）

ただいまの、出席議員数は、地方自治法第１１３条に規定する定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

決算特別委員会委員長報告

議長（久田良平）

去る、９月定例会で閉会中の継続審査となっていました、日程第１認定第１号「平成２２年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第１４認定第１４号「平成２２年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの１４件を一括議題とします。

決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長鍛冶谷眞一君。

決算特別委員長（鍛冶谷眞一）

去る９月６日、決算特別委員会に付託されました認定第１号から認定第１４号までの、能登町における平成２２年度の各会計１４件の、歳入歳出決算審査の経過と結果をご報告いたします。

審査の経過といたしましては、１０月１７日以降、６回の委員会を開催し、決算書及び主要施策の成果説明書をもとに、執行された内容について、各担当課から説明を受け、慎重に審査を行いました。その結果、各会計とも全会一致でそれぞれ認定すべきものと決定いたしました。

審査方針として、特に留意すべきことは過年度の決算から何を学び、翌年度、翌々年度、更には５年後、６年後の本町が、どうあるべきかを主眼に、総合的に検証し、予算効果と行政効果を判断することとして臨みました。その審査過程で論議されたことにつきまして、今後の課題、改善事項として次のとおり申し添えます。

まず全体に影響を及ぼす特記事項として、年度末の３月１１日に発生した東日本大震災による国の財政上の理由で、これから長い期間に亘り、地方交付税がマイナス方向に推移するであろうことや、緊急経済対策、緊急雇用対策等々の特別交付金への期待が困難な事態を真摯に受け止めねばならないと考えるも

のです。そして、このことは、国民一人ひとり、町民一人ひとりに「負の連鎖」として覚悟せねばならないと考えることに他なりません。従って、歳入面では、過疎債や合併特例債の有効且つ、慎重な発行が求められることは必須であります。町税の収納率向上や、また公共下水道、集落排水事業の接続率を上げることに關しても、未納、延滞、また接続しない、出来ない、その事情にも斟酌し、これをデータ化した上で、税務課、水道課、町民課等の連携を密にして、より具体的な、対策、対処法を確立すべきであると思います。

歳出面でも同様に、都市計画に基づく事業についても、効果の薄い事業の見直しが求められるし、また遊休公共施設のデータ一覧を作成し、再利活用、休止、廃止、売却等も検討すべき課題であります。逆に、遠島山公園等の文化ゾーン、健康、教育ゾーンの財産の、より有効な活用を期待し、例えば美術館では梅佳代さんや、当町縁の芸術家の方々の作品展を開催するなどの手法で、町民のみならず、交流人口の拡大にも寄与する企画を検討されたいし、九十九湾、恋路海岸、植物公園、テニスコート、真脇遺跡、また鉢伏山等々についても、人々が集い、喜ぶ仕掛けに再挑戦を図ることも提案したい。

また、日本で佐渡と能登の2ヶ所だけが「世界農業遺産」として登録されたことを契機として、本町では「春蘭の里」を核として、里山風景のみならず、豊富な農林水産物や、ながく継承される祭りや「あえのこと」等の伝統文化も大きな財産として活かし、更なる交流人口拡大に繋げるべく取組まれたい。

次に、能登町地域交通協議会事業として、デマンドタクシー、町営バスの路線延伸など実証運行を実施されたが、このデータを活かし、通院、通学などに苦勞する交通弱者に対する公共福祉交通を的確に推進されたい。

また、有線放送事業では、地デジ化を機に、益々果たす役割が増すと考えられるが、専門性が高い上、取材等を担当する職員の不規則な勤務も考慮し、可能な限り外部委託するなどで、負担軽減と安定的な情報収集、並びに経費削減に繋がらないか検討願いたい。

また、病院事業会計については、公立宇出津総合病院の地域の基幹病院としての役割は、本町にとって欠くことの出来ない存在であり、医師、看護師不足を過疎地の宿命と諦めず、積極的にその人材確保に向け、執行部一丸となってその充実に邁進されたい。

次に、重要な指摘事項として、国産クロマルハナバチの試験飼育事業について言及いたします。国が3年ぐらいを目途にセイヨウハナバチの輸入を禁止するとの事で、発足時こそ環境的にも農業生産の上においても画期的な試みと受け止め、議会も事業着手を承認した事実があるものの、環境省、農林水産省、経済産業省の各省間の事情の所為か、セイヨウハナバチの輸入規制実施には未だ至っていないこと、併せて飼育生産率も現場の懸命な努力も敵わず伸び悩ん

でいるなど、冷静に直視し、職員の身分を守ることを附帯条件として、この事業の一時休止、もしくは撤退の判断を早急に結論すべきと指摘いたします。

以上、今後、より一層、行財政改革に取り組み、審査の結果が翌年度の予算編成や行政執行に活かされることを強く望み、報告いたします。

質 疑

議長（久田良平）

以上をもって、決算特別委員長の報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。11番志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

決算委員会の方々ご苦労さまです。この決算委員会というものについて、執行部はものすごく、今回はいろいろと、私たち机の上に読み上げる文章もありましたけれど、委員長にお尋ねしたいのですが、クロマルハナバチ事業に對しまして、議論、結構時間を費やされたのではないかと思いますけれど、この時間の費やし方。それと同時にもう1点、指定管理者制度の中で経済部門です。ラブロとかやなぎだ荘とか国民宿舎の経済部門の指定管理者制度の問題をどれだけの時間を費やしたか。またどういう議論をされたかお尋ねしたいと思います。

議長（久田良平）

決算特別委員長鍛冶谷眞一君。

決算特別委員長（鍛冶谷眞一）

志幸議員ご指摘のクロマルハナバチについての時間をどう費やしたかという話ですが、基本的には、平成22年度までの決算においての話ですから、22年度までにどれほどの財投したのか。そして、その効果はどうなっているのか。そして生産量はどうか。このようなことは議論しました。平成22年度までに飼育生産事業で1億1326万5000円、施設整備事業で1億5240万2000円。計2億6500万強のお金が出ているということで、この財投に関してどうなんだろうということは議論いたしました。併せて今定例会の議案質疑、一般質問でもありましたように3億をなんなんとする財投がされたと。もちろんその中には、特別交付金とか補助金等もあるんですが、いずれにしてもそれだけの金が投資されたということに対してどうなんだろうと。ただ委員の中で話しがあったのはこの事業に関して、着手に関してまずは議会

が承認したことから、議会が身をもって自分たちでこの話をどうするかを決めましょうというような話をいたしました。こんな形でよろしいですか。

指定管理者制度に関しましては、２３年度の今回の議案に出しておりますので２２年度の件に関しましてはそれほど大きな議論はなく終わりました。以上で報告を終わります。

議長（久田良平）

他に、ありませんか。９番向峠茂人君。

９番（向峠茂人）

委員長報告の中に、この能登町地域交通協議会の事業として公共福祉交通を的確に推進されたいと結んでいますけど、このデマンドタクシーにおいては私も過去２回ほど現地視察をした経緯があります。その中でその視察したデマンドタクシーの体系と能登町が今推進しているこのタクシーによるデマンドタクシー、若干私の考えているこの地域交通の利便を考えると若干違うのかなと思います。そこでこのデマンドタクシーについてどういう協議をされたのか。ある町民に聞きますと、タクシーによると乗れる乗員が３名か４名に限られている。それと料金も若干地域性もあり高いと感じている。その中で私たちが２回視察した中には、９人乗りですか。そのマイクロバスで対応していた、２箇所ともそういう対応していた地域があります。そういう方向になぜいかなかったのか。そういうところまでの協議をしたのかどうなのかご報告願います。

議長（久田良平）

決算特別委員長鍛冶谷眞一君。

決算特別委員長（鍛冶谷眞一）

ご報告いたします。デマンドに関しては、今議事録を持ってきて見ているのですが、大変長い時間をかけて協議をしております。それは一つには、今向峠議員がおっしゃったように不公平感と PR 不足と使い方について周知していないんじゃないかということと、それから時間的なことで含めていったときに、本当に使う時間に上手く動いているかというようなことは議論しました。見ますとこの議事録でいきますと、最終的には福祉交通としての生き方をしっかりやっていかないと一部の事業者だけに渡すのではなくて町全体がこれをしっかり管理して欲しいというようなところで結論づけて終わっております。

議長（久田良平）

9 番向峠茂人君。

9 番（向峠茂人）

このデマンドタクシーの件については、もう少し先進地視察したのは総務常任委員会ですので、私もその委員会に所属していますので委員会としてももう少し委員の考えを拝聴しながら、もう少しつつこんだ討議をしていきたいと思っています。また執行の方の考えもあわせてお伺いしたいと思いますので、また次期の定例会にそういう考えをもっておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（久田良平）

他に、ありませんか。

（「質疑なし」の声）

議長（久田良平）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討 論

議長（久田良平）

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声）

議長（久田良平）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

認定 1 号から認定 1 4 号

議長（久田良平）

これから、採決を行います。お諮りいたします。

認定第 1 号「平成 2 2 年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 2 号「平成 2 2 年度能登町有線放送特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 3 号「平成 2 2 年度能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて」

認定第４号「平成２２年度能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第５号「平成２２年度能登町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第６号「平成２２年度能登町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第７号「平成２２年度能登町観光施設特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第８号「平成２２年度能登町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第９号「平成２２年度能登町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第１０号「平成２２年度能登町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第１１号「平成２２年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第１２号「平成２２年度能登町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第１３号「平成２２年度能登町水道事業会計決算の認定について」

認定第１４号「平成２２年度能登町病院事業会計決算の認定について」の以上１４件に対する委員長報告は認定であります。

委員長報告のとおり認定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（久田良平）

起立全員です。

よって、認定第１号から認定第１４号までの以上１４件は、原案のとおり認定されました。

常任委員会委員長報告

議長（久田良平）

次に、日程第１５議案第７５号「平成２３年度能登町一般会計補正予算」から日程第２４議案第８４号「平成２３年度能登町簡易水道特別会計補正予算」

までの１０件、及び、日程第２５議案第８５号「能登町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について」から、日程第４８議案第１０８号「奥能登広域圏事務組合規約の変更について」までの２４件、併せて３４件を一括議題とします。常任委員会に付託審査を、お願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長向峠茂人君。

総務常任委員長（向峠茂人）

それでは、総務常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第７５号「平成２３年度能登町一般会計補正予算（第３号）歳入及び所管歳出」

議案第７６号「平成２３年度能登町有線放送特別会計補正予算（第２号）」

議案第８５号「能登町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について」

議案第８６号「非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第８７号「能登町情報ネットワークセンター条例の一部を改正する条例について」

議案第１０４号「姉妹都市盟約の締結について」

議案第１０５号「石川県町村議会議員公務災害補償組合規約の変更について」

議案第１０６号「石川縣市町村職員退職手当組合規約の変更について」

議案第１０７号「石川縣市町村消防賞じゅつ金組合規約の変更について」

議案第１０８号「奥能登広域圏事務組合規約の変更について」

以上１０件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたのでご報告申し上げます。

以上をもって報告を終わります。

議長（久田良平）

次に教育民生常任委員長南正晴君。

教育民生常任委員長（南正晴）

教育民生常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第７５号「平成２３年度能登町一般会計補正予算（第３号）所管歳出」

議案第７７号「平成２３年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」

議案第７８号「平成２３年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」

議案第７９号「平成２３年度能登町介護保険特別会計補正予算（第２号）」

議案第 88 号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 89 号「能登町体育施設条例の一部を改正する条例について」

議案第 90 号「能登町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 93 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 94 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 95 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 96 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 97 号「公の施設の指定管理者の指定について」

以上 12 件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（久田良平）

次に産業建設常任委員長酒元法子君。

産業建設常任委員長（酒元法子）

それでは産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第 75 号「平成 23 年度能登町一般会計補正予算（第 3 号）所管歳出」

議案第 80 号「平成 23 年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」

議案第 81 号「平成 23 年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」

議案第 82 号「平成 23 年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）」

議案第 83 号「平成 23 年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）」

議案第 84 号「平成 23 年度能登町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）」

議案第 91 号「能登海洋深層水施設条例の一部を改正する条例について」

議案第 92 号「能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」

議案第 98 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 99 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 100 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 101 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 102 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 103 号「公の施設の指定管理者の指定について」

以上１４件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、株式会社能登町ふれあい公社への指定管理者の指定に関する案件につきましては、株式会社として指定する訳ですから町と切り離し独立採算で経営にあたるよう指導して欲しい、というご意見がありましたことを申し添え、報告を終わります。

議長（久田良平）

以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（久田良平）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

１１番志幸松栄君。

１１番（志幸松栄）

教育民生委員長にお尋ねしたいと思います。指定管理者部門ですけれども、９３号から９７号まで。指定管理者の指定についてですけれども、９７号の問題ですけれども、特に教育部門並びに文化部門の指定管理だと思います。この問題について全協でも、多々色んな議論がなされましたけど、この委員会の中でどのような議論をされたか、また、時間をどのような格好で費やされたかお尋ねしたいと思います。

議長（久田良平）

教育民生常任委員長南正晴君。

教育民生常任委員長（南正晴）

志幸議員のご質問に関してですが、当委員会といたしましては１２月８日及び１２月１２日の２回に渡り委員会を開催いたしました。委員会では先ほど産建の委員長が言われましたように、民間になるんだからというやはり同じような意見が出されましたもので、当然、担当課長及び局長、ふれあいの里公社事務局長にも出席を願い詳細に説明を聞き、職員の今後の身分保障なども聞いたうえ、総合的に判断し当委員会としては可決すべきものと決定いたしました。以上で終わります。

議長（久田良平）

他に質疑ございますか。

（「質疑なし」の声）

議長（久田良平）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討 論

議長（久田良平）

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

議長（久田良平）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議案第 7 5 号から議案第 8 4 号

議長（久田良平）

これから、採決を行います。お諮りします。

議案第 7 5 号「平成 2 3 年度能登町一般会計補正予算」

議案第 7 6 号「平成 2 3 年度能登町有線放送特別会計補正予算」

議案第 7 7 号「平成 2 3 年度能登町国民健康保険特別会計補正予算」

議案第 7 8 号「平成 2 3 年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算」

議案第 7 9 号「平成 2 3 年度能登町介護保険特別会計補正予算」

議案第 8 0 号「平成 2 3 年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算」

議案第 8 1 号「平成 2 3 年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議案第 8 2 号「平成 2 3 年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算」

議案第 8 3 号「平成 2 3 年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算」

議案第 8 4 号「平成 2 3 年度能登町簡易水道特別会計補正予算」

までの以上 1 0 件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（久田良平）

起立全員であります。ありがとうございました。

議長（久田良平）

よって、議案第 75 号から議案第 84 号までの以上 10 件は、委員長報告のとおり可決されました。

採 決
議案第 85 号から 108 号

議長（久田良平）

次に、

議案第 85 号「能登町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について」

議案第 86 号「非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 87 号「能登町情報ネットワークセンター条例の一部を改正する条例について」

議案第 88 号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 89 号「能登町体育施設条例の一部を改正する条例について」

議案第 90 号「能登町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 91 号「能登海洋深層水施設条例の一部を改正する条例について」

議案第 92 号「能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」

議案第 93 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 94 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 95 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 96 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 97 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 98 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 99 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 100 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 101 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第１０２号「公の施設の指定管理者の指定について」
議案第１０３号「公の施設の指定管理者の指定について」
議案第１０４号「姉妹都市盟約の締結について」
議案第１０５号「石川県町村議会議員公務災害補償組合規約の変更について」
議案第１０６号「石川縣市町村職員退職手当組合規約の変更について」
議案第１０７号「石川縣市町村消防賞じゅつ金組合規約の変更について」
議案第１０８号「奥能登広域圏事務組合規約の変更について」の以上２４件に
対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（久田良平）

起立全員であります。

よって、議案第８５号から、議案第１０８号までの以上２４件は、委員長報告のとおり可決されました。

休 憩

議長（久田良平）

ここで、暫時休憩いたします。（午前１０時３７分）

再 開

議長（久田良平）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前１０時４５分）

追加議案 発委第２号

議長（久田良平）

お諮りします。

本日、能登町議会議員定数等検討特別委員会委員長山岸昭夫君から、発委第２号「能登町議会議員定数条例の一部を改正する条例について」が追加提出されました。これを日程に追加し、追加日程第１として、日程の順序を変更して

直ちに議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

提案理由の説明

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、発委第2号「能登町議会議員定数条例の一部を改正する条例について」を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1発委第2号「能登町議会議員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。能登町議会議員定数等検討特別委員会委員長山岸昭夫君。

議会議員定数等検討特別委員長（山岸昭夫）

ただいまより発委第2号能登町議会議員定数条例の一部を改正する改正案のご報告をしたいと思います。

この議案は別紙のとおり地方自治法第110条第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提案をさせていただきました。この改正案は現能登町定数は地方自治法第91条1項の規定により現行は18名となっております。能登町議員定数は地方自治法第91条1項により改正案として18名から14名の提案をするものであります。この条例改正にあたり議員の総意により6名の委員を選出し、特別委員会を設置し6月より半年に渡り議論を重ねただいまに到りました。委員の論点は多く議論されましたが、中でも町がすすめている行政改革に並行しその中で多くの人口減が生じております。これに対応するのに、減が最もふさわしい議会のあり方として我々委員会は提出いたしました。

どうか賢明なる議員各位におかれましては、ご賢察をいただきご同意を賜りますことをお願いし提案者の1人としてこれで報告を終わります。どうもありがとうございました。

質 疑

議長（久田良平）

以上で提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。18番大谷内義一君。

18番（大谷内義一）

私は、ただいま提案された議件について反対の立場から議論させていただきたいと思います。

議長（久田良平）

大谷内議員、質疑ということなので討論ではありません。

議長（久田良平）

質疑はありませんか。14番鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

長い間かけて検討していただいたのですが、私はずばり分からないのが、4名減になったその根拠、経緯を尋ねたいと思います。

議長（久田良平）

定数検討特別委員長山岸昭夫君。

議会議員定数等検討特別委員長（山岸昭夫）

同僚議員の鍛冶谷さんから根拠を示せということですが、根拠はただいま申し上げたとおり合併してから2000名の住民の人口減が生じております。これにおいて、議会としては、安座していいのかという思いから、委員各位のご指摘をいただき4名減が将来の議会のあり方として、すぐまた改正案にもっていかないというふうな結論に達しましたので4名減というふうなご提案をさせていただきました。

議長（久田良平）

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声）

議長（久田良平）

これで質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（久田良平）

これから、討論を行います。討論はありませんか。

議長（久田良平）

18番大谷内義一君。

18番（大谷内義一）

どうも先ほどは失礼いたしました。

私はこの特別委員会ということで6人の皆様方が長い時間をかけて、この18名を14名にということに到達されたその努力については私は評価をさせていただきたいと思っております。ただ私は、今この時点で14名というのは、いささか時期尚早でないかという観点からこの席に立ったしだいでございます。必ずこうした議員定数とか、あるいは職員の減というようなことが話題になると、取り上げられるのは私は3点ほどあると思っております。まず1つは先ほど委員長が言われたようにその自治体の人口の減少とか増えたとかということが一つの尺度としてあります。それからもう1つは、隣接の町村、よく似た自治体はどんなことをやっているのかということも参考にされると思っております。それからもう1つは財政ですね。その自治体自治体における財政の強弱によってもこの職員数とかあるいは議員定数というのが必ず話題になるものですね。私はこの3点が必ずこういう問題になると出てくると思っております。これは、当然、判断の材料として参考とすべきものであるということは現実的な事実でございます。ただ、私が今この席に立って申し上げたいのは先ほど、申し上げたように時期尚早という言葉を使ったんですが、みなさんご存知のとおり、我々自治体はそれぞれの自治体として個性を持つべきだと思うし、持っていると思っております。ですから、皆さんもご存知のように例えば、野々市のように5万人の人口になったから市にするという自治体もあれば、岩手県では5万人の人口がいるけれども村という名称を掲げているところもあります。それからですね、例えば、市という名前はついているけれども人口は2万をきって、それでも議員の報酬は年間600万円以上もらっている自治体もあります。それから、その反対の自治体もあります。それはやはり、それぞれの自治体が自分の自治体の現在を眺めながら、将来を眺めながら選択しているものだということのように思っております。私がこの席に立った理由は、合併をしてからわずか6、7年しか経っていないこの次期において、本当にこの議員定数をですね一挙に4名減らしていいのかというのが私の素朴な疑問なんです。というのはで

すね、例えば、この石川県民性とか、富山の県民性とか、あるいは京都人とか大阪人とか言われるような、そういうのはやはり何百年何十年の歴史の中からそういう共通した私は認識が生まれてきているからそういう言葉が使われるだと思っうんですね。そういう意味からいうと、私たちはやはり合併して少なくとも20年ぐらいかけないとこの能登町としての共通した文化、認識というものが生まれないうと思っうんですね。ですから、その時点まできたら、私は考えてもいいんではないかという意味で時期尚早だということを申し上げているんです。私たち議員は、やっぱり町民の側に立って特に合併してからのエゴ的なものを少しでも減らしていくという努力を我々議員は先頭に立って私はやるべきであるというように思っております。そういう時に議員が減るということはですね、戦力が弱まるという、町の戦力が弱まるという私は懸念を持っております。

そういう意味で私は現在提案されました14名というものについては、同意出来ないうこととてこの席に立ったことをご理解をいただきたいと思っいます。以上です。

議長（久田良平）

次に、原案に賛成者の発言を許します。7番河田信彰君。

7番（河田信彰）

私は賛成の立場で討論させていただきます。

9月定例会での山岸委員長からの口頭と書面での報告、並びに議会広報にその趣旨が掲載されましたので、私は別の角度から、そしてまた、住民の声の代弁として、発委第2号議会議員定数条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

私が子供の頃、秋に宇出津の町に大きな市が開かれ、たくさんの夜店に柳田や内浦からも大勢の人々が集まり、その大きな賑わいは私を楽しませてくれたものでした。この賑わいも、年々夜店の数が減り、今年はずロとなつてしまい、大変残念に感じております。日々、商店街を見ても同様に、通行人はまばらで閑散としたものとなつてしまいました。

また、町内企業の幾多の倒産も耳にし、驚きを隠し得ない昨今です。知人には勤務先の事業縮小により解雇された者、自営の者では人口の減少による客足の減少で廃業し、出稼ぎに行った者もおります。

このような町の冷え込みからか、昨年秋に実施された国勢調査人口の減少率は県内最大となる10.22パーセントの減少で、合併した年の平成17年の時と比べれば2200人も減っていることを知り、友人知人のことを思い出したものでした。

また、マスコミはＴＰＰによるメリット、デメリット議論を報道していますが農業や漁業が基幹産業である我が町には今後大きな不安を抱かせるものです。予算書の歳入を見れば国や県からの支出金と借金のほかに、わずかな税金となっています。今後においては、合併による地方交付税の恩恵も３年後からは段階的に削減され、更には東日本大震災による復興財源は、国から町への依存財源に対し大きく危惧させるものです。

こうした中にあっても、今を生きる私達に課せられた役割は、いかにして持続可能な社会を構築するかであるということと言うまでもなく、町民の痛みを共にすべきです。合併時に定めた定数は、もはや改正の時期が来ているのです。

議員数の削減は議員自らの資質、能力、責任感を向上させ、議会の役割になんら影響なきものと確信し、議員各位のご賛同を願い、賛成討論といたします。

議長（久田良平）

討論はありませんか。９番向峠茂人君。

９番（向峠茂人）

私はこの議員定数特別委員会委員長報告の１８から１４の条例に対して、私は反対の討論をしたいと思います。

先ほど委員長の報告にもありましたとおり、すべからく定数減、すなわち人口が減るから議員定数を減らせ。そしてなおかつ、減らしたからには議員報酬を上げろ。これでは私は町民の理解を得られるものではありません。まず、なぜ定数減や報酬減からこういう話題が入ってくることなく、どういう議会を作るかという議論を先に進めなければなりません。先ほど大谷内議員の反対討論もありましたけど、能登町におかれたこの議会の立場をしっかりと考えてみるに、先般１１月、１８人の定数の選挙を行って１年も経たないうちに定数減。まして町会区長会から意見書が出たから減らさなければならん。これでは私は議会の主体性がないと考えます。本来ならば、会議規則だけでなく議会基本条例をきちっと構築し、その中でこういう定数問題、報酬問題を住民参加のもとで、ある程度の期間を要し、議論をし、構築していくのが筋だと思います。隣の町がしたから、隣接がそう、世の中の傾向がそう、そうならば隣の町が増やせば議員を増やすんです、報酬を上げるんです。それじゃ能登町議会としての魂がありません。まず、定数、なによりもこの議会を考えた場合、定数を数えるならば本議会中心の議会なのか、委員会中心の議会なのか、それによっても定数は違ってきます。本会議中心ならば１４とはいかなくても１６でもよいと思います。しかし今いろいろな難問題を抱えた各自治体考える場合、やはり委員会を中心した議会運営をなさなければならないと思います。そういう点から言

いましてやみくもに議員を減らすということは果たしてそれは議会のとる道か、私はもう一度ゆっくりと考えるときが必要かなと思います。先般、こういう問題が起きてから、私もいろいろと町民の意見を聞きました。町民の意見は、なぜ議員の削減が矢面にたつかといえば、住民に対して議会が、議会活動が鮮明に反映されていない。映っていない。届いていないのです。もちろん私も含めてですけど、こうしてみますに議員のモラルの低下。専門知識の不足。何かとすれば選挙運動に走り勝ちな議員の活動。そういうことに私利私欲にみられてもおかしくない現状が能登町議会かと私は思います。もちろん繰り返しになりますが、私も含めてです。これからは、住民参加の議会であらなければならないし、執行機関と切磋琢磨する議会にしていかなければなりません。また最近、報道にもものっています。定例会期制がいいのか通年議会がいいのか。これも論じていかなければならないと思います。まず、私たちに残された任期はあと3年弱あります。その中において、もう少し会議規則から議会基本条例をきちっと作る、バージョンアップ、最高のそういう条例を作っていく努力をすることが大事かと思います。能登町の一般会計をみるに、今定例会の補正を組むと約160億の予算計上であります。果たして、この特別会計をいれると250億近くになります。こういう膨大な予算を執行監視チェックする機能として果たして14人が妥当なのか。もう少しそういう点も議員各位が冷静に考える必要があらうかと思います。常に町民は、私の考えですけど、定数減とか歳費が高いとかそういうことは、議員活動が鮮明に映らないからそういう言葉に表れるんじゃないかと思います。そういう意味で、もう少し私個人も含め、議員各位に大変失礼ですが、今一度奮起して町民のために再度勉強して活力ある能登町のためになる議会をもう少し真剣に捉えていくのが先の仕事かと思います。

そういう意味で私はこの定数18から14になるこの議案は大谷内議員と同等、時期尚早であります。言葉足らずでございすけれど反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（久田良平）

討論ございませんか。6番椿原安弘君。

6番（椿原安弘）

私は賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど河田議員のほうからも申し上げましたが現在の能登町の状況は過疎化が進む一方であります。昨年の国勢調査でも人口の減少率が県下で最も高いという状況であります。県下の議員定数の状況は減少減少という状況に進んでおります。奥能登近隣の市町でも削減に努めております。この改正は3年度にな

るんですが、あと3年も経てば当町の人口は確実に減少することが避けられない状況が目に見えております。また、当町の執行部においても、職員の早期勸奨退職など行政改革に進めている状況にあることから、この際、我々議会も自ら身を切らなければならないと思います。こういったことから平成26年10月の一般選挙から4名減の14名が妥当と思われますので賛成討論とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（久田良平）

他に討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

議長（久田良平）

これで討論を終わります。

採 決

議長（久田良平）

これより、発委第二号「能登町議会議員定数条例の一部を改正する条例について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（久田良平）

はい、ありがとうございました。起立多数でございます。

よって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査

議長（久田良平）

日程第49「常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

総務常任委員会をはじめとする、3常任委員長、及び特別委員長から目下、各委員会で調査・審査中の事項について、又、議会運営委員長から、本会議の

会期日程等、議会の運営に関する事項について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された議件は全部終了いたしました。

閉会の挨拶

議長（久田良平）

ここで、持木町長から発言を求められておりますので、これを許します。
町長持木一茂君。

町長（持木一茂）

平成23年能登町議会第4回定例会を閉会されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

8日から開会されました今定例会では、平成23年度一般会計補正予算はじめ、条例の制定・改正や姉妹都市盟約の締結、公の施設の管理者指定、一部事務組合規約の変更など、多数の重要案件につきまして、熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決をいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、今会期中、議員の皆様から賜りました御意見、御要望等につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、町政の運営に遺憾なきを期しますとともに、予算の執行につきましても慎重を期してまいる所存であります。

さて、昭和初期から能登杜氏の縁により人的交流が始まり、平成17年の能登町誕生後「災害時の応援に関する協定」を締結しました千葉県流山市との「姉妹都市盟約の締結について」の案件につきましても、議員各位の深いご理解により満場一致で可決いただき、誠にありがとうございました。明年1月に予定しております調印式では、議会を代表しまして議長に、また、町商工会や町観光協会からも代表者の方々にご同席をお願いしながら、流山市との新たな歴史を築いて参りたいと考えております。調印後は、行政はもとより経済界が今ま

で以上に物的、人的交流を一層深めていただくことで、流山１６万都市はじめ、流山の姉妹都市である福島県相馬市や長野県信濃町からも来訪者を大いに期待するものであり、議員各位には、今後とも御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本年もいよいよ押し迫り、日々厳寒に向かいます折から、皆様には切に御自愛くださいますとともに、御多幸なそして素晴らしい新春をお迎えくださいますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉議・閉会

議長（久田良平）

これをもちまして、平成２３年第４回能登町議会定例会を閉会いたします。皆様、９日間にわたり大変ご苦労様でした。

閉 会（午前１１時１７分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成２３年１２月１６日

能登町議会議長 久 田 良 平

会議録署名議員 南 正 晴

会議録署名議員 向 峠 茂 人